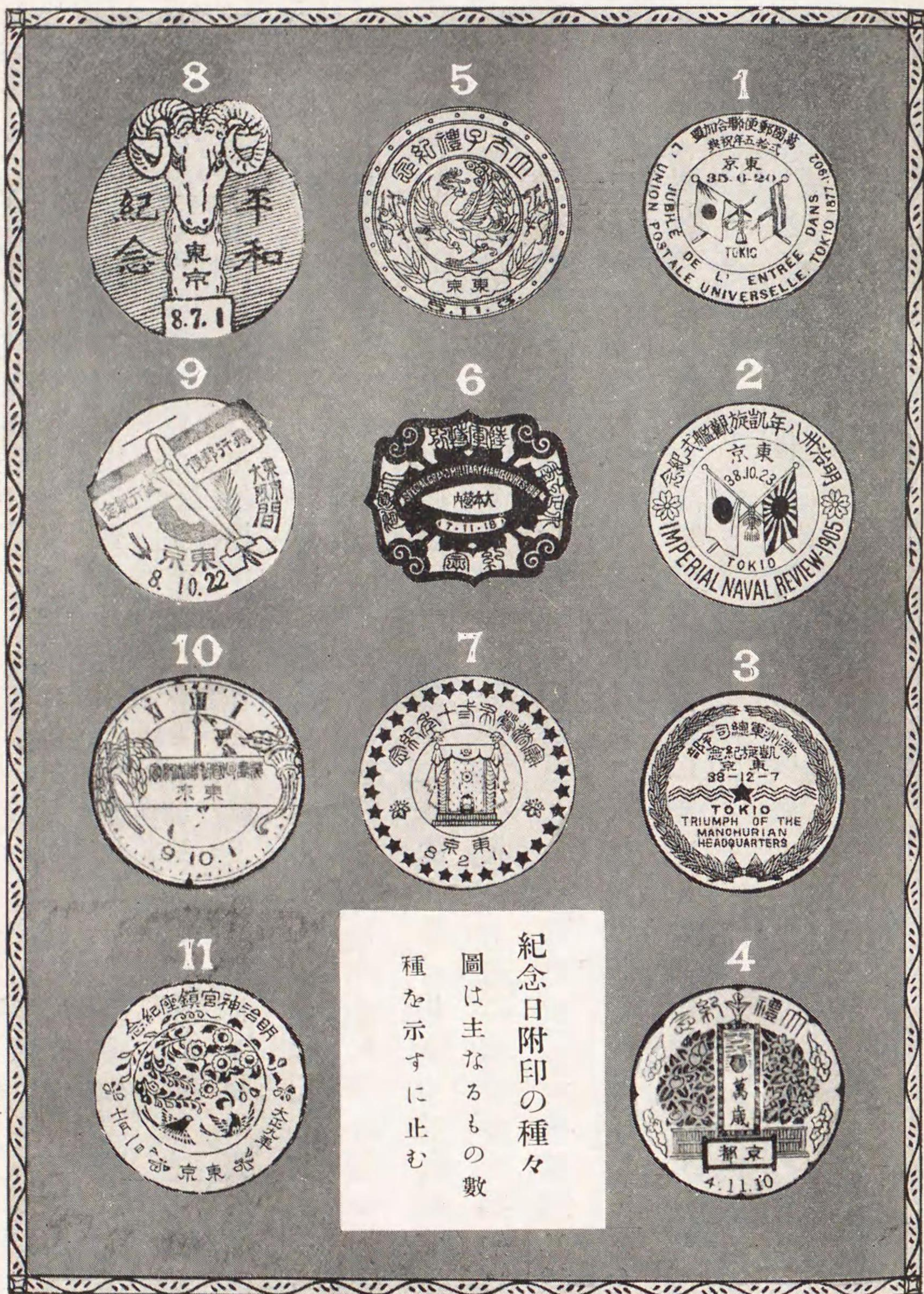


に依りしか、明治四十四年本邦自働消印機の發明ありて之を實用に供し、近く大正八年末米國式自働消印機を輸入し東京外十三局にて之を使用し、漸次之を廣きに及ぼさんとしつつあり。大正元年九月特殊取扱及有封書狀以外の郵便物には到着日附印を省略して事務簡捷に資し、近く大正九年十二月より之を有封書狀にも及ぼすこととせり。尙新なる施設として大正八年九月主要局に於て警句入日附印の使用を試み通信利用上一般の知悉すべき事項又は貯蓄思想喚起等の上有益なる短句を美的意匠を施せる日附印面に挿入して事業の周知に資し、又第三種以下の郵便物として從來試験的使用に屬せし回轉式日附印を日附印の形式に加へ、大正五年三月より使用せしむるに至れり。

紀念日附印 は通常日附印と異なる特殊の印形又は肉色を用ふる日附印の義にして、其創始は西曆一九〇〇年(明治三十三年)瑞西ベルン府に於て萬國郵便聯合二十五年紀念祝賀祭に使用したるに在り。我國亦明治三十五年六月萬國郵便聯合二十五年紀念祝賀祭を開催するに方り特殊印影を用ゐたるに其端を發し、以來國家的慶事祝儀重要事項紀念の場合に其使用を見るに至る。翌三十六年姫路方面



陸軍大演習に方り野戰郵便事務實習に際し同郵便局をして特殊の形式に依る日附印を使用せしめたるあり、之れ普通日附印の例外に過ぎざるも、懸て陸軍大演習に於ける特殊日附印使用の備を爲すに至れり。特殊肉色の使用亦幾次の變革あり、現時褐色を帯ひたる鶯色を使用することとなれり。特殊日附印の使用は前後七十八回を算し、其印面亦同形の單調を避けて屢變形のものを使用し、其主なるものを示すときは前圖の如く、事件に應じて夫、特殊の考案を施せり。而して是等日附印の使用に就き日露戰役當時は第一種及第二種郵便物に用うるの外、便宜廣く押捺の需に應じたるため多種多様の物件を携へて押捺を請ふものあり、其煩に堪へざるより爾來繪葉書及押捺の希望を以て差出したる其他の第一種及第二種郵便物の引受に限ることとし、尙祝典等開催の當日及其後數日の範圍に於て料金完納の郵便繪葉書に對し使用局に於て押捺の需に應ずるを例とするに至れり。

第三節 郵便物の類別と其變遷

通常郵便物 は信書即ち書狀及葉書の外新聞雜誌書籍見本雛形等國民智識の

開發又は産業の助長に資すべき物件を其内容とすること各國郵制の通態とする所にして、我郵便創始の際は所謂信書郵便のみなりしも、明治五年發布の郵便規則に至りて是等各種類を明定し、明治十五年郵便條例の制定せらるるに及び郵便物を第一種乃至第四種に分ちて同一料金を課すべきものを同一名稱の下に聚め、第一種書狀第二種葉書第三種毎月一回以上發行する定時刊行物及其附録第四種書籍帳簿類及見本雛形農産物種子等とし、明治二十八年に至り別に第五種を設け農産物種子を第四種より分ちて之に屬せしむ。爾來通信利用の發達に伴ひ各種類中又幾多分岐を見るに至り、各其郵便物自體の性質及利用の機會に應じ努めて低料取扱の利便を享けしめむことを期せり。今其種類の序を逐ふて由來を窺ふに先つ

第一種 書狀 は文字の生れたる以降に於ける第一次の通信方法とすべく、其獸皮竹簡木枝等に文字を刻して傳達の用に供したるより夙に簡牘又は刀筆の稱あり。布帛より紙の發明に至りて通信の料具更に備はり、文運隆興し、人事交渉漸く繁を加ふると共に、之か送受媒介の設備を俟つや久しきものあり。故

に我郵制創始に方り先つ行はれたるものも亦書状なりとす。其料率の變遷を見るに當初五匁を單位とし東京より横濱迄二百文等とし、静岡迄五百文等とし、以上五匁毎に其半額を増したるを、四年十一月毎二匁二十五里以内二百文、五十里以内二百文等に改め、翌月料金を据置きて量目を四匁に引上げたるか、六年三月に至り更に之を毎二匁市外二錢、市内一錢となせり。明治十五年郵便條例の制定に至りて市内市外の別を撤し毎二匁二錢の率に依り、其後明治三十二年三月郵便料金引上と共に毎四匁三錢となりて現時に至る。先之各地方管内官民發着開封書状に料金低減の制あり、明治六年六月之を設けたりしか郵便條例の制定と共に廢止せらる。明治四十年三月印刷したる無封書状に低料郵送の制を認め、次て保險申込書運送々状其他之に類する書類に及ぼして以來、多數書類中之に則るべきものと否との分岐甌別困難なるものあるより、大正六年五月其範圍を明かにするに至れり。其市内特別取扱及約束郵便に依るものに就きては別項の説明に譲る。

第二種 郵便葉書 在りても明治六年十二月之か創始の際市外一錢、市内半錢にして、明治十一年地方管内官民往復のものに對しては五厘葉書を用ふることと

したるも、是亦郵便條例の制定と共に一般と同一に歸するに至れり。明治十七年往復葉書を設け、三十二年料金改正に際して通常一錢五厘、往復三錢となり、翌三十三年十月郵便法の實施に際して封緘葉書三錢の發行及私製葉書の使用を認むるあり。而して私製葉書の使用は葉書の利用上一新生面を開き、其特に用箋に代へて葉書臺紙を使用するあり、將た繪葉書を以てするあり。就中繪葉書の使用は通信を趣味化して交情流露の上に格段なる生彩を添ふるに至り、以來頓に繪葉書の流行を坊間に見、日露戰役前後に於て其最も著しきものあり。今や其利用浸漸して何人も隨時隨處に之を利用するの風を爲し、其間屢官製繪葉書の發行せらるるあり。能く時代の好尚に投せるのみならず、兼ねて社會教育の媒介を爲し一片の消息をして花信鳥意の趣を添へしむるに至る。其業務的なるものは廣告案内等に利用して取引宣傳の便に資する等用途益多きを加へ、現に通常葉書百枚に對し私製葉書十六枚の割合を示すに至れり。而して繪葉書の紀元は普佛戰爭の時普軍に於て戰況を描寫して發行したるに在りと傳へらる。

第三種 新聞紙其他定期刊行物 と其郵送との關係に就きては太た興味あ

る來歴を有するものあり。即ち明治四年十一月書籍類見本と共に新聞紙の低料郵送を認めたるも當時新聞紙の行はるるものなきより明治元年頃中外新聞もしほ草等發刊されたるも廢刊となる(前島驛遞頭は其文化開發の上に喫緊なるに鑑み、太政官に對し各府縣に向つて新聞原稿の送付を照會すると共に郵便報知新聞を發刊せむことを稟議せり。然るに紙面記載事項の全體に就き驛遞頭其責に任すれば可なりとの指令を得たるに依り、其意を承け一私人を選みて其業を起さしめ、明治五年六月郵便報知新聞として初號を出したるか、之れ實に我國新聞の權輿を爲せるものなりとす。當年の取扱數僅かに四萬にして翌年には五十萬となり、明治二十年千八百萬を算するに至る。其料金に就ては當初一號一ヶ五十里以内四十八文以上なりしか、翌年九月五十里以下五厘に改め、以來書狀・葉書等の料金に伴ひて屢變更あり、明治八年には毎十六匁一錢としたるか二十年に至り五厘に低減し、明治三十三年量目單位を二十匁に高めて今日に至る。二ヶ以上を一束としたるものに對しては當初より其取扱を異にしたるか、明治四十年三月に到り其區別を撤して一部一ヶの場合と等しく總量計算に依るこ

となせり。第三種郵便物の認可は明治三十三年以降地方監督局長の裁量に委ねられ、現時之に該當するか爲めには月一回以上逐號刊行し、記事の性質終期を豫定すへからすして書籍の性質を有せず、且政治時事・農工商・學藝等公共の性質を有する事項を報導論議するものなること等を要件とす。其取扱數累年増加して、大正八年度に於ては二億六千萬を算するに至れり。

第四種 書籍印刷物見本等

も亦明治四年十一月之を認め、料金毎十六匁五

里以内半錢等とし、十五年に至り每三十二匁二錢に改め、三十三年每三十匁二錢として今日に至り、尙其間又幾次の改正あり。本種類に包含すべき郵便物も漸次其品種を加へ、寫眞・書畫・圖・博物學上の標本等あり、殊に明治三十三年之に加へられたる業務用書類は各種取引計算等に關する書類の送受に使用せられて實用甚た多し。尙第一種及第三・四種を通し大正六年五月盲人用點字を以てする書狀及印刷物に對しては、特に單位當料額に對する重量を増加して其送受に便せり。

第五種 農産物種子

は明治二十二年八月第四種郵便物として認められ、料

金毎三十匁二錢なりしか、二十八年三月第五種に改めて料金を半減せり。農産物種子は新聞紙等と共に最も低料取扱の著しきものにして、之れ即ち産業奨励の趣旨に基づくものに外ならざるなり。明治三十二年郵便條例を改正して郵便物の容積制限を擴めたるは主として蠶種臺紙の寸法に伴はしむるの趣旨に出で、又第三種以下の郵便物は開封を原則とするも、蠶種は密封郵送を可とするものあるを以て、特に差出の際郵便局の承認を受け密封するの便を興ふるあり。蓋し養蠶は我重要産業にして其發達に伴ひ蠶種の郵送せらるるもの多く、殊に夏秋蠶種の如きは短日間に孵化するを以て、之か遞送を迅速にし、加ふるに容積重量共に大なる爲、其多數の場合には特便を設くる等、郵便取扱上一の行事を爲すに至れり。

小包郵便物 の創始及發達に就きては曩に述べたる如く、創始後十年を経たる明治三十五年里程に依る料金の等差を去りて同一郵便区内及区外の二とし、前者は量目の別を問はざることとせり。明治四十年普通取扱の制を認めて受授の手續を簡便ならしめたるか、之れ歐米各國尙其例罕なる方法に係れり。量目制限は

當初一貫五百匁迄なりしを、明治四十年一貫六百匁に擴む。其遠近均一料金及通常郵便と均しく住所配達の方法に依ることは又本制度の特色とする所にして、小貨物送受の爲め必須の設備として其取扱數累年増加し、大正八年度四千一百萬個を算するに至れり。

以上は所謂普通取扱に於ける郵便制度の一斑なり。之に對し諸般

特殊取扱 方法の存するあり。郵便利用の進歩に伴ひ特殊取扱の方面に於て特に其種目を増すと共に、其取扱方法亦複雑を來せり。而して其送受の手續を格別に鄭重ならしむあり、簡易にするあり、低料取扱を爲すあり、其物件自體の性質將た其送受の時期に依り特別の方法を執るあり、甚た多岐に渉るものありとす。

書留 は明治四年正月布告の郵便規則に於て、大切ノ書狀ニシテ先方ノ返書又ハ受取書ヲ要スル場合ニ於テハ倍額ノ賃錢ヲ以テ其返書又ハ受取書ヲ差出人ニ送達スルことを規定したるに始まり、其十一月の郵便規則に於て書留郵便の制を設け、郵便局の帳簿に登記して遞送配達を受授を證することとし、普通賃錢の外手数料二十五里以内二錢 其他四錢を徴するの制あり。當時尙送受の手續を鄭重にするに止ま

り、其亡失の場合に就き何等保障する所なかりしか、明治三十三年郵便法制定に際し一通十圓の賠償を認むることとせり。小包郵便にありては創始の際より凡て書留同様の取扱に依り、るか、明治四十年に至り書留及普通の二とし、普通取扱に對しては送受の記録を省略すると共に、其亡失毀損に對し損害賠償の責に任せざることとせり。小包の亡失毀損の賠償は郵便法以前に在りては價格登記に對してのみ行はれたるも、明治三十三年郵便法に依りて價格表記以外の小包に對しても之を認められ、其書留小包亡失毀損の場合に於ける賠償金額は現時二百匁貳圓以上二百匁迄毎に壹圓として亡失並に毀損の程度に應して之を爲すものとす。書留は特殊取扱として其由來古く、利用又年と共に進み、大正八年度引受數通常三千五百萬、小包千四百萬を算するに至れり。而して従前高價物品は價格表記に依らしむるの方針を執りたるも、明治四十三年一月、金銀、珠玉、有價證券の類は之を書留としても亦差出し得ることを認め、價格表記に比し遙に低率の料金を以て送受するの便を得るに至れり。

價格表記 は明治五年六月金子入書狀遞送規則なるものを發布し、先づ東京横濱間に實施し、六年三月改正郵便規則に依り貨幣封入郵便として之を全國に及ぼすに至れり。金額は一通五拾圓を限り陸運元會社をして其遞送を取扱はしめ、通常郵便料金の外に一定の遞送料を徴し、其賊難紛失等に對し郵便役所は其責に任せずと雖事實止むるを得ざるものの外該會社をして之を償はしむることとせり。然るに明治八年郵便爲替創始せられ、其取扱を漸次各局に及ぼすと共に貨幣封入郵便の實用少なく、明治十年乃至十六年の交は一年十餘萬の取扱を見たるも其後漸減して明治三十年には百數十を算するに過ぎず。又明治二十五年小包郵便創始に方り價格登記の制を設くる所ありたるか、明治三十三年郵便法の制定に際し、何れも之を價格表記として其取扱料金及送受の手續を改め、賠償額は表記金額を標準とすることとしてより其利用頓に加はり、大正八年度に於ては通常三十一萬小包二萬餘の取扱を見るに至れり。價格表記郵便は其内容に依り通貨及物品の別あり、就中前者の如きは受取人の宛所に現金を送達し得るを特色とし、何れも一箇千圓迄を差出すことを得べく、其書留と共に一種の保險郵便に屬するを以て亡失毀損の場合に於ては表記金額若は其毀損部分に對し相當賠償を受くることを得

へし。而るに動もすれば通貨を價格表記と爲さずして差出すものあり。其を之違則として差出人に還付する場合、不足額の二倍料金を徴するに過ぎざりしも、制裁緩なる故を以て大正七年三月通貨價格表記料金の三倍を徴することとせり。

證明郵便 配達證明引受時刻證明内容證明 三種の取扱あり。配達證明は其配達済の證明書を差出人に送付する方法にして明治二十五年三月創始せられ、通常小包共に書留價格表記郵便に對して之を爲すを得へし。引受時刻證明は書留通常郵便物に對して之を取扱ひ、引受に際して受領證に其時刻を記入し、其配達に對しては配達證明の手續を爲すものとす。本制度は鑛業特許實用新案等願書提出の日に依り権利の得喪に關係あり、其郵便物引受時刻に付屢紛争を生ずるとあるを以て之か救済の趣旨に依り明治四十一年四月より施行せらる。次に内容證明は通常郵便物の内容たる文書を郵便局に於て認證するの制にして、書留に限り之か取扱を爲し、文書の謄本を郵便局及差出人の手許に保留し、後日の照鑑に資せしむるものとす。是亦法律關係の複雑を加ふるに伴ひ商取引其他後日に證據の存在を要するもの漸く多きを加ふるを以て、之に備ふべく確定日附を以て

する舉證方法にして明治四十三年十一月實施せらる。各其大正八年度の引受數配達證明百四十七萬引受時刻證明一萬一千内容證明三十八萬を算し、何れも比年増加の狀況に在りとす。

特急送達 別配達速達 郵便別配達の制は創業當時之を存し、差出人より一定の増賃金を納付し、特便を以て配達方を請求する方法に依り、明治六年三月更に別仕立郵便なる制度を布き、里程の遠近に依り増賃金を納め、配達のみならず遞送も亦別便を仕立てたるか、明治十五年郵便條例制定に際し、此二種を合一して別配達とし、明治二十五年小包郵便の創始と共に亦之に及ぼせり。其取扱は書留及價格表記に對して之を爲すものとし、大正八年度の引受數通常十五萬小包一萬三千を算せり。而して別配達は各集配局に於て其配達を取扱ふも別に大都市に於ける急便に便する爲め、明治四十四年二月速達郵便の制を開き、通常小包共に普通特殊の別なく之か取扱を爲すものとす。蓋し大都市に在りては通信交通機關の發達に伴ひ普通配達の方法にては急需に應し難きものあるを以て、之に應ずるの設備に外ならず。現に之を施行せるものは、東京市内附近地を含む、東京横濱間並大阪市内、大

阪京都及神戸各相互間にして、市内は自轉車都市間は汽車電車等を利用し約三十分毎に發着便あり。大正八年度の取扱數通常百七十九萬小包八萬個を算せり。

配達の特例 留置私書函閉囊廣告郵便 留置郵便の制度は明治六年三月郵便役所留置書狀なる方法を施行したるに始まり、主なる局所に於て書狀に限り之を取扱を爲し、其受取の際は受取書等の手數を要したるか、明治十五年郵便條例の制定と共に各局に於て之を取扱を爲し、其受取の場合は書面又は口頭を以て受取人たることを證すれば足ることとし、大に利便を加ふるに至り、大正八年度に於ては通常小包を通し五十七萬の取扱を爲せり。郵便私書函も亦創業當時より之を存し郵便局に開閉用錠を附したる私書函を設置し、其使用人宛郵便物は配達時刻に係はらず之に配付し使用人は隨時開函受領する制にして、其使用料金は土地に依り差等あり。大正八年度の私書函渡郵便物數通常四千二百萬小包八萬個を算せり。閉囊配達は會社銀行商店等常に多數の郵便物配達を受くる向に於て豫め配達用囊を私製し之を郵便局に提供し置き、郵便物は配達の都度之に納め鎖錠の儘配達する方法なり、近く大正七年三月の實施に係れり。次に廣告郵便は日毎に民

戸を歴訪する郵便集配人を利用し、郵便物配達の序を以て廣告を播布する方法にして明治四十年四月より施行せられ、大正八年度中の取扱數三千七百萬個に上れり。

多數差出の特例 約束郵便市内特別切手別約 約束郵便の制は明治十五年十一月、一府縣管内約束郵便の制度に起り、其效用は郵便切手を貼付せず、料金後納の方法を認め、官報の如き夙に之を利用せるものあり。又府縣廳其他諸官廳と之に關する契約を爲し、其郵便物には「税濟印」を押捺することとせしか、之れ所謂公用郵便なり。三十三年郵便法制定に方り其範圍を普通郵便に依る定期刊行物及印刷物に限ることとし、次て四十年更に其範圍を擴め料金も亦低減する所あり。蓋し新聞雜誌の類は第三種郵便物として最も低料郵送の利便に浴するも、之に該當する爲めには曩に述べたる如く幾多の條件を必要とし、講義錄、會報、物價表等之に類して而も該らざるもの多々あり、之れ本制度の必要なる所以にして第三種郵便物以外の定期刊行物、印刷物及書籍類にして多數を差出すものに對し之を取扱を爲すに至れり。明治四十五年市町村其他官公署等に於て發する徵稅令書の類にして

一年一萬通を下らず、一時に百通以上發出するものは又約束郵便として極めて低廉なる料金に依り得ることとせり。大正八年度に於ける約束郵便取扱數一億四千萬通を算せり。

郵便料金は遠近均一の制に依るも、同一市町村内に同時に多數通常郵便物を差出す場合の如きは之か料金の負擔比較的輕からず、爲めに各種の社交又は業務的通信の送受を阻害することなしとせざるを以て明治四十二年十一月印刷したる同文の有封及無封書狀並同一内容の第三種及第四種各通常郵便物に限り、同時に百通以上差出す場合には市内特別取扱として特に低料にて差出し得る便法を開き、大正八年度の取扱二千五百萬通に上れり。切手別納の方法は同一内容の郵便物を同時に多數差出すものの爲めに一々切手を貼用するの不便を避けしむる爲にする方法にして、料金は一括して高額切手に依り別納するものとし、大正八年四月創始以降同年度中の取扱數三千八百萬を算せり。

訴訟及特許審判書類 民事訴訟法に基き裁判所の差出す訴訟書類は、訴訟法の定むる所に依り特別の送達方法を要するを以て、明治二十四年之か特別送達手續

を定め、一般郵便物の如く宛所配達よりも本人直渡を本則とする方法に依り、送達濟の上は其證明書たる送達證を裁判所へ送付することとせり。行政裁判所及海員審判所より差出す書類も亦此例に依り取扱ふものとす。又特許局に於ける特許法實用新案法、商標法、意匠法等に基く書類の送達方は、總て民事訴訟法に依る書類送達手續を準用せるを以て、是等書類郵送に對しても亦特別取扱の必要を認め、明治四十年十一月特許審判書類特別取扱制度を開けり、其送達に就きては全然訴訟書類と同一の方法に依るものと、配達證明の手續に依るものとの二種あり。大正八年度の取扱數、訴訟書類六十五萬、特許審判書類二千八百通なりとす。

年賀郵便 明治の初年には郵便を以て年賀の辭令に代ふるか如き方法廣く行はれず、郵便職員は尙衆と共に鼓腹して新春を娛しむの餘暇を得たるも、年を逐うて賀箋利用の習俗を爲し、明治二十三年には一月一日乃至三日間郵便物激増の爲集配度數を減回することとし、次て明治三十一年には一月一日より五日まで郵便葉書に到着日附印を略して取扱の緩和に資し、三十三年年賀郵便特別取扱の制を設けて毎年十二月十五日より二十九日迄の間に差出したる年賀郵便は翌年一月

一日の日附印を押捺し年内に豫め發送し置き、一月一日を俟て配達する方法を開けり。大正三年交通不便の地に宛てたるものは十二月五日より之か引受を爲すことに改め、大正八年末より約束郵便及切手別納郵便をも年賀郵便に施用し得るに至り、多數を差出すものの爲めに一層利便となれり。本制度の利用は郵便物輻輳に伴ふ遅延を防ぎ、特に繁激を極むる郵便官署の活動を調節する所以なるを以て之か宣傳に努め、其周知に伴ひて漸次好成绩を挙げ、大正八年末に於ては二億二千餘萬通の取扱數を示せり。

現金の取立 代金引換集金郵便 代金引換は通信販賣等に最も利便なる制度にして、明治二十九年九月小包郵便に對して之を施行し、郵便法の制定と共に通常郵便に及ぼしたるも、價格表記に限りて之か取扱を爲したる結果、料金の關係上小量の物品をも強て小包とするか如き傾向を來せるあり。仍て大正三年十二月書留郵便物に對しても之か取扱を爲すこととして此不便を濟ひ、且取立金額を直ちに差出人の振替貯金口座に拂込み得ることとし、大正五年受取人居宅引換の便法を設くるに至る。其利用數累年増加して大正八年度取扱數通常四十萬小包約五百

萬を算せり。集金郵便も亦普遍なる郵便機關を利用する取引上の便法にして、明治三十三年十月現金取立郵便として創めたるも、取扱證券の種類狭少且料率高かりし爲利用少なりしか、明治四十四年十月集金郵便と改稱し、取扱證券の種類を増加すると共に料金を低減し、更に大正三年十二月之を振替貯金口座と連絡する所謂振替集金の方法を設け且證券の種類を擴め、代金の一部を取立を認むる等幾多改善を加へたる結果取扱高を増加し、大正八年度の取扱七百二十二萬に上れり。

無料郵便 に關しては明治五年郵便規則に於て「無賃遞送ノ書狀ハ邦國ノ大事及人民ノ利害ニ付官省寮司其他府縣廳ニ出ス建白訴訟歎願ノ書類ニシテ其表包ナク或ハ表包ヲ付スルモ其封緘ヲ施ササルモノハ量目三十目以内ハ皆無賃ヲ以テ之ヲ遞送スヘシ」書狀ノ届先相違等ノ故ヲ以テ郵便役所ニ向テ發スル所ノ書狀モ亦無賃ヲ以テ遞送スヘシ諸方出張ノ驛遞官吏及各地方ヨリ郵便ノ事項ニ就キ往復スル所ノ書狀モ亦無賃ヲ以テ遞送スヘシ」とあるに由來す。六年三月郵便事務に關する書狀は凡て無税とし、其六月驛遞寮の遞送免許を得たる新聞紙へ登載せんか爲め其社へ送付する原稿は帶封又は開封にて差出すものに限り重

量四匁迄無料とし、尙建白歎願書類に就ては其範圍及料金等に關し屢變更あり。郵便爲替貯金の開始と共に其業務に關する書狀も亦郵便の例に依るとせり。九年十月には勸業に關し關係官署間又は官民間の書狀種子等に關し無税遞送の途を開き、同十二月には建白に對する指令並各通信事務に關し官署間往復郵便物も亦總て無税としたるか、明治十五年郵便條例の制定に際し、郵便爲替貯金の事務に關するものに限るに至れり。明治二十七年六月戰時若は事變に際し海外へ派遣する軍隊・軍衙・軍人・軍屬等より發出する郵便物は軍事郵便物として郵税を免除し、三十七年三月制定の俘虜郵便亦同様の取扱を爲すに至る。通信事務に關するものに就ては明治卅三年郵便法中無料取扱に關する條項を設け、其後屢改正あり。現時之に屬するものは郵便・郵便爲替・郵便貯金・電信・電話・無線電信・無線電話・年金恩給支拂・國庫金受拂・收入印紙賣捌及簡易保險の事務に關するものとし、通信事務として通常小包を問はず、普通及特殊取扱に涉り其料金を免除さるるものとす。

第三章 外國郵便

第一節 外國郵便の端緒

國際郵便の起源 古來我國の對外交通は主として支那朝鮮に對して行はれたるも、廣く國民相互の通商開くるに至らず、却て屢干戈を動かして來往杜絶し將た鎖國の政策を執り、また通信制度の發生を見る餘地を存せず。然るに西歐諸國の如きは其邦疆の然らしむる所、夙に國際通信關係を醸成し、十五世紀の交フレデリック三世は其帝國及世襲諸邦の間に郵便機關を創設し、十六世紀に入りては英佛西伊日耳曼等諸國の間に郵便に關する協約の存在を見るに至れり。當時既に各國文化の開發に伴ひ國內郵便施設と共に國際郵便も亦漸次其規約を定め條項を加ふるに至りたるも何れも、關係國間の特約に存するを以て、其設備殊に料金に關する規定の如き區々に涉り、就中他國の媒介に依り郵便物を交換するものの如きは其組織尙單純にして通信上の不便尠なからず、料金計算關係等區々に涉りて業務の發達を阻碍すると尠なからざるものあり。爾來國際通商交通の進歩と共に相互の障壁を撤して簡易敏活なる通信制度樹立の必要各國の間に提唱せられ、遂に

一八六三年米國主唱の下に各國を規一すへき郵便上の原則を設定する爲關係諸國の會同を見るに至れり。之に参加したるは佛英・奧普・伊西・白和・蘭葡・瑞西・丁米・布哇・ハンス同盟及コスタリカの十五國にして、巴里に之を開催し、國際郵便の綱領を造りて討議したるも機運未だ熟せず、充分なる成果を見るに至らずして止みたるも、萬國郵便聯合なるものは實に此時に胚胎して其後に於ける協約の基礎を爲し、各國相互の特約に於て其議定條項を採用したるもの少しとせさりき。翻て之を

我國外國郵便創始の事歴に徴するに維新當初英米佛三國は開港場たる横濱・神戸・長崎に各自國郵便局を設置し、其官憲及居留民の海外との通信に使せり。當時米國の如きは横濱一馬車會社をして日、京濱間を往復せしめ、兩地に在る外國人の信書は之に依りて送受しつゝありたるも、本邦關係のものは私信は勿論、公信と雖送達手續の欠缺に籍りて之か疏通の方法を講せず。英佛各郵便局亦概ね之に類する方法に依り、其不便利甚たしきものあり。即ち之か應急措置の必要を認め、郵便創業の翌五年三月海外郵便手續を制定し、是等郵便局の媒介を以て僅に郵便物發受の方法を設くることとせり。其際驛遞寮より横濱郵便局へ宛てたる達

書に曰く

海外各國へノ通信方法未タ御條約ハ不被爲候得共別紙規則ノ通御決定今般御發行相成衆庶ノ便被爲謀候ニ付テハ自今其港ニ於テ右事務萬端取扱方御心得可有之尤モ各地表面賃錢ハ各郵便船ノ定價ヲ折衷參酌ノ上取調次第依テハ發船ノ都合可有之候得共成丈ケ廉價ノ方へ御着意御出方省減ノ見込ヲ以テ御取付可有之此段及御達候也(別紙略)

と。右海外郵便手續に依れば、邦人の海外へ郵便を差出さんとする者は、先づ驛遞寮に願出て、驛遞寮は更に之を各國郵便局へ依頼せり、故に差出人は其封皮を二重にするを要し、郵便料の如きも信書一通例へは瑞西へ四十六錢、米國へ二十八錢の高税に當れり。又其本邦人宛郵便物は是等各郵便局に乞ふて私書函を借受け、驛遞寮に於て其差入ある郵便物を受領することとし、僅に其送受の連絡を取ることを得たり。乍併永く斯る方法に甘んずることを得ず、一面對外關係の頻繁を加ふるに伴ひ秩序ある郵便交換條約の必要を感じ、驛遞總監前島密氏は先づ米國公使デロング氏に通し其贊助を得て郵便條約の商議を開き、準備成りて明治六年(西曆

一八七三年八月茲に

皇米郵便條約

(Postal Convention between the Empire of Japan and the United States of

America)の締結を見、明治八年(一八七五年)一月一日之を實施するに至れり。之れ實に通信に關する國權回復の第一歩にして、其規定の如きも殆ど對等の體を供へ、其條章中には米國の特別助成航路には日本の郵便物を無賃搭載すると共に、日本の特別助成航路には又米國の郵便物を無賃搭載すること等の項目を存し、彼は既に五十萬弗を太平洋郵便汽船會社に給して定期航海を爲さしめたるも、我は何れの日にも其實施を見得へきや豫想たも難しとせるに係はらず、米國政府は敢て拘はらず、宏量以て一切の商議を圓滑に運ぶを得たるは本條約の促進、延て我外國通信開放の機運を早めたるものなりとす。而して此條約實施に伴ひ、横濱・神戸・長崎局舎を新營して取扱を開始し、同時に米國郵便局を閉鎖するに至れり。次て明治十年には萬國郵便聯合に加盟する等斯業運用の上に芥滯するなきの事情與國の間に諒知せらるるに及び、英國政府は我邦駐在公使をして郵便に關する交渉に當らしめ、議成りて明治十二年末を以て同國郵便局の撤退を見、佛國も亦同様の手續に依

り、翌十三年三月を以て同様自國郵便局を引拂ふに至れり。

第二節 萬國郵便聯合

萬國郵便聯合の創立

に關する一八六三年の巴里會議か其準備たる點に就て

は前既に之を述べたり。其宿案に基き各國夫、其成立に備ふるところありたるか、普佛戰爭の終了後一八七四年(明治七年)獨逸の提議に基き瑞西政府主催の下に萬國郵便聯合に關する大會議を同國ベルンに開催するに至れり。之に參加したるは三億五千萬の人口を包容せる二十二箇國の委員にして、獨逸政府提出草案を骨子として研究討議を重ね全案十四箇條より成る條約の成立を見るに至れり。其要點を擧ぐれば

一 締盟各國ハ郵便上一大邦彊ヲ組成シ他國發着郵便物ヲ自國郵便物ト同様ニ繼越遞送ヲ爲スヘキコト

二 會議ニ於ケル議事ノ投票權ハ各國平等ナルコト

三 郵便料金ハ均一ナラシムヘキコト

四發信國ヨリ仲介國ニ支拂フヘキ繼越料金ヲ可成低廉ナラシムルコト
 五繼越遞送料ノ精算ヲ可成簡單ナラシメ以テ之カ計算ノ爲郵便物ノ迅速交換ヲ

阻害セサルヲ期スヘキコト

六少クトモ三年毎ニ一回聯合諸國全權委員ヨリ成ル會議ヲ開催スルコト

七郵便聯合總理局ト稱スル中央機關ヲ設置シテ國際郵便業務ヲ調理セシムルコト

等にして、即ち殆ど他に類例を見ざる均等且博大なる聯合成り郵政史上の一大事績を達成するに足れり。茲に記すへきは本聯合草案の起草者にして又會議の幹旋者たる後年の獨逸郵政大臣ステフォン君の功勞なり。氏は既に郵便葉書を考案實施し、同國郵政權を世襲したるツルン、ダキシス家の問題を解決して之を政府の手に收め、普佛戰爭には野戰郵便を組織して士氣の作勵に努めたる等其事績甚た多き中に立ち、萬國郵便聯合建設の殊勳者たるへき榮譽は特に光彩を放つものにして、其會議案の起草に方り其條項をして各國の加入に易からしむる様努めて寛大にし、能く合理合法なる企案を得、困難なる各國協商の事をして最も圓滿に運

はしめ、若干の修正を加へたる外、殆ど原案全部の可決を見るに至りたることなりとす。而して當初の加盟國は歐洲各國を網羅したる外、北米合衆國及埃及を數ふるに過ぎざりき。其我が

帝國の加盟 したるは聯盟成立後三年即ち明治十年(西曆一八七七年)二月に在り。當時青木獨逸駐劄公使は事の通信上極めて利便なるを知り、明治九年五月、萬國郵便聯合加入方を外務省に稟電し來りたるに依り、同省より内務省に移牒し之を太政官に稟請せり。伺書に曰く

(前略) 右一般郵便會盟御加入ノ儀ハ御國ノ體面ニ於テ其光譽ヲ發スヘキ幾多ノ大關係モ有之甚希望候一事ニ有之候得ハ其機ヲ失セス來信ノ通り取計申度此儀可然被思召候ハハ別紙ノ通外務省へ御達相成様仕度此段相伺候也

と。太政官は審議の末稟議を容れて、之を外務省より青木公使に傳へ、獨逸の紹介に依り瑞西萬國郵便聯合總理局より聯合各國に諮り、茲に加入の權利を取得し、十年六月一日より實施することとなれり。翌年巴里に第二回大會議の開催せらるるに方り本邦委員も之に参加するの機會を得、爾來引續き各國の加入を見、現に七

十五國を算せり。一面國運の進張に伴ふ通商貿易の發展と共に外國郵便物數亦累加し、加入の當初發着一年四十五萬より最近大正八年度三千八百萬を算するに至れり。此間明治三十五年六月二十日聯合加盟後二十五年に相當するを機とし萬國郵便聯合加盟二十五^{萬國郵便}年紀念祝典を東京に開催し、内外朝野の貴顯紳士淑女千五百餘名を帝國ホテルに招待して一大盛儀を執行せり。紀念繪葉書發行及紀念日附印の使用共に此時を始めとす。開催に方り芳川遞信大臣の挨拶及外國使臣代表米國公使デロング氏の祝詞あり、小松通信局長より二十五年以上通信部内勤續の故を以て褒賞せられたる三百七十名總代井上清次郎氏に對して目錄を授與し、立食の饗に終る。此日帝國郵便創設功勞者前島密氏の男爵を授けられたる點に就ては曩に述べたる所の如し。而して聯合總理局は經費分擔の爲各國を七等に分ちて其持株數を一株乃至二十五株とし、我國は當初三等に班して十五株を負擔したるか、一八九九年(明治三十二年)一等に進むに至れり。

小包郵便に關する締約 は明治十二年(西曆一八七九年)香港郵政廳と小包郵便條約を締結したるを嚆矢とす。當時我國には未だ内國小包郵便制度存せず。從

て之か取扱局所は三府五港に限り、香港及東亞英國郵便局との間に交換を開始したるか、同條約は三項より成る極めて簡單なる規定なりしを以て不備の點多く、其遞送に方りても通常郵便物を合裝する等甚だ幼稚なる方法に依れり。超えて明治二十三年(西曆一八九〇年)加奈太と小包郵便約定を締結し、相次て獨逸英國佛國と締約し、其萬國郵便聯合小包郵便條約に加盟したるは明治三十五年(西曆一九〇二年)十二月にして、同時に佛獨との條約を解き、且在來其内地取扱局の少數に限られたるを廣く一般各局に及ぼすこととせり。一面聯合條約に基く各國相互の特約に就ては明治三十七年(西曆一九〇四年)米國と締約し、次て濠洲海峽殖民地及墨西哥に及ぼし、英國及香港との條約も之を改訂せり。

價格表記書狀及箱物交換約定 も亦萬國郵便聯合條約に基き、聯合諸國又は團體間に於ける特別約定に屬するものにして、一八七八年第二回聯合總會に於て郵便聯合の範圍を此種の物件に擴張したるものなり。帝國の加入したるは明治三十五年(西曆一九〇二年)にして、現時之に加盟せるもの六十一國を算し、在中品價格を表記せる有價證券を包有する書狀並珠玉及貴重品を包有する箱物を内容と

する保險郵便に係れり。

萬國郵便聯合會議條約の變遷

第一回會議に於て既に條約の大本成り、第二回以降に於ては各其實験の結果及社會の進運に伴ふべき必要なる改廢修補を加へて漸次完備の域に達せんことを期せり。今第二回以後の議決に就き、各其付せられたる條約の名稱を逐ふて要綱を録せんに、先づ巴里萬國郵便條約(Convention Postale Universelle de Paris)に於ける修正條項の主なるものは、距離に依り陸上繼越料を異にするの制を止め、遠近均一の方法を執ること及聯合加盟の手續を簡略にしたることなりとす。在來新規加盟の爲めには聯合各國の同意を要したるも、斯くては可成速に本聯盟の利便に均霑せしむべき趣旨に添はざるを以て、單に條約を遵奉することを誓ふことのみ依りて隨時加盟し得ることに改めたり。次て里斯本追加條約(Acte additionnel de Lisbonne)に於ては繼越遞送料計算の爲にする統計作製期間毎二年を三年に改めて手数を省略し、新に別配達の制を定め、別に萬國電信爲替法を設くることとし及萬國郵便條約を改正せり。第四回會議の結果に依る維也納郵便聯合條約(Convention Postale Universelle de Vienne)に於ては萬國郵便聯合往

復葉書を發行し及各國の發行する切手類の偽造を防ぐに足るべき保護法を設くることを約し、代金引換の制度を創設し、在外軍艦と其内國との間に郵便物閉囊の方法に依る取扱方法の開始を認めたること等を主なるものとす。華盛頓萬國郵便條約(Convention Postale Universelle de Washington)に於ては繼越料の計算煩雜に失するを以て、一八九〇年總理局調査の結果に依り之か決濟を爲すこととして不便を救濟し、商品見本の重量制限を高め、條約修正案提出に二ヶ國以上の贊同を要する條件を加へて其濫用に備ふる所あり。次て羅馬郵便約定(Convention postale Universelle de Rome)に至り、俘虜郵便及俘虜情報局發着郵便物に對し郵便料を免除するの制を定め、繼越料の算出方法に改善を加へ、國際返信切手券の制を創設せり。

終りに第七回郵便聯合會議は一九一三年(大正二年)馬德里に於て開催の筈なりしも、議場建築の都合に依り延期せる中歐洲戰亂勃發の爲め無期延期となりしか、平和克復と共に一九二〇年(大正九年)十月同地に開催せられ、郵便料金の改正各種取扱に關する手續の改定其他諸般の事項を議決し、其決議投票權に就き我國は元韓國の分を繼承し、殖民地の爲に一票を得、合せて三個を有することとなり、十一月

三十日を以て閉會し、而して其議定條項は大正十一年一月一日より施行することとせり。尙本邦の參加せる各會議及其出席委員を表示するときは左の如し。

回次	開催年次	開催地	出席本邦委員(遞信省關係)
第二回	一八七八年(明治十一年)	巴里	特命全權公使 鮫島 尚信
第三回	一八八五年(明治十八年)	里斯本	驛遞總監 野村 靖
第四回	一八九一年(明治二十四年)	維也納	郵務局長 因藤 成光
第五回	一八九七年(明治三十年)	華盛頓	遞信大臣秘書官 藤田 四郎
第六回	一九〇六年(明治三十九年)	羅馬	遞信省參事官 小松 謙次郎
第七回	一九二〇年(大正九年)	馬德里	遞信書記官 湯川 寛吉
			一等郵便局長 松木 幹一郎
			遞信局長 川村 竹治
			遞信書記官 中西 四郎
			遞信書記官 平塚 米次郎

第三節 外國郵便制度

外國郵便の發達 明治五年横濱居留地へ數個の郵便函を設置せる時、一外人發刊雜誌に集配人が郵便函を開きて取集を試みんとせしに蛛網の滿ちあるを見て呆然たるの漫畫あり、外人閑散なることを譬へて日本の郵便函と云ふ。焉ぞ知ら

ん今日街頭に佇立する郵便函は一日何百千通の郵便物を吞吐して寧刻なく、萬里異域に達する音信亦茲に其端を發しつつあるを。蓋し通信は平和の福音にして文化開發の天使なり。今や國際關係の發達に伴ひ通信機關の施設に國の内外を分たす、宇内を打て一大邦彊と爲し、其大多數萬國聯合に加盟せるものは勿論、然らざる地域と雖、特別なる連絡方法のあるあり、郵便制度の存する處亦信を通するの法備はらざるなし。而も其料金は至廉にして取扱は簡便なり。之を我國より外國に通する

郵便線路 に就て見るに、交通機關の進歩に伴ふて通信時間は益短縮せられ、今日英國に達するに東廻便を以てすれば三十二日乃至四十六日、西廻便を以てすれば四十一日乃至四十五日を費すに過ぎず、米國及加奈太に至つては、早きは十一、二日にして達すへし。夫の明治三十一年(西曆一八九八年)に於ける西比利亞鐵道、明治四十年に於ける南滿鐵道、大正三年(一九一四年)に於けるパナマ運河開通の如きは通商と共に國際郵便の上に多大の利便を齎したるものにして、偶々戰時事變に際して遮止閉塞を見たることありと雖、之れ唯一事の變態に過ぎず。對外航路の

如き主要船舶は内外の別なく之を郵便の遞送に利用し、或は本邦郵便船内に船内郵便局の設置を見、軍艦閉囊外取扱を設國くる等一郵便交通機關の利用の並に通信送時間の短縮は日と共に進み、外國



圖は横濱埠頭に於て外國郵便行便行囊積込の状況を示す

特に平和克復以來外國と交換する郵便物數益多きを加ふるは、國際交通特に海外貿易發展の致す所たらずんはあらず。而して

通常郵便物 に就きては聯合締約の初には書狀新聞紙及書籍見本類の三種な

りしか、次て郵便葉書を加へ、往復葉書を發行し、書籍見本類を諸般の印刷物と總稱して其範圍を擴め、業務用書類價格表記書狀及箱物を追加し、其容積重量制限の如きも漸を追ふて寛大にすると共に料金も屢改正して實際の便に副はしめんことを期せり。現行規定は西曆一九〇六年(明治三十九年)羅馬郵便約定に依るものとす。

小包郵便物 は簡易なる貨物郵便として、啻に日用品の送受のみならず、貿易上にも亦重要な地位を占むるに至り、特に歐洲戰亂勃發に伴ふ海陸運輸機關の障礙と共に各種商品類は俄然小包に殺到するの勢を來し、大正五六年の交最も高潮に達し、特に輸出に於て激増を示せり。其送受に關しては萬國郵便聯合條約に依るあり、之に率由する特別條約に依るあり、兩者を併用し得るあり。事の貨物の送受に係るを以て容積重量及料金に關する法制亦區々に渉るものありとす。

特殊取扱 として設けられたる制度に就ては、各其内國郵便に於ける當該事項と略其趣を同しうするものあり。

書留 は猶内國郵便に於けるか如く、唯外國郵便に在りては通常郵便物及米

國小包に對してのみ此取扱を爲し、其他の外國小包に付ては書留普通の別なきも總て内國書留小包と同様の取扱を爲す。尙聯合外未開地等に對しては全く書留郵便の發送を爲し得ざるものあり。

價格表記 は通常と小包とに依りて異なり、價格表記書狀及箱物と稱せらるるは前者にして、其締約せる國に對しては一萬法(約四千圓)より低からざる最高限の下に其の取扱を爲し、小包に在りては其金額三千法(約千二百圓)を超過することを得ざるものとす。而して小包に關する特別條約には價格表記に關する規定を存せざるものもあり、即ち米國・加那太・濠洲等の如き特別條約に依り發受する小包は價格表記と爲すを得ざるを以て、是等各國に對するものは一般條約の規定に依りて價格表記に付することとなるなり。現に我國の外英・佛・獨・伊・白等主要各國は價格表記書狀及箱物の特別條約に加盟せり。

代金引換 書留通常郵便物・價格表記書狀・箱物並小包郵便物に對して之か取扱を爲すものにして、引換金額は千法以内とし、國に依り五百法以内なるもあり。引換代金は郵便爲替を以て送付す。

別配達 通常小包を問はず、普通取扱のものに對しても之か請求を爲し得る點に於て内國郵便と趣を異せり。豫め特別料金を納付することを要し、其外國より到達のものに對しては聯合條約の規定に基き、陸上二里以上に對しては一定の別配達料を徴することとせり。

到達證 は内國郵便の配達證明と同じく當該郵便物を名宛人が受領したることを證明する方法にして、到達證に名宛人をして署名せしめ差出人に送付す。書留通常郵便物・價格表記書狀及箱物並小包郵便に對し其取扱を請求することを得へし。

踪跡取調 到達證の請求を爲さざりし書留價格表記又は小包郵便踪跡不明の場合に一定料金を納付して其取調を受くることを得へく、又普通通常郵便物の場合は其不明を證明すべき書類を呈示し、無料にて郵便物差出後差出人又は宛名人より其取調方を請求することを得へし。

留置 到着郵便物を郵便局に留置き名宛人の出局を俟つて交付すること内國郵便の例に同じく、留置期間は三十日を例とするも、旅行者・船艦乗込人等に宛

てたるものにして交付の見込あるものは尙三十日間延長せらるることあるへし。

軍艦閉囊 日本郵便局の設置なき郵便聯合國に在る帝國艦隊又は軍艦乗組員より差出し、又は之に宛つる郵便物を閉囊送受する方法にして、料金其他凡て内國郵便の規定に依る。普通扱にして料金を完納したる通常郵便物に限り其取扱をなし、表面に軍艦郵便の文字を記載するものとす。

第三節 日支間郵便制度

支那に對する郵便制度に就ては在來特種の關係を有し、明治九年四月上海に本邦郵便局を置き、漸を逐ふて北京・天津・漢口等に之を及ほし、外に關東廳管内には同廳所管の下に本邦郵便制度を施行し、又別に郵便に關する彼我特約の存するあり。從て支那との郵便關係に就き、之を通常郵便物に就て見るときは

日本と支那内地間 支那郵便局の設置なき支那内地に宛てたる郵便物にして支那民局を経由し送達を要するものに就

一 大體内地の例に依るもの

ては配達の際特に送達料を徴收せらるへし。又支那郵便局の設置あるも鐵道又は汽船の通せざる地に宛てたる郵便物は、書狀・葉書以外のものに限り特に支那内地郵便料を徴收せらるることあるへし

日本と滿洲間 (本邦局所在地)

在支那本邦局所區内と滿洲(租備地を除く)に於ける

二 第三種及第四種郵便物に限り特別料金に依るもの

本邦局所區内間

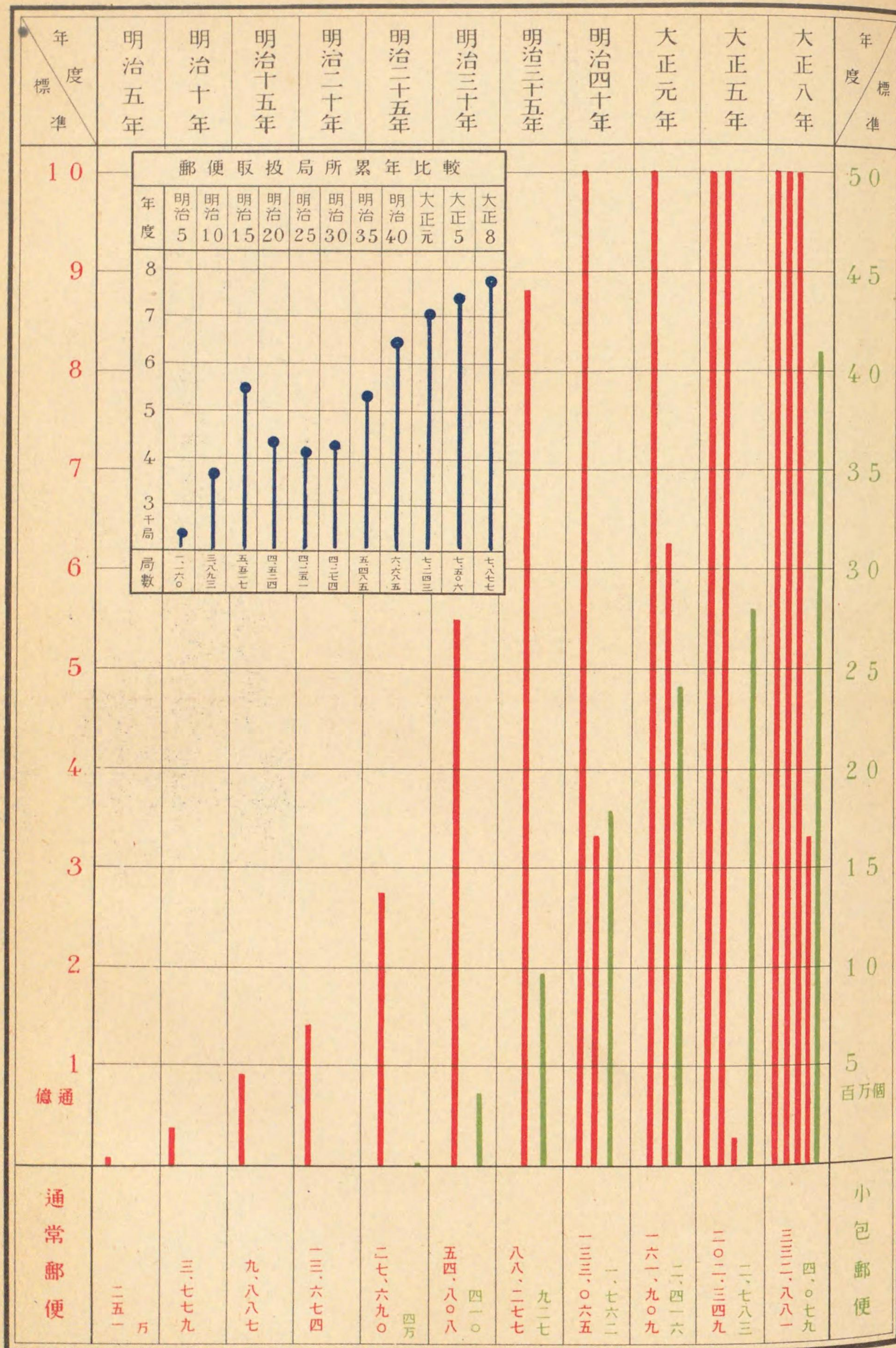
在支那本邦郵便局區内相互間及同局區内

三 一般外國郵便の例に依るもの 他の聯合國郵便局のみある地(威海衛英國租

借地・伊犁の如き)と日本内地等との間

小包郵便物に就ては嘗て清韓小包等と稱し、内地と特別の取扱を爲し來りたるか其後改廢あり。其送受に就ては通常郵便物に準するも料金を異にし、且日本と支那内地及滿洲との間に發着するものは其受領に先ち關稅納付の手續を要する點に於て趣を異にせり。同國の萬國郵便聯合條約加盟は清朝時代よりの懸案た

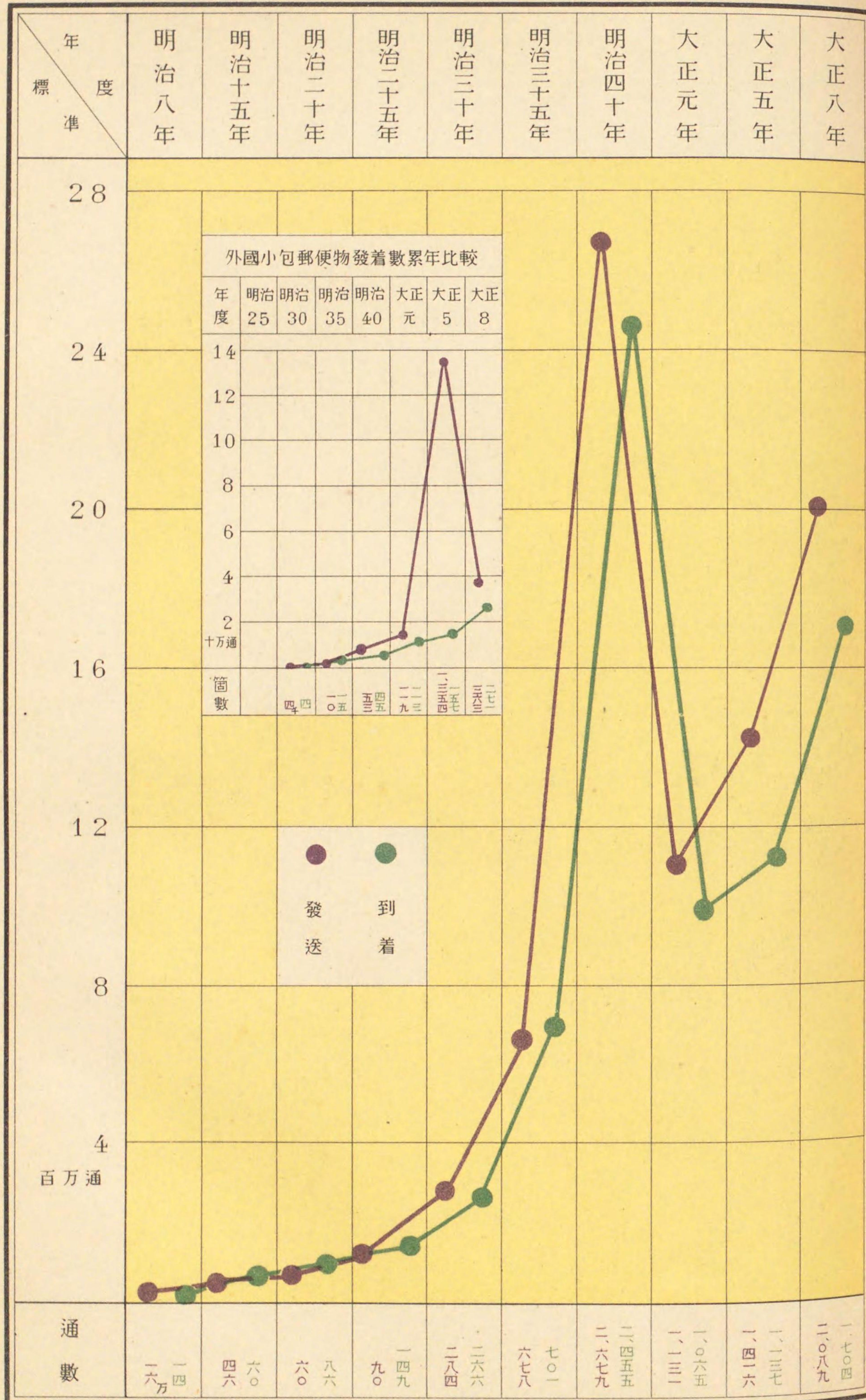
内國郵便物引受數累年比較



備考 小包郵便ハ明治二十五年十月開始ニ付翌二十六年分ヲ掲上ス
二十年以前ハ曆年ナリ

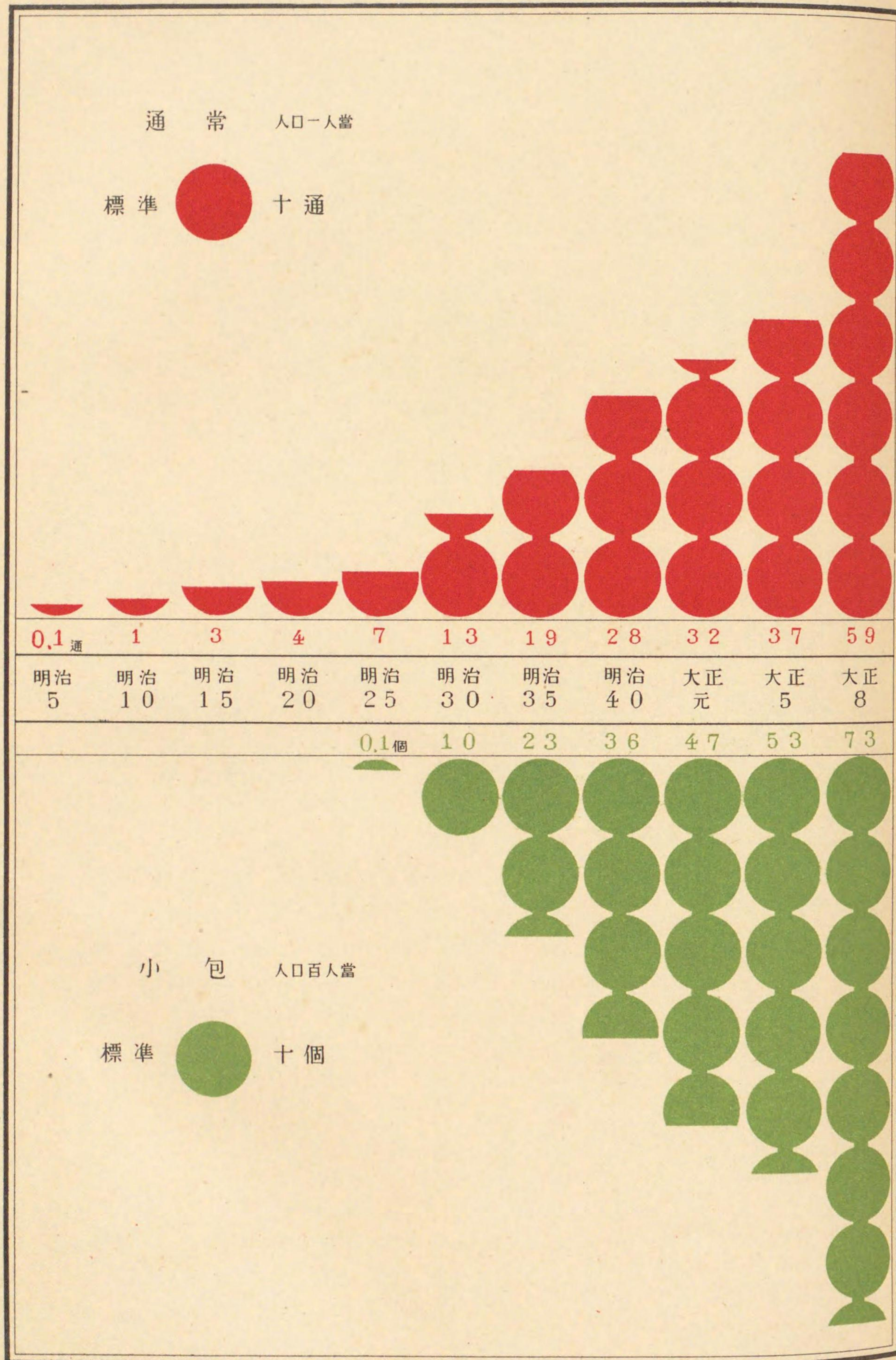
りしか、大正三年（西曆一九一四年）に至りて其加入を見るに至れり。

外國通常郵便物發着數累年比較



備考 大正元年度通常郵便激減ハ明治四十三年日韓合邦ノ結果ニヨル
又大正五年度小包郵便物ノ激増ハ露國行小包異常ノ増加ニヨル

郵便物人口當差出數累年比較



第三篇 電信

第一章 總說

第一節 電信の濫觴

ペルリ提督と電信機 とに就き本篇の初頭に於て一言するは洵に趣味多きことなり。即ち嘉永六年(西曆一八五三年)米國水師提督ペルリ艦船四隻を率ゐて浦賀に來航し、幕府の請に依りて一旦歸國し、翌安政元年約を履みて再び來朝、神奈川に入港して開港貿易を迫ること急なるに及び、幕吏之を横濱村に引見して談判應接所を駒形^{今の横濱税關の位置}に設く。時にペルリは技師を上陸せしめて同地洲干辨天境内吉左衛門^{今の航路標識管理所の位置}住宅との間に銅線を架渉し、其携へたるエンポツシング、モールス電信機を据付け、通信の實況を幕吏に供覽し、後之を幕府に寄贈せり、其實驗の光景左の如し。即ち知る浦灣一發の砲聲は、雷に新日本建設の霹靂たりしのみならず、又我通信界に這般の利器を齎らし、結髮佩刀の民に日新文明の啓示を與へ

たるものなるを。當時泰西各國は早く電氣の時代に入らんとし、十八世紀の中葉
 フランクリンが紙風に依る電氣の實驗は事既に古り、伊太利人ヴォルタの電堆の
 發見一八〇〇年、丁抹人エルステッドの電磁誘導作用の發明一八二〇年より、英人
 ホキートストーンの電信機一八三七年に至りて既に實用の緒に就き、之に關する
 發明各國を通し六十有餘人を算すと稱せらる。中に就き之を機械的に完成した
 るは實に

印字機の鼻祖モールス氏

なりとす。氏素と數學を學ひて、又法學を嗜む。偶

一八三二年佛國ハーブルより紐育への航海中、舳裡の閑談より揣らす電信機作成
 の可能なるに想到し、逸早く船中にて機械圖を作り、且記號をアルハベット順に譯
 する方法を案出せり、之れ即ちモールス符號の基礎を爲したるものとす。其紐
 育に着するや直に實驗を始め、一八三五年印字機の模形を作り、種實驗の上一八三
 七年に至り紐育に於て之を發表したるか、其優秀なる實用的價值に依り在來行は
 れたる電信機を壓倒し、遂に電氣通信方式の覇を樹つるに至れり。其ベルリに依
 りて我國に渡來したるは、完成後十八年のことなりとす。乍併邦人も亦電信機に

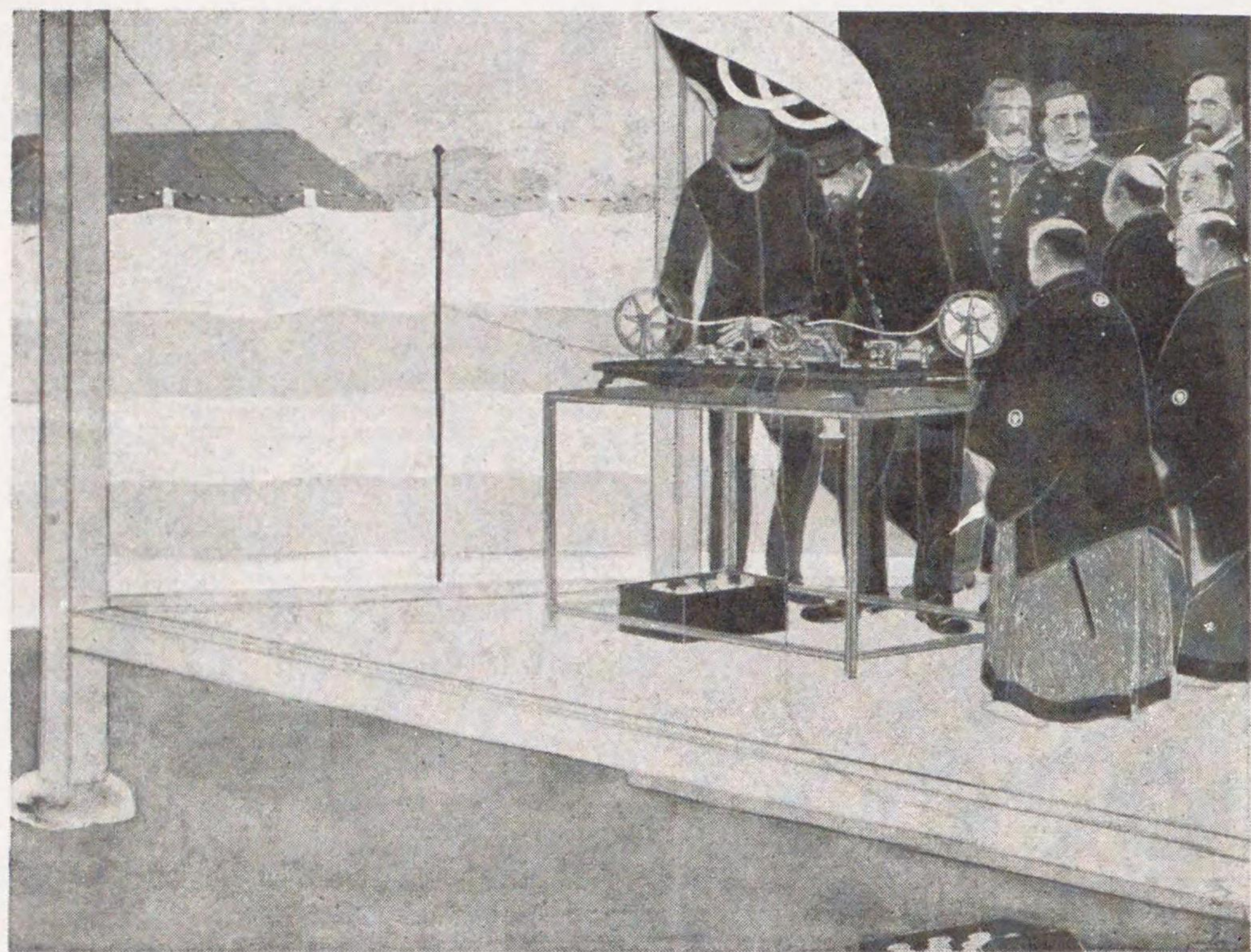
機 信 電 と 符 提 リ ル ス



局 信 傳 の 内 構 所 役 務 明 燈 演 講



機 信 電 と 督 提 リ ル ベ



局 信 傳 の 内 構 所 役 臺 明 燈 濱 横



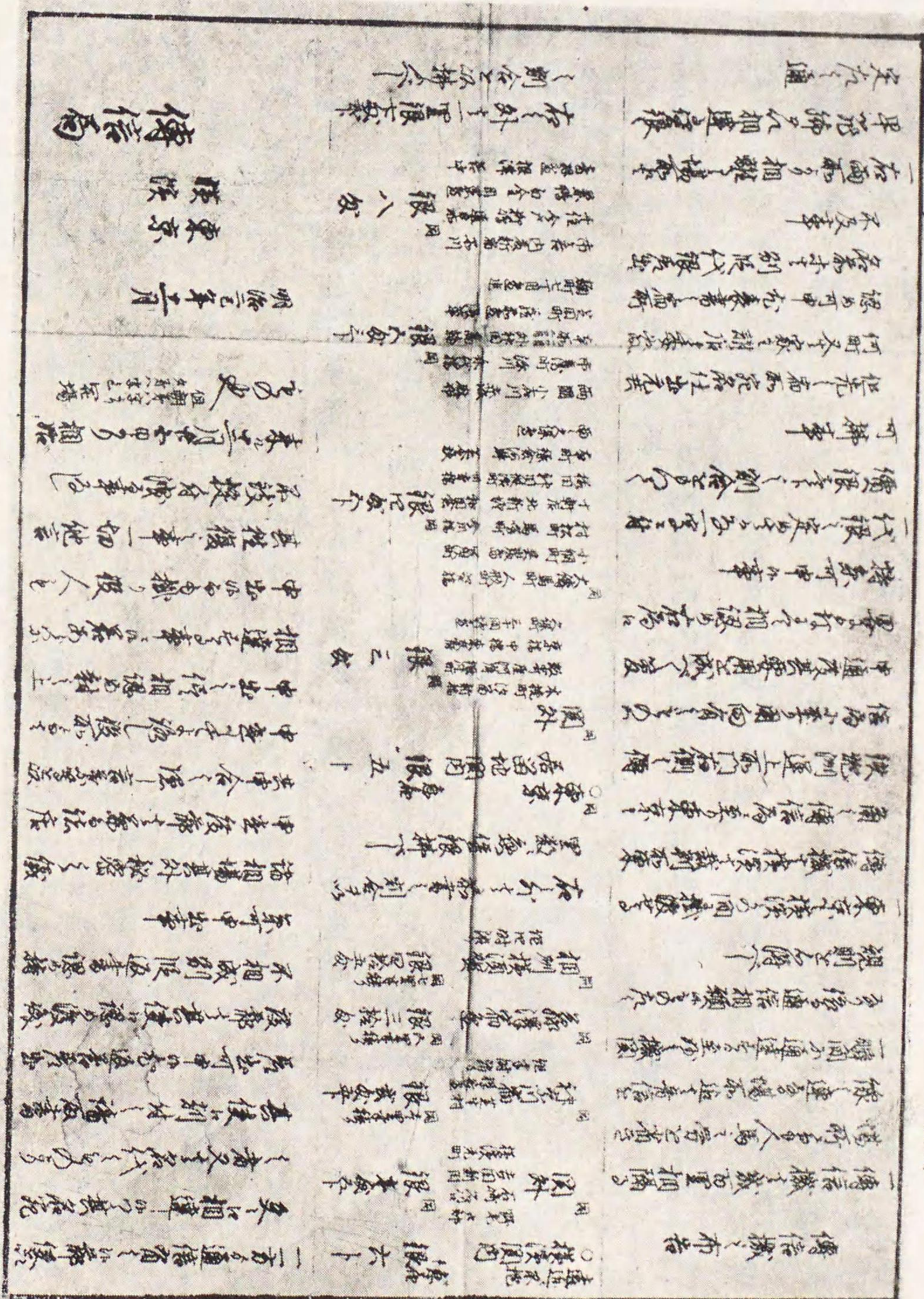
なるものなるを。當時泰西各國は早く電氣の時代に入らんとし、十八世紀の中葉
 フラドワートンが紙風船に依る電氣の實驗を專説に古く伊太利もヴォルタの電堆の
 發明一八〇一年、ドイツ人エー・ガロアの電磁誘導作用の發明一八二〇年より、英人
 モンゴートストーンの電信機一八三七年に至りて既に實際の用に成き之に倣する
 英露各國を過し六十有餘人を輩すと稱せらる。中に眞實之を考證論に完成した
 るは實に

印軍艦の艦長モリス氏 によります。氏著と教學を學けて又法學を嗜じ、一八
 一八三二平海軍パーズルより研育への航海中、勘測の問談より漸らず電信機作成
 の可能なるに想到し、遂早く船中にて機械圖を作り、且記號をアルファベットの順に譯
 するの方法を案出せり、之れ即ちモールス符號の基礎を爲したるものとす。其研
 育に看するや直に實驗を始め、一八三五年印守艦の模形を作り、種實驗の上、一八三
 七年に至り研育に於て之を發表したるか、其優秀なる實用的價值に依り在來行は
 れたる電信機を顛倒し、遂に電氣通信方式の霸を樹つるに至れり。其ペルリに依
 るは實に

關して全然交渉なかりしに非ず。維新の先覺佐久間象山は蘭學を修め、シヨメー
ルの百科全書に汲みて電信の原理及構造を研究し、自ら之を作製して、嘉永年間信
州松代町に於て之か實驗を試み、其際使用したる絹卷銅線の一片は、今藏めて遞信
博物館に在り。若し氏にして兎刃の禍なかりせば、其懷抱せる科學的天才の發露
を見たるやも知るへからず。又安政三年薩摩藩主島津齊彬公は松木弘庵後の寺島宗則等
に命じて電氣の用法を調査せしめ、電信機を製作し、翌年鹿兒島城内に於て電氣通
信の實驗を試みたりと傳へらる。時恰も兵馬倥傯の裡、王政復古して只管文物典
章を泰西に採るに方り、廟議一決して茲に

我國電氣通信の創始 の緒に就くに至れり。即ち電信機器及技師を英國に徵
備し、明治二年八月先づ横濱燈明臺役所と横濱裁判所との間に電信線を架し、ブリ
ダの指字機を装置し、専ら官用通信を送受して其技を試み、次て同年十二月横濱・
東京間架線の功を竣り、愈々公衆通信を取扱ふこととなれり。前圖は又横濱燈明臺
役所に於ける傳信機室の光景にして、其装置せる機械、吏員の風手等、亦我電信事業
の搖籃を彷彿せしむるものなくんはあらず。之と共に太政官は神奈川縣をして

傳信機の布告



傳信開始に關する布告文を發布せしむ。之れ實に

傳信機に關する七項 なるものにして、以て本邦電信に關する章程の鼻祖となすべく其原文前掲の如し。之に先ち同年九月、神奈川縣觸を以て電線架設に付之が保護に關する注意を發し、以て萬一に處すべき方法を示し、又傳信機取扱規則三項を設けて掛員に機械取扱の梗概を教へ、假定項五を定めて局内の出入に注意し、靜謐を期し、音信の取扱に慎重を加へ其秘密を保護せしむる等、部の内外に關する規定の發布ありたり。

第二節 電信事業の創設

電信創業の計劃 は幕府既に手を下し、機械購入の注文を瑞西經由佛國に致し、其ブリダット式電信機及架線材料等を本邦に送付するの時、恰も維新の更革に際會せり。曩に薩藩主の命を受けて電氣の實驗を試みたる横濱外國事務判事寺島宗則氏は之か架設の急要を建議して其容認を經、逸早く横濱燈明臺及同地裁判所間に電信機を装置し、其配下傭英人ブランドン氏を介して同國人ギルベルト氏を

聘し、部下に通信方法を傳習せしむるあり。干時明治二年八月にして、翌月東京築地運上所間電線建築の工を起し、十月電氣通信の操技を天覽に供する所あり。工成りて同年十二月横濱裁判所内に置局せる横濱傳信局と築地に開設せる東京傳信局間に公衆通信を實施するに至れり。此創業第一年に幾何の音信取扱を見たるやは今明かならざるも、左記計算書の如きは亦其一班を描く資料たらずんばあらず。

横濱傳信局より東京傳信局迄入賃銀

一金六兩 千八百七十年(明治三年)第六月十六日より同二十八日迄

東京傳信局より横濱傳信局迄入賃銀

一金四兩壹分 千八百七十年六月十八日より同二十九日迄

二口ノ 金拾兩壹分

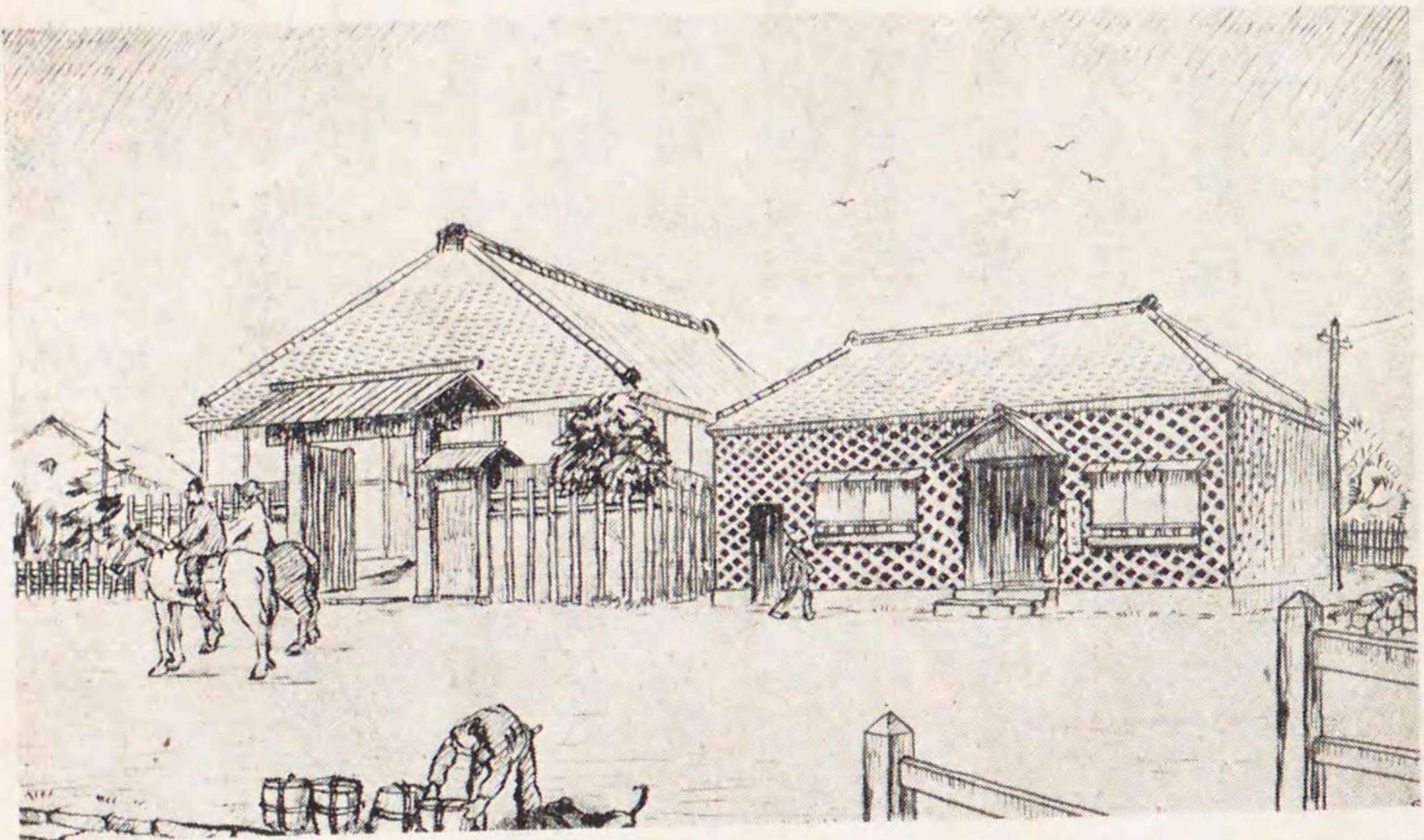
横濱東京傳信局

即ち發着を通し一日約一兩に當る。之を當時に於ける本文一字當銀一分の代銀に比照するも亦其取扱の甚た多からざりしを知るへし。而して當初は電信の施設に就き未だ一定の方針を樹つるに至らざりしか、明治五年九月

私線架設を禁ず ることとし、悉皆官線となすの主義を明かにするに至れり。

之に關する記録に於て「要スルニ西洋諸國ニ在リテハ電信會社等ノ設アリテ電線

ノ施設ヲ爲スモノナキニアラスト雖畢竟私線ハ政府ノ機密ニ關シ不便ナシトセス且各國交際上ニ關係ヲ及ホス京コト尠ナカラス云々」となせるは以て其趣旨の存する所を知るへし。乍併全國に渉る官線の達成は事容易に非ず、



一面此文明の利器を要望するもの多きを以て、七年八月私線電線規則を定め之を官線と相接続せしめ、其後一定の監督の下に適宜施設せしむるの制を執るに至れり。又各官廳の如きは傳信局との間に架線して之に關する條約を結ひ、以て音信送受に便せり。前述の如く我電信の發祥地は横濱にして次て東京に通したるか、大阪神戸間も三年八月之か開通を見るに至り、京濱間は同年四月より歐文取扱を開始せり。翌年

モールス印字機始めて渡來し漸次同機を採用することとなり、同時に邦語に對する

モールス符號 の制定を見るに至れり。其由來を按するに、内外字音の序を逐ふの記憶に便するの趣旨に基き、a b c をイロハに配し、適宜之を補充する方法に依れり。此單純なる理由の下に、後來間斷なく供用する符號構成の上に就き、其組立の繁簡と使用語音數の多寡との微妙なる關係の如き深く介意するに違なかりしは通信稀少なる當時としては亦止むを得ず、寧ろ其創見の功を稱すべきなり。同年八月横濱長崎間架線の起工は

主要回線工程 の第一步にして、翌四年より六年に至り東京長崎間線を架設したる外東京青森間及開拓使所轄の函館札幌間も亦竣工し、爰に本邦電信線の脊梁成るを告ぐ。初めて海底線に依り關門海峡を通したるは明治五年に係り、同七年十二月には津輕海峡に海底線を沈敷して本土と北海道とを聯ね、八年四月には水底線を馬入川に沈布し、翌年建築擔當區域を設け、每區建築官を置きて新築修理に任せしむ。斯くして七年乃至九年の間に九州地方を聯ね、四國は九年乃至十二年

の間に要地を通

し、山陰北陸奥羽

等各地幹線の連

絡を通したるは

明治九年乃至十

五年の間に在り。

此間西南戦争突

發せるあり、官民

を通し、此神速な

る通信機關の必

要を痛感せしむ

るに至る。茲に

記すべきは是等

線路の延長に伴



建築工事の困難

なりしことなり。當
現時諸般の技術及設備
東共に幼稚なるのみな
京らす、交通機關亦未だ
中整備せずして當務者
央の困苦特に著しきも
電のあり。明治五年秋、
信仙臺青森間の工事に
局關する記録の一節に
曰く

青森ヲ本居トシ、青
森三厩間ハ難工事

ノ箇所ナルヲ以テ先ツ此間ノ工事ニ著手スルニ決シ線路ノ測量ニ從事シタリ。當時測量機ハ頗ル不完全ナルモノナリシヲ以テ線路建設地附近ノ地勢ヲ測量シテ略圖ヲ作製シ之ニ依テ線路工事ヲ決定シタルカ曖昧ナル地方人カ電線ヲ切斷シ又ハ電柱ヲ撤去スル等屢工程ヲ妨害スルコトアルト線路ヲ節約スルトノ關係上、線路ハ道路ニ添ハスシテ直線ヲ選ミ、或ハ耕作地ヲ埋立テテ電柱ヲ建テ、或ハ山野ノ立木ヲ利用シテ電線ヲ架設セリ。時恰モ冬季ニ入り北海ノ寒風ハ颯々トシテ山野ヲ掠メ、時ニ飛雪紛々トシテ至ルコトアリ、工事困難名状スヘカラス。殊ニ青森三厩間ニハ戻リ崎ノ嶮アリ。巨岩海中ニ突出シテ海岸ノ通路ニハ津輕海峽ノ怒濤殺到スルカ故ニ波濤ノ退ク瞬間ヲ俟テ飛鳥ノ如ク岩上ヲ馳セテ嶮路ヲ通過セサルヘカラス。若林氏一日シヨルヂ氏ト共ニ此險ヲ過クルノ際其中間ニ於テ巨濤ニ全身ヲ没シ己ニ不歸ノ客トナルヘカリシヲ魁偉ナルシヨルヂ氏ト手ヲ携ヘタル爲メ幸ニシテ事ナキヲ得タリ

と、以て其一班を推すへし。右記録中にもある如く

電信に對する時人の感想

の幼稚なるか爲めには幾多不便不利なる、將た滑稽

なる事相を演じたるものあり。蓋し科學思想に乏しき時人、未だ西歐文化の學理應用の事を解せず。其不可思議なる現象に驚き懼れ、見て以て正に切支丹波天連の魔法とし、這の魔術を横行せしむるに於ては其危害測り難しとなして所在暴擧の頻出するあり。例へば明治四年九月山陽道線測量の際廣島縣下に於て人民暴動を起し、工事擔當技術者の旅舎を圍みて威嚇怒號し又は測量機を撤去する等頗る不穩の狀ありしを以て、同縣令に令して之れを護衛せしめたるか如き、或は明治六年七月福島縣下人民暴動に依り、電信局及び電線電柱等を毀損せし如き、又或は明治九年三重縣下の農民亂を起して四日市に闖入し電信局を焼き電柱を亂打燒棄したるか如し。爲めに當路をして電信の保護及建築上の必要等に關し屢布告を發するに至らしむ。其の電線を傳はりて賴信紙か駛するものと想像したるか如き、或は物品の傳達をも爲すものと解したるものあるか如き、恠しむに足らず。將た電線下を潜るを屑しとせずして扇を翳したるの武士あり。其の後電柱の林立を文明の表徴として線條の増架を迎へ、今は風致及維持の上より地下線の安固を尙ふに至る、其の推移一朝にあらざるを知るなり。斯くして電信置局の増加に

伴ひ

通信技術者の養成 を要すること益多きものあり。之れ電氣通信は特別の技術に屬するを以て、當務吏員に専門の技術教育を施す必要あるものにして、創業に際し神奈川縣修文館生徒四名を選抜して備英人に就き傳習せしめたること前述の如し。而して當初指字機を用ひたる際は操技易く直ちに執務せしむることを得たるも、明治四年以降モールズ機の採用に伴ひ技術の習熟漸く難きに至りたるを以て、別に修技道場を設けて廣く生徒を募集し、六年八月には東京汐留^{現遞信省に}の位置に修技學校を開き、其分校を大阪高麗橋に設け、教授科目を術と學との二とし、術に印字指字單針三機の操作を教へ、學は英佛兩語に涉れり。修技學校は其後一般通信教育より廣く遞信官吏養成の學府となるに至りたる點に就ては亦曩に述べたる所の如し。之と共に教育の普及に伴ひ通信技術のみの傳習生に就ては簡易速成の養成所を設け、欠員の補充及事業の擴張に伴ふべき多數職員を養成して今日に至れり。先之我國に於て漸く横濱長崎間架線の緒に就きたる明治三年、早く

丁抹大北電信會社 は歐洲上海間の海底線を布沈し終りて、更に本邦と歐亞大

陸とを連絡すべく浦鹽長崎間長崎上海間及長崎横濱間に海底線の布設を企て、丁抹公使より我國に交渉し、二十年間我對外電信連絡の獨占といふか如き其後更に之を三十年に延期す^す殆と無條件に等しき寛大なる條項の下に其布設特許を得、直ちに工事に著手し、翌四年上海長崎間及浦鹽長崎間の兩線を竣工し、同會社の手を經て我國の海外通信を開始せり。但し長崎横濱間は我國に於て陸上線の架設豫想外に進捗して東京長崎間を連接するに至りしを以て、其布設に先ちて起工を止めたるに依り、十五年に至り此線の特許を我國に回收したり。同會社の施設は我海外電信連絡の機運を速めたりと雖、後年に於て對外電信及海底線布設上に圖らざる手数を惹起したるもの亦茲に因せり。蓋し當時各國は銳意海底線の布設を競ひ、一八五一年英佛海峽の連絡を初として、一八五八年には大西洋横斷海底線を完成し、延て各殖民地連絡の方面に及ひつつあるあり。其陸上電信の普及の如き推して知るべく、嘗に國內のみならず國際間に在りても、獨塊の如き夙に一八五〇年を以て電信同盟を締約し、爾餘の諸國又此種の施設の存するあり。其郵便に於けると均しく

萬國電信聯合 の必要なるに鑑み、各國電信政廳は一八六五年其委員を巴里に集め萬國電信會議を開きて條約を締結せり。偶、明治五年(一八七二年)和蘭、奧、太利及丁抹公使より交々我外務省に對して同年羅馬に開催さるる萬國電信會議列席方を慫慂するあり。即ち在倫敦駐在權大書記鹽田三郎氏を特別辨務使として出席せしめ、次て明治八年(一八七五年)露都開催の萬國電信會議にも亦外務大丞たる同氏及電信權頭石井忠亮氏を列席せしむ。一面國內電信施設漸を逐ふて成り、海外連絡の途開けるあり、即ち萬國電信條約加盟の議決し、明治十一年(一八七八年)三月、露國臨時代理公使ローゼン氏に托し其本國を介して翌十二年一月正式に萬國電信條約に加入し、茲に國際電信聯合の一員となるに至れり。時恰も西南戰役歟、内國電信線路の既に遍ねく要地を聯ぬるあり、明治十一年三月二十五日東京木挽町に電信中央局の開設を機とし、同局に於て

電信開業式 を挙げ、伊藤工部卿以下臨場すると共に、工部大學中堂に大臣參議、各國使臣其他朝野の縉紳を招きて盛宴を張れり。蓋し従前は電信取扱局所を設置する毎に先づ試開と稱して試験的に通信を送受したるか、爾來技術大に進むに及び秩序ある局所増置の方針を執るに至り、線路の延長及海外電信局との對立等事業の大綱成れるを以て之を祝せるものに外ならず。其前年末に於ける電信局數六十八、陸上電信線條千九百里、水底心線五十浬にして一年取扱電報數八十六萬通を算せり。

第二章 内國電信

第一節 法令制度の改廢

大日本政府電信取扱規則 の制定は明治六年八月に在り。先之電信機に関する七項及官用電信機稅則等の定あり。線路の延長に伴ひ各地料金表等を告示するありと雖、區々に涉り、實務及一般の利用上不便尠なからさりしか、本規則の制定に依り稍法規の體制備はるに至れり。即ち音信遲延の責に任せざること、料金の前納及其計算方法郵便配達に付する場合、**照校、校正、符徵、同文電報**に關する事項、電報書法、電信訴願の手續等に關して規定する所あり。翌年九月

日本帝國電信條例 を制定し電信の事務、建築等に加へたる妨害に關する諸般

の制裁に就き規定する所あり。其後通信漸く繁を加ふると共に海外電信の開始さるるあり、諸般規定の不備を補ふべく明治十二年五月電信取扱規則を改正して章別編次の系統を更に明截にし、官局私報の別を定め、特格電報に至急私報、受信報知、連名電報、郵便頼信等を認め、次て受信に炭酸紙を用ゐることとし、手数の省略と誤謬の防遏とに資する所あり。其後各種取扱方法の設定變更に伴ひ屢規定の新設改廢を重ねたるか、更に之を統一整理する爲め明治十八年法規を改正し、電信條例を實體法として業務の綱要を規定し、電信取扱規則に於て諸般施行細目を定む所あり。就中要項として數ふべきは

料金均一制度 に到達したることなりとす。當初料金を稱して代銀。又は代錢。とし、明治五年以降音信料と呼びたるを改めて電報料とし、其料額の計算に就き、在來其經由局數と地方の狀況とに依りて差等を設けたるを改正して、一市内及壹岐・對馬を除くの外國內を通して一律となせり（壹岐對島は明治二十三年内地と同率となる）。今溯つて其以前に於ける料金制度を釋ぬるに、明治二年十一月の東京横濱傳信局布告に依れば兩局間の通信代銀假名一字に付一分として音信文字數に

對して之を課し、配達賃錢略一里七々二分の割合に依れり。三年七月大阪・神戸傳信局布告は略右と同様に於て、其異なる所は假名一文字に付錢十六々としたる點なり。四年五月在來無料なりし御用通信（官報）を有料に改め、五年四月に至り一音信を二十字とし、和文東京市内は一音信五錢、各地間は隣局迄七錢、一局を加ふる毎に二錢を増せり。其後配達賃十町以内を無料となし、又鐵道沿線の如き利便なる地は料金を低減して依頼者の減少に備ふるか如き方法を設く、之れ經由局毎に料金を加徴するを以て稍遠距離なるものは料率甚だ廉ならさることとなるを以てなり。明治十一年には住所氏名をも歐文と同じく有料字數に算入し、更に氏名料一通五錢に改むる等料金制度複雑に涉り、公衆の發受は勿論事務取扱の上に不便尠なからさるのみならず、機關の普及に伴ひ階級料金制度の必ずしも其實に副はさるものあるに至りたるを以て、茲に均一料金制度の簡捷に就くに至りたるものとす。配達局より一里以内を無賃とし、以上は別使配達の指定あるものの外郵便配達に付するの制亦此時に始まる。而して料金納付の方法に關し、最初現金納付を原則とし、止むを得ざる場合に限り郵便切手を使用せるか、本條例制定に方り

て新に電信切手を發行使用することとし、同年末遞信省の設立せらるるに及び郵便切手に合一することなれり。本改定電報料金は一音信十字迄十五錢以上なりしか、其後明治三十二年一音信十五字迄二十錢以上なり、最近大正九年五月に至り現行の一音信十五字迄三十錢以上なりに改定せられたり。次て明治三十三年三月

電信法 を發布して同年十月より施行し在來の電信條例に代ふると共に、諸般附帶法令を公布せらるるあり、法規の面目茲に至つて全きを告ぐるに至れり。其改正事項中官報及局報の範圍を改め、局報の發送を制限し、本文なき電報を認め、無絨配達郵便受信報知の方法を設け、直配達區域を擴張して陸上一里以内及其局所在の市區内とし、特に電報配達の際一、徴したる受領證を廢して別使配達及受信電報の場合に限りたる如き其重なるものとす。同時に在韓本邦局發着の電報に對し内國電報の規定を準用し及電信法の關係條項を無線電信に準用することとせり。先之明治十四年請願置局の制を設けて地方人民より興業費局舎等を献納するときは、其實情を調査し必要と認むるものは之を許可して事業の普及に資する所ありしか、未だ廣く行はるるに至らず。然るに日清戰役を経て産業の興隆に伴

ひ各地電信擴張の要求切なるものあり、明治三十六年

請願電信 の制度を設け、町村に於て創設費の全部及維持費の一部を負擔するときは新に電信置局又は事務開始の便法を定め、以て電信設備の特に急を要する町村の希望を容るることとせり。爾來之に依りて電信を開設したるもの大正八年末迄に三百九十五局を算し、明治四十年十二月認められたる町村以外の請願置局亦既に百四十五局に上り、同年度末總計五百四十局に達せり。

日清日露兩戰役に於ける電信 日清日露の兩戰役を通して軍事施設の下に於ける電氣通信の活動を見、特に日露戰役に於ては普汎なる野戰電信及海軍に於ける無線電信の實地に施用せらるるあり、何れも廣大なる戰線に亘りて攻防連絡の上に電氣通信の偉大なる效力を遺憾なく發揮し、之に關聯して後方との連絡及内地相互の通信亦繁劇を極め、諸般臨機の方法を講じて之に處したるものあり。這般事變に際して電信設備か如何に外交將た國防の上に緊密の關係を有するかは當時の實況能く之を語るものあり。夫の日清談判の破裂に際して外交通信の間髪を容れざるに方り、韓國政府の管理に屬する京城釜山線の不通となりたるか爲

めに、義州線を巡りて更に上海經由の迂を爲すの止むを得ざるに至り、一通の電報屢、二三千圓を費して尙且遅延を免れざるのみならず、敵地經過の危険に曝されたるか如き顧みて慄然たるものあり。故に陸上に在りては戦局の進展に伴ひて軍用通信の架設を急ぎ、遞信部内より多數職員並工事材料を供出して設備の完成に資せり。日露戦争に在りては既に相當通信部隊の備はれるあるも其設備限りあり、戦線の擴大に伴ひ亦人員物件を補給すると共に内地回線の完成を急ぎて軍事に關聯する公私の通信に機宜を失する事なからしめ、戦前に比し電線路の延長したるもの二千九百里に及び、海底線に在りては之か動機となりてグワム線の開通を急ぐに至れり。而して日露戦役に在りては動員の大規模なりし丈け内地に於ける緊急通信亦特に頻繁にして、當務吏員は枕を高くするに遑なく、加ふるに間斷なき戦況に關する情報は翹首する當路及一般國民に對して分刻の急速を期し、以て通信機能の圓滿敏活を希圖せり。戦陣に於ける軍事電信施設は軍政の支配に屬し、郵便に於ける如く廣く一般通信の設備なかりしと雖、其直接間接の影響至大にして、占領地域の連絡の爲めにする海底線の如き亦増設相次ぎ、戦前に比し三倍

の延長を示すに至れり。終りに

最近に於ける事業發達の狀況 に就き一言を要するものあり。日露戦争前後に涉りて電信制度は益整備の域に進み、既存設備に改善を加ふる一面に於て銳意諸般便法の開拓に力を致し、新聞電報、豫約新聞電報、船舶通報、同報電信の如き何れも電信利用の上に一生面を開けるものなりとす。特に大正三年に突發せる歐洲戦亂は、我社會各般の上に深甚なる影響を與へたと齊しく、電信事業の上に及ぼしたる所又顯著なるものあり。即ち貿易状態の變動に基く諸般産業の勃興に伴ひ電報利用の増加頓に急激を加へ、大正二年度に於て取扱數三千三百萬通なりしものか、大正八年には七千五百萬通に上るに至れり。而して電信送受の敏速正確を期する上に就ては人的物的の兩方面に涉り特に機械的設備の充足完備に俟たざるへからざるものありと雖、這般急突なる増進に對し動もすれば之に處するに遑なく、其極遅延誤謬を醸すの止むなきに至りたるは當路の最も遺憾とする所にして、之か改善に資すべく、大正九年第四十三議會の協賛を経て同年以降七年度に亘る大擴張改良計畫の既に其緒に就けるあり。能く大勢に順應すべき設備の達

成近きにあらんとす。

第二節 電信に關する設備

電信局所に就ては曩に序説の部に於て述ふる所あり。當初傳信機役所傳信局を経て明治五年始めて電信局の稱起り、其後中央廳に於ける電信局に對し現業局は電信分局と稱することとなりたるか、明治十八年遞信省設立せられて驛遞電信兩局の同一主管廳に屬するに及び、地方局も亦郵便電信局として相合同するの緒を開き、爾來兩機關併置の方針を以て進み、明治三十六年に至り電信單獨中に電話を取扱ふもの外は單に郵便局なる名稱の下に電信事務の取扱をも爲さしむることとせり。電信に於ける通信力は主として商工業の發達と相伴ふと共に、之か設備に就ては亦少なからざる經費を要するを以て、郵便に於ける如く其取扱局所の急激なる増加を見難く、明治五年郵便局數既に千百餘を算したるに係はらず電信は十八局に過ぎず。明治二十年に至りても郵便局四千五百餘に對し電信局は二百二十六に止まれり。乍併電信網の配備は主要幹線より漸次技業に及びて其

普及の速度を高め、殊に日清日露兩戰役に於ける増加顯著にして、明治四十年に至りては三千百八十三即ち郵便局數の過半に當るに至り、以來遞増して大正八年度末に至りては五千八百七十九即ち郵便局數の七割餘に相當するに至れり。特に近時相踵て建設せらるる大無線電信局の如きは其最も顯著なるものなりとす。

電線路に就きては創業に際して東京横濱間に施設し、次て大阪神戸間に架渉せられたるも何れも未だ試験的施設たるの域を脱せず、其工程作業の漸く整ひたるは東京長崎線及東京青森線の完成以後に在り。其後漸次増設延長し、二十年に至りては全國樞要の地を聯ね、明治二十五年度末には線路三千五百餘里、延長一萬里を超ゆるに至り、且明治二十二年以降は鐵道所屬の電線を使用して公衆通信の取扱を開始せり、超えて日露戰役に方り一躍三千里に垂んたる内地線條の延長を見るに至る。電線路の建設に就ても當初は普通道路並鐵道線路に據り、止むを得ざる場合の外は私有地を使用せさりしを以て特に之に關する條規を設けさりしか、其後線路漸く延長し民地使用の必要増加したるを以て、明治七年敷地手當金を交付するの制を立て、明治二十二年土地收用法の發布に伴ひ特別法制定の必要を

認め、翌年電信電話建築條例を設けて之に備ふる所あり。以降累年増加して大正八年度末に於ては陸上線延長四萬九千八百里、水底線三千三百里を算するに至れり。而して電信線路の通信負擔量は、通信速度及接續局等の關係に依り自ら限度あり。明治四十年に在りては其線條一里當通信數年千六百通に過ぎざりしものか、大正五年度には二千百通に上り、更に大正八年度に及ひては三千七百通の多きに達し、其極通信の快速を累するの止むを得ざるに至るものあり。前述大擴張改善計畫の如き亦實に之か根本的救濟の方途たらずんはあらず。尙我國の電線建築は主として陸上線に依りつつあるも、保守其他の點よりして必ずしも萬全の策にあらず。現に歐米に於ては既に陸上線擴張の時代を過ぎ、電信線條の安固を期する爲盛に地下線の布設に努め、英國の如き主要都市間は全部地下線を以て連絡するの計畫を樹て著々完成の途に進みつつあり。本邦の如き地勢の關係上特に風水害甚たしきものに在りては少くも主要幹線に對し此種の方法を執るの必要なるに鑑み之か計畫中に屬せり。

回線の設備

は亦電信局所の増設及其通信容量の増加に伴ふて常に其系統連

絡を改ため、回線負擔の過重を避くると共に接續を適宜にして通信の馴達と正確とを庶幾せり。而して地方部局は之を各其中心地に連絡し、中心都市は亦其相互通信の繁閑に鑑みて適當なる回線を設備し以て其疏通を期するものにして、閑散なる地方線路に在りては一回線能く七八局に渉るものあるも、最近一般通信の増加に伴ひ之を適當に減定して其負擔の緩和を必要とするものあり。特に通信頻繁なる大都市間の如きは複線、複々線を設備し、二重機、四重機の如き高速度の通信装置に依り、或は自動中繼の如き方式を採用して長距離の連絡に便せり。東京、大阪は二大中心地とすべく、東京を基點として西鹿兒島、北札幌は勿論朝鮮京城に及び大阪も亦朝鮮より北札幌に通せるあり、幹技の回線縱横に馳せて一大電信網を形成せり。現時回線數二千八百を以て五千八百の局所を一重或は二重、三重に聯ね、其大都市間を連ぬる比較的重要なるもの三百回線あり、就中一回線の延長百里以上に亘り、同一區間數線を配備せるもの亦尠なしとせざるなり。

電信機械

に就きては創業當時採用せる

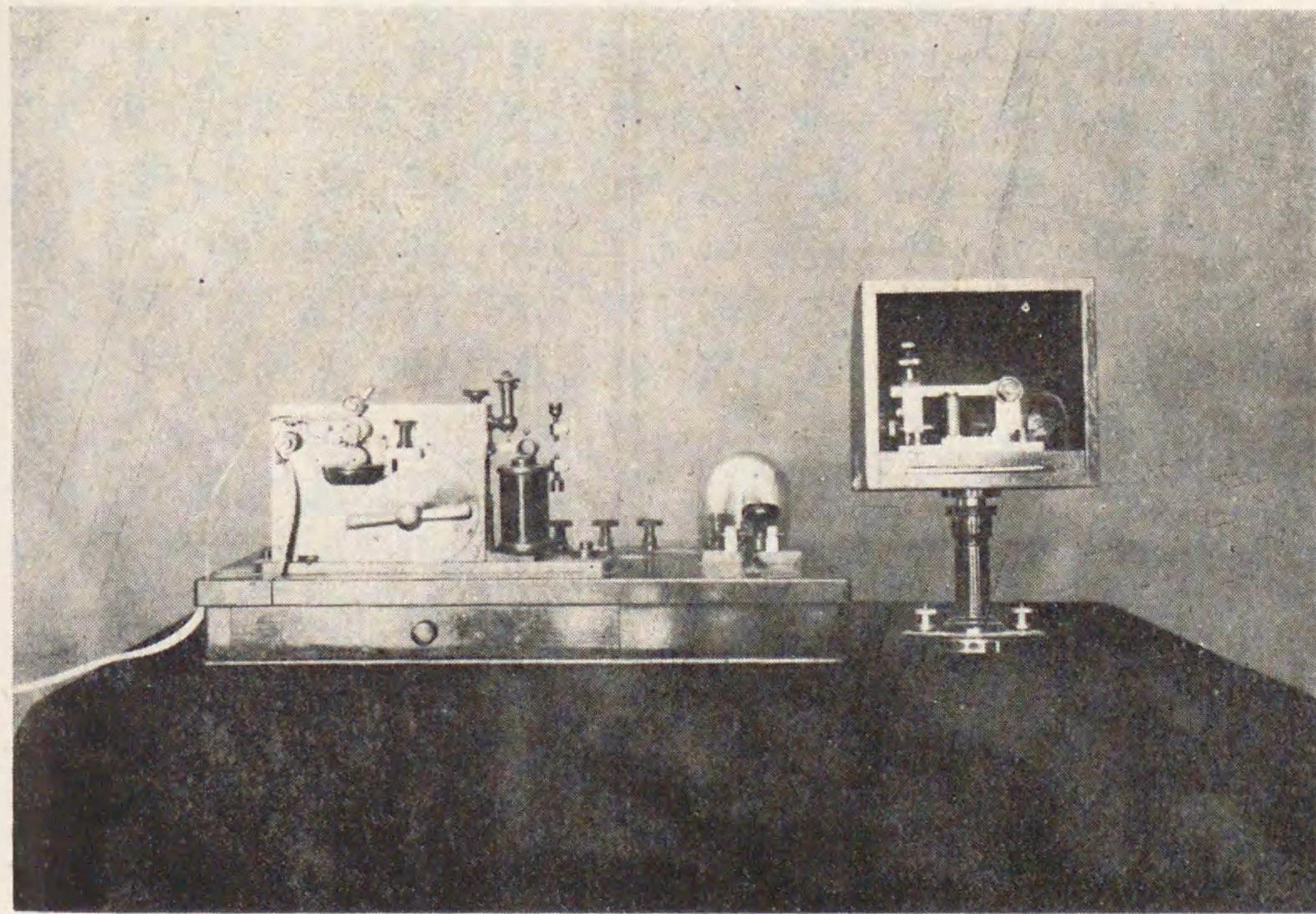
プレゲット指字機

は圖信機の圖參看

に見る如く恰も時計の盤面の時分を指針

の指すに類し、之を辿りて電報を讀みたるものにして、其の操作單純なるも電氣の感應微弱にして遠距離に用ふる能はず、且瞬速に送受し難き不便あり。故に明治四年モールス機到着以來漸次各局に之を用ふる

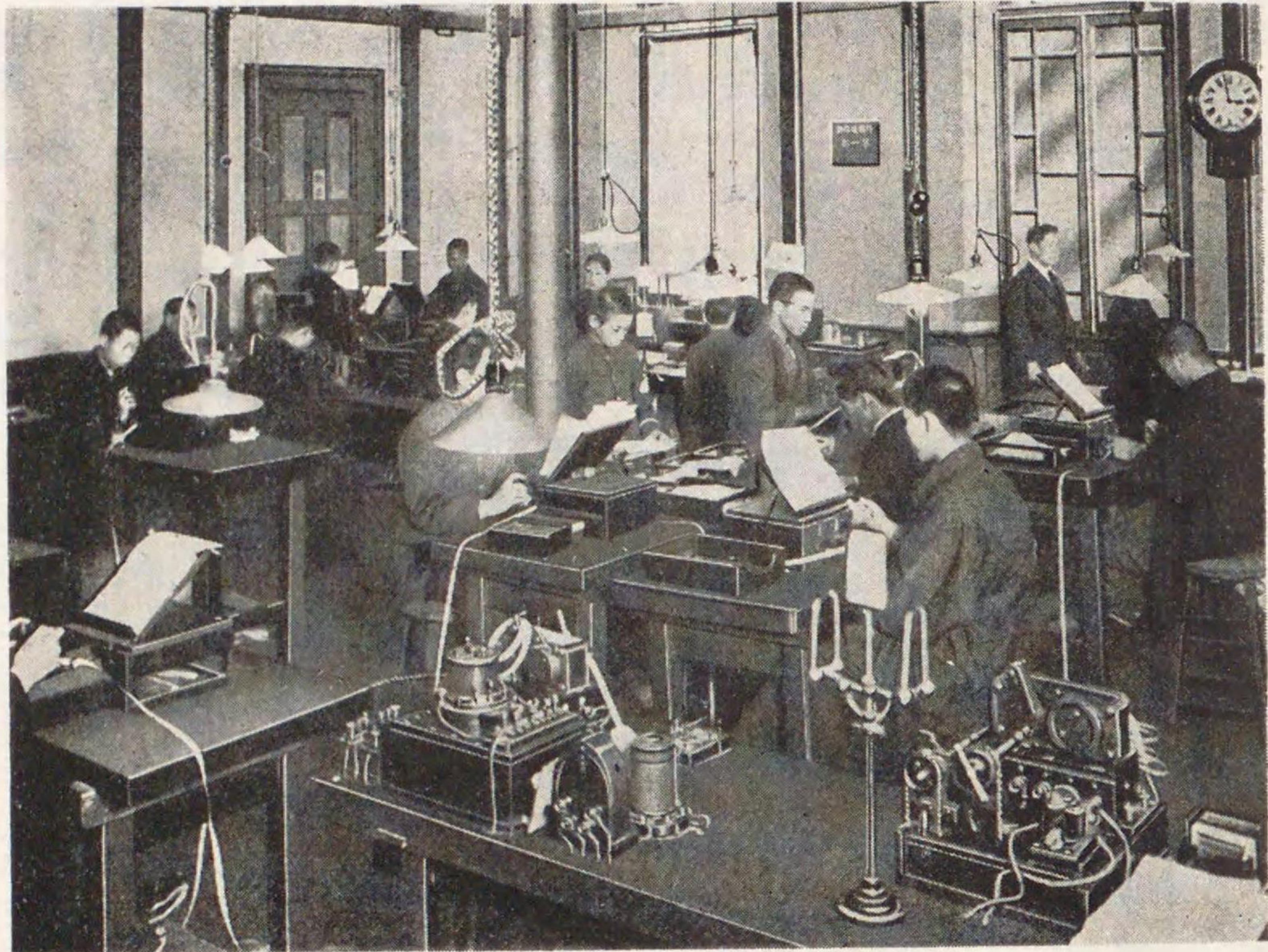
モールス機と音響機



左方は音響機なり

こととせり。爾來最も普通なる電信機として廣く行はれたるも、明治二十八年始めて音響機を東京市内に使用し、次之を各地に及ぼし其成績良好なるものあり。兩機の構造は圖に示す如く、一は現字紙、墨汁及之か繰出装置を要するのみならず、其

自働通信用機



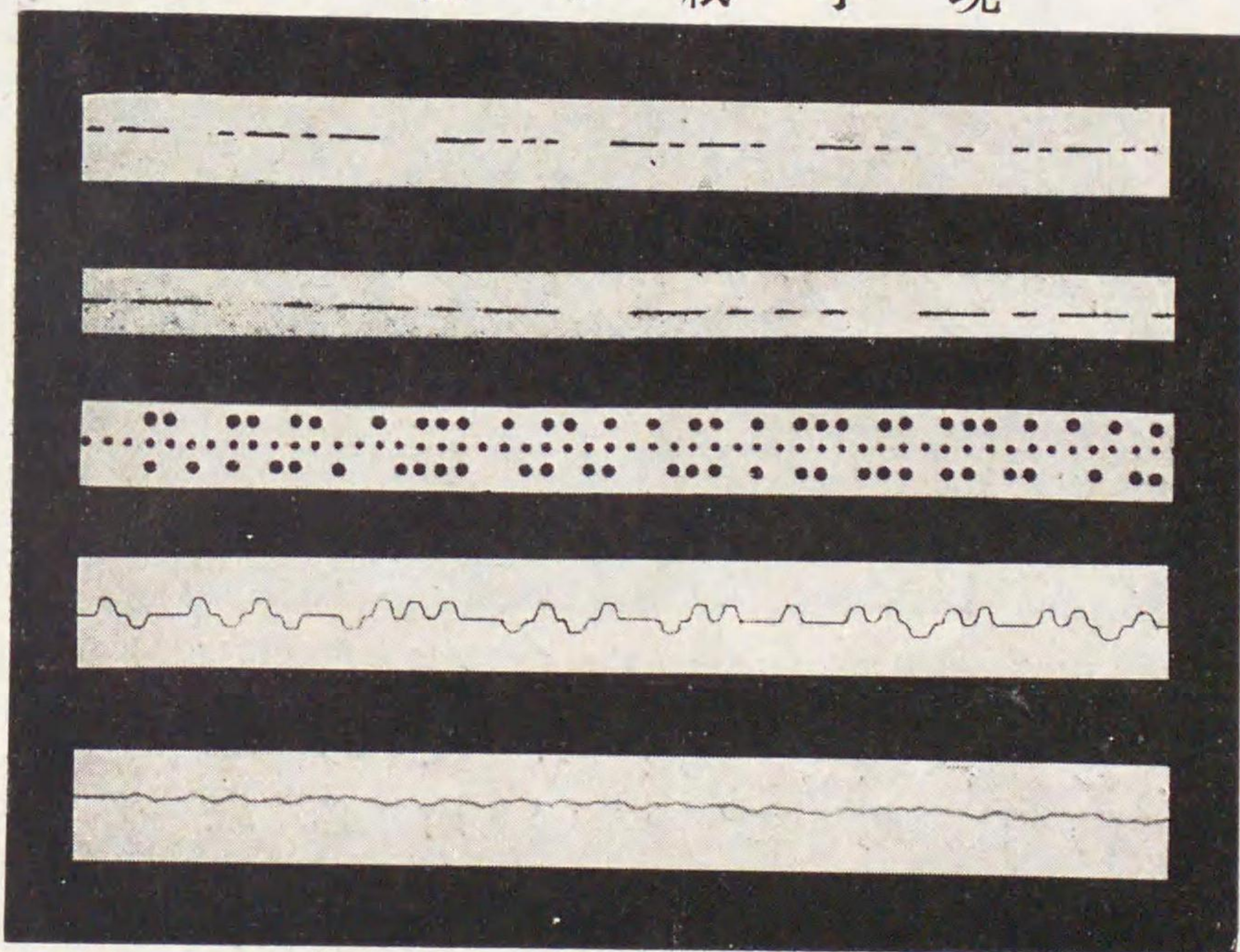
東京中央電信局外信課に於ける自働通信用機の依る通信の状況を示す

受信に際し視管に依ると聴管に依るとは通信速度及正確を期する上に就き多大の徑庭あるを以て、明治三十一年以降比較的通信閑なるもの及特種の必要あるものの外一般に音響機を採用することとなれり。現にモールス機千八百座に對し音響機二千八百座を算せり。二重機の初めて使用せられたるは明治十三年横濱神戸間に在り。此機は一線を以て双方より同時に送信し得るものにして、殆んど單信機に倍する效用を有し、現に主要回線に之を使用し、總數三百二十二座を算せり。

四重機 は名

の如く一線を以て同時に四通の送受を取扱ふことを得へく、即ち單信機に比して殆んど四倍の能率を有せり。明治二十年之を試用して其成績に鑑み、明治二十五年東京大阪間に設備し、次て東京仙臺間、大阪下關

現 字 紙 の 種 々



(1) 現字七のトへホニハロイてしに號符スルーモるせは現に(色白)紙字現
(2) のもるたれらせ出印に紙字現の色青り依に機信通動自鑽
(3) 自。るは現字九のリチトへホニハロイてしに(紙色黄るめ含を油)紙孔鑽
に械機を之し孔鑽く如の圖つつひ用を手兩右左め豫合場の信通る依に機働
すとのもるるは現く如の2に方先はきとるす置裝
ハロイ...體書の當正は4てしに號符及(色白)紙字現るふ用に信通線底海
るらせ出印く如の5め爲の抗抵氣電はて於に際實もるな...チトへホニ
八座を使用せり。
自働機は高速
度を以て自動的
送信を營み、モ
ス機の一分時百
なるに對し六百
の送信能率を有
豫め準備したる
信用鑽孔紙に符
を打込み置き、
裝置して自動的
送信する方式に
し、明治十五年東京

大阪間の通信に供して以來増設して百六座を算するに至れり。

現波機は其作用自働機に類し、其受信符號の波形に現出するものにして、長距離海底線に使用せられ、現に二十座を使用す。

高周波機は市外電話線を利用し電話に妨害を與ふることなく同時に電信通信を爲し得るものにして、主たる電信回線通信輻輳の場合補助通信の用に供し、大正八年三月初めて之を使用し、現に東京大阪間、東京横濱間及大阪神戸間に裝置せり。終りに一言すべきは

電氣機器の製造にして、斯業創始に際し其所要機械を一々外國よりの輸入に仰きたるも、斯くては當に手數多きのみならず經費も亦巨額に上るを以て、明治六年工部省電信寮に製機掛を置きて機械の製造に著手し、明治十年モールズ機十座を製出したるを初とし、幾多の苦心困難を嘗めて漸次二重機の如き複雑なる機械をも製造するに至り、其間幾多の改良及考案あり。其後電信燈臺用品製造所として電信電話用品と共に航路標識用品の製造を營み來りたるか、大正五年以降之を廢止し、同時に、其規模を縮少して電信電話に關するものは遞信省經理局に、燈臺用

品は航路標識管理所に於て繼承することとなれり。

第三節 電報の類別と各其變遷

電報の種類 電報は電文發信者及取扱方法の三點より之を區別し得べく、其電文の性質に基くものを和文・歐文とし、發信者の如何によりて官報・局報・私報に分たれ、取扱方法に依り普通電報及特別電報となし得へし。而して明治二年十一月布告傳信機に關する七項に於ては日本語のみに依る通信に限りたりしか、翌年四月歐文の取扱を開始せり。發信者に依る區別に就きては明治十二年電信取扱規則の改正に依り官報・局報・私報の區別を見たるも、以前既に慣例其他取扱心得等に依りて此區別の定まりたるもの如し。官報は各官廳・締盟國大臣・長官・陸海軍將帥・公使及領事等の通信を謂ひ、局報は電信事務に關し遞信省及各電信局相互に送受するものに係り、私報とは官報・局報を除くの外廣く諸般の通信を指稱し、其傳送は官報を先にし局報・私報の順に依るものとせり。而して官報は當初無料なりしか、四年五月以降有料となり、局報の中爲替局報の如き當初有料にして同文電報の式

を用ひ、次て官報に依ることとしたるか後別に爲替料を徴して無料報とすることとし、明治三十三年電信法制定に際し電信又は電話に依る通信にして無料報となし得るものの範圍を明定する所あり。現時無料報に屬するものは有線又は無線の電信・電話及郵便郵便爲替郵便貯金の事務に關するもの及氣象報告に關するものとす。而して電報の送受に就ては亦諸般

特殊取扱 制度の存するあり。蓋し電信利用の實際に方りては固より千差萬別にして、尋常一樣の方法にては其措辨に俟ち難く、或は特に急速を要し、送受手續の特別なるを欲し、將た發受者に存する特殊なる事情に應ずるの方法を必要とするあり。特に社會の進歩に伴ふ電信利用の巧妙複雑を來すと共に、之に應ずるの設備を講ずる所なかるへからず。特殊取扱は即ち之か方途に外ならずして、業務改良發達の面目亦主として此方面に存せり。今之を略叙せんに先つ

急信 至急時間外 の一たる至急電報は通常信に比し官報二倍 私報三倍の料金を要し、送受其他取扱順位を先にして速達を期する方法にして、其指定略符號「ツナ」は夙に人口に膾炙する所なり。至急報の創始は明治十二年五月に在り、然るに當初料金の

増課は私報のみにして、官報は任意に至急を指定し得ることとしたる爲め濫用の弊を誘致したるを以て、十五年六月其料金二倍を徴することに改めて今日に至れり。現時電報送受の順序は至急官報至急局報至急私報官報局報私報の順に依るを以て通信輻輳の場合の如きは特に效果あるものとす。乍併至急電報料金は普通通信の二倍又は三倍に當り其負擔輕からざるものあるを以て、電報取扱時間外に於ける急信に應ずる爲め明治三十六年^時間外電報の制を設け、一定額の時間外料^{通常一音信の}を徴して之か取扱を爲すこととせり。因みに電信取扱時間に關しては當初より相當制限ありたるも、唯受付時間に限り。然るに明治三十六年四月電報取扱の寡少なる三等局に對し夜間は其取扱を閉鎖することに改めたる結果不便甚しきものあるより、幾程もなく之を復舊して受付時間に限り^{午前六時又は七時より午後十時}とし、最近大正七年四月より之を^及時季に依り^{午前六時より午後八時迄}となせり。但し至急及時間外電報は固より此の限に非らざるものとす。右に反し

間送電報 と稱して比較的緊急ならざる通信に對する低料取扱の方法あり。

夜間其他閑散時を利用して著信局に傳送し、受付の翌日午前六時即ち一號便を以て該局より無料郵便を以て送達する方法に依り、一二等局に著すべき和文電報に限り之か取扱をなし大正五年六月施行せられたるか、時恰も時局の影響に依り通信激増の爲此種電報を容るる餘地なきに至りたるを以て大正七年以降一定の小區域を除き之か取扱中止の止むなきに至れり。次に

同地宛多數受信人^〇 同文配達日時指定 に對し、本文の同一なる電報を發出する同文電報あり。原信一通の外料金を低減する方法にして、明治六年の創始に係り、當初連名電報の稱ありたるか、十八年同文に改め、更に三十三年に至り其一組を十通に制限せり。而して同文電報の利用を一層擴大したるものに配達日時指定電報あり。社會の進歩に伴ひ電報の利用益巧妙となり、各種總會の招集選舉投票の依頼、特種の廣告等に市内電報を用ゐるもの多く、大都市に在りては此種通信一時に増嵩して、處理上の煩雜は勿論延て一般通信を累する狀況に鑑み、之か救済の方法として大正四年三月衆議院議員總選舉を機として本制度を設け、同一地域に著する同文電報五十通以上を一括發送する場合豫め其電報を差出し置き、指定の

日時に受付たるものとして其時刻を以て配達に付することとせり。爾來此種の機會に於て盛に其利用を見つつありとす。

返信料前納 は發信人に於て返信料金を豫納する方法にして、又明治六年八月より施行せらる。當初は現金を以て受信人に交付したるか、後證券或は電信切手、郵便切手を用ひるの制を経て、明治二十四年に至り返信料前納證書を發行使用せしむることとせり。

受信人に追隨 追尾再送停車場揭示及乗客宛 送達する方法の一を追尾電報（明治九年三月創始）とし、發信人豫め受信人の轉居旅行等を知りて其新居へ逐次追送するの制なり。其指定なき電報に對し追送を要するものを改追尾明治十二年五月創始と稱したるか、明治三十三年電信法改正の際之を再送電報と改稱し、且受信人は豫め自己に宛て到著すべき電報に對し之か取扱を請求することを得るものとせり。汽車乗客に宛てたるものに停車場揭示電報及乗客宛電報あり（明治四十五年四月創始）。前者は指定停車場の看易き一定の場所に該電報を六時間以上揭示するものにして、送迎者等受信人を特定せざる通信にも利用することを得へ

く、後者は進行中の列車乗客に對し鐵道職員の媒介に依り受信人を搜索交付する方法なり。

照校受信 の兩制度を合せたるものに固と書留電報の稱あり（明治六年八月創始）送受の際音信を反覆して正確を期すると共に其著否を發信人に通知することとしたるか、後前者の手續に相當するものを照校電報に改め、後者に對しては別に受信電報に讓ることとせり（明治十二年五月）。照校電報は全文を反覆しつつ傳送せらるるを以て、通信の正確を期することを得へく、廣く暗號其他重要な電報に利用せらる。受信電報に對しては當初別に報知依願電報（明治六年八月）の名あり、其後受信報知電報（明治十二年五月）を経て、受信電報と改稱せらる（明治十八年五月）。其報知方法に郵便に依るものと電信に依るものとの二途あり。

電報配達の方法 に關しては幾多の變革を閲したるものあり。創業當時は音信尙尠なく配達設備も亦完全ならざりしを以て凡てに配達料を課したることあり。其後配達の有料無料を區別すべき地域及丁程の階級等に關し屢改正を加へ、明治十八年電信條例に於て著信局所より陸上一里以外は郵便又は別使配達に付

すべきこととし、明治三十三年電信法制定に方り著信局所より陸上一里以内及其局所在地を直配達區域とし、該區域外に宛てたる電報にして配達方法の指定なきものは普通の無料郵便にて送達することとせり。

特別配達 別使船書留郵便 の中其陸上に屬するものを別使配達といひ明治八年三月より之を施行せり。料金の徴收に就き每九丁又は每一里等の制ありしも現時は二里以内及以上一里毎に一定額を徴する方法により、島嶼地に對しては一定額を徴し之を超過するときは其實費を徴するものとす。船書留配達は明治六年横濱・神戸・長崎の碇泊船に送達すべき電報に對して別に一定料金を徴するの制に始まり、後之を一般の船舶に及ぼせり(明治十二年五月)。書留郵便配達は明治十八年の創始にして、郵送に付すべき電報に對し特に書留郵便の取扱を爲す方法なりとす。尙電報の送受に關しては

局待留置略號登記 等の制度あり。局待(明治十八年七月創始)は發信人か其發信局にて返信を待合はす方法にして、留置(明治二十四年四月創始)は受信人をして著信局所に就き受取らしむる方法なるに依り、旅行者等に用ひて便なり。略號登

記は受信人か自己の氏名に代ふるに簡單なる略號を用ふることを登記し置き、電報發信の際一々其住所氏名詳記の煩に備ふるものにして、歐文の如きに在りては料金の節約にも資すへし。配達先登記は電報配達の場合を指定して豫め登記し置き、著信電報は肩書の如何に係はらず其場所に於て配達を受け得る制度とし、又局渡證票と稱し電報の配達を俟たず著信局所に於て受取る爲め證票の交付を受け置きて受領の都度之を提示する方法あり。是等登記及證票に對しては相當料金を要し、何れも明治三十三年の創始に係れり。而して電報は封緘して配達するを常とするも、特に之を

無緘親展 とする方法あり。前者は特に開封の儘配達するものにして(明治三十三年十月創始)後者は宛名の傍に親展印を押捺するを以て(明治十二年七月創始)他見を憚る電報に便すへし。

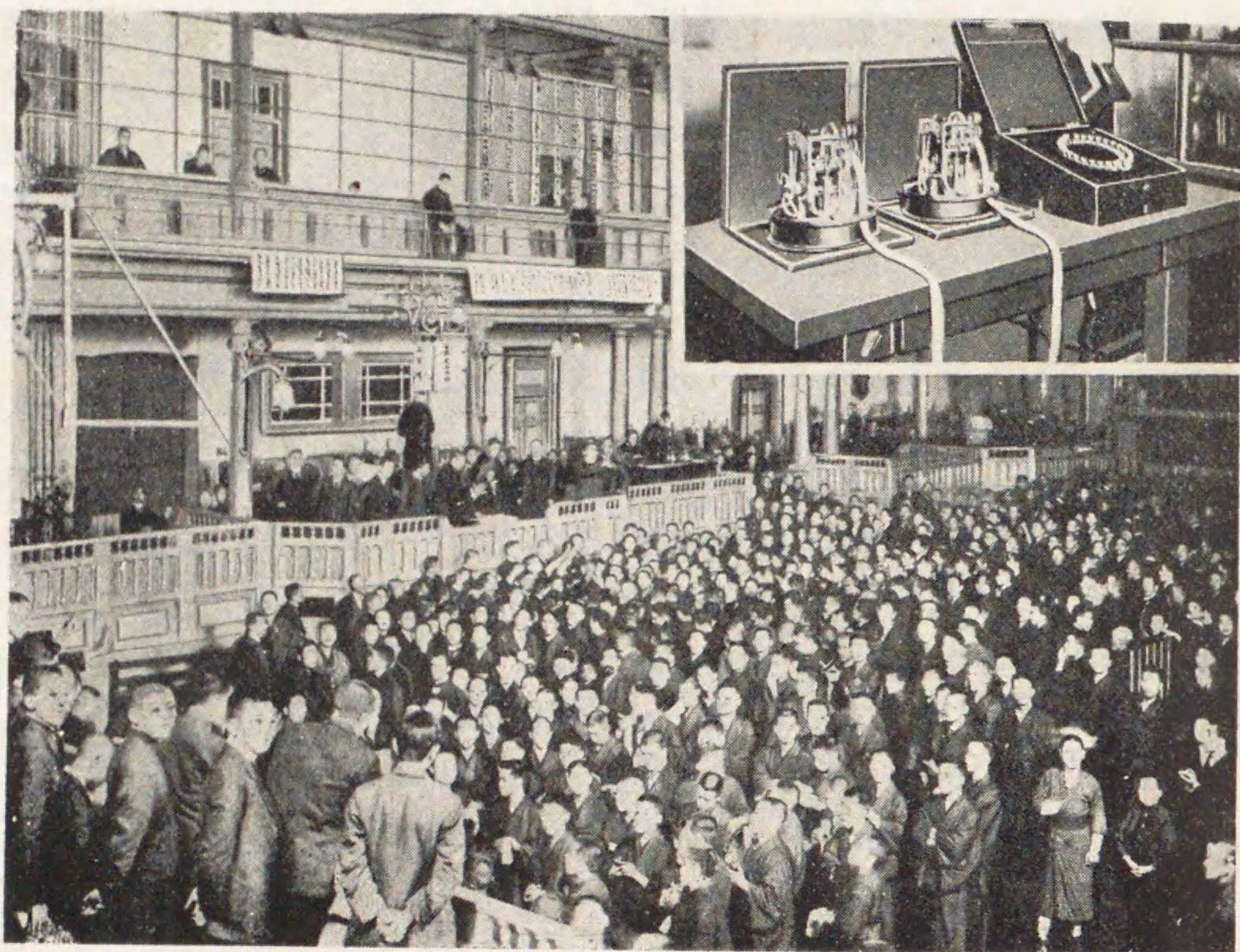
電信と電話との連絡 電報托送 は電信取扱局と電話加入者との間に發受する電報に其電話を利用する方法にして、主として常時多數の電報を送受する者に對し、敏速と簡便とを圖る爲め設けられたる制度とし、或は發信又は受信一方のみ

に對して之を利用するも可なり。電報送受用の爲めにする電信電話又は無線電信電話の施設者も右に準し其取扱を受くることを得へし

新聞電報 凡そ電信を最も有利且汎博に利用するものを新聞事業と爲す。今や新聞通信網は縦横に羅して其報導論議に刻を移さす。人或は現代の匆忙なる生活を鐵道と電信とに歸す、而も電信を利用して社會經緯の委曲を刻々眼前に展開せしむるもの即ち新聞紙なりとせば、新聞紙は電信の文化生活に及ぼす作用重且大なるを知ると共に、亦其兩者の間密接なる利用方法の存するものあるなくんはあらず。本制度は即ち之れにして、明治三十九年開始したる所に係り、新聞紙掲載の目的を以て新聞社又は新聞通信社に宛てたる電報に對し特に低料取扱の利便を及ぼすものとし、別に料金豫納後納の途を開き、尙常時多數の新聞電報を發受するものの便を圖る爲豫約取扱なる特別の方法を設く。現に新聞電報取扱の認可を受けたるもの内地のみにて三百五十件に上り、最近一年總通數十二萬を算せり。

同報電信 經濟界の發展と共に、有價證券の取引漸次頻繁を加ふるに伴ひ、取引

同報電信機と其利用



チツカ電機及之を利用せる東京株式取引所の光景なり

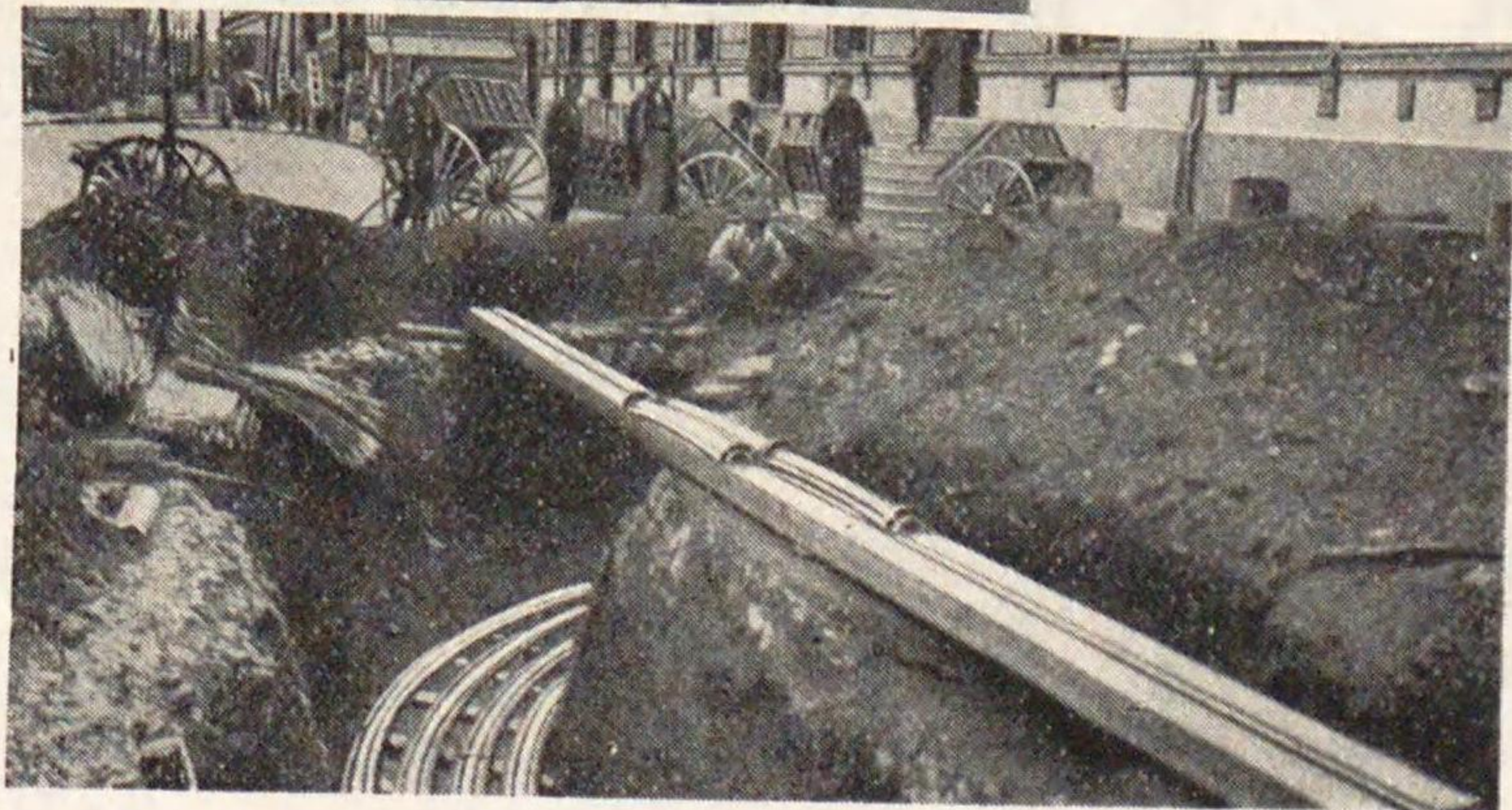
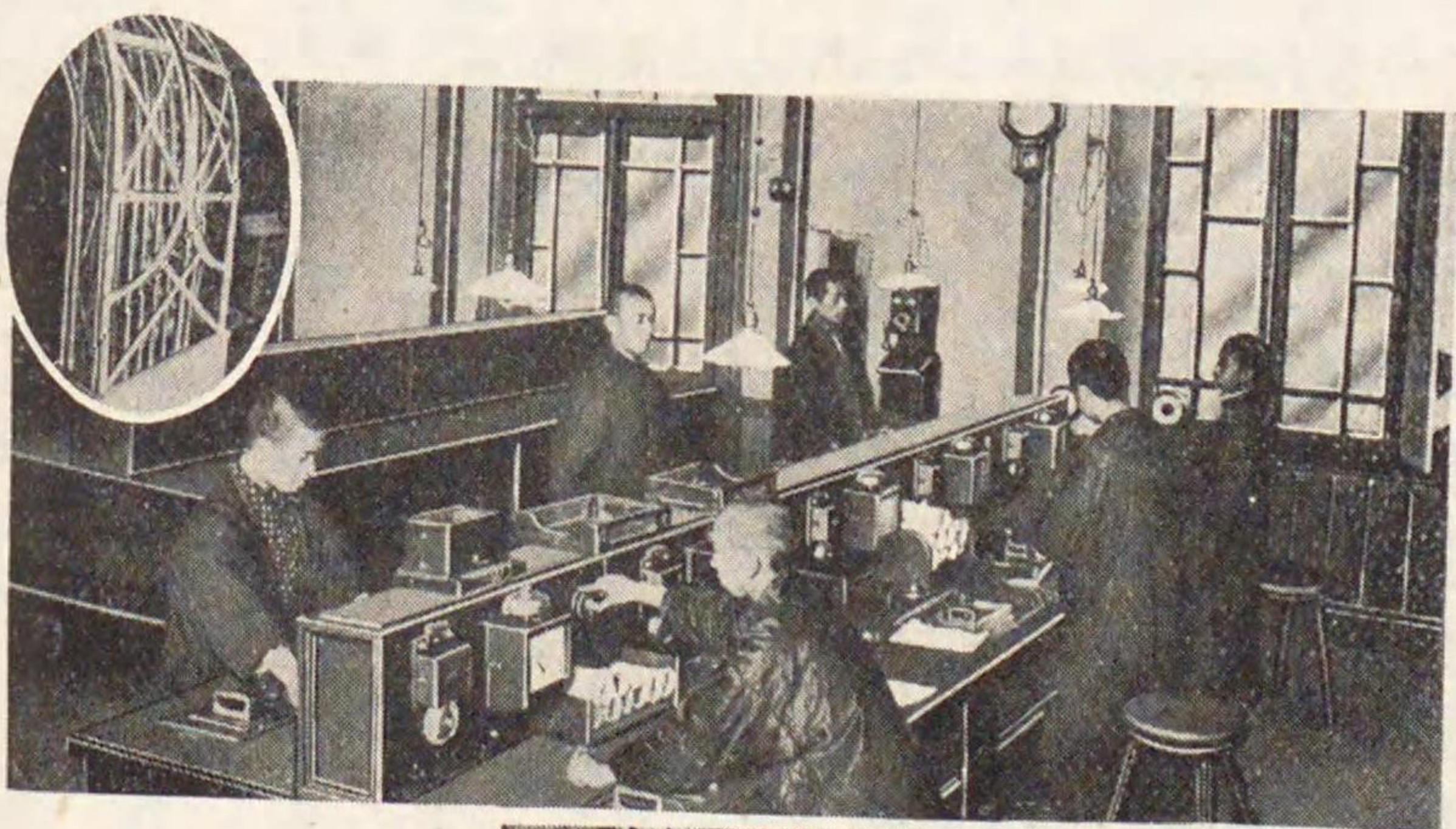
所及仲買店間の通信連絡の如き機微を争ふものあるも、在來少數専用電話の利用あるに止まり、其他は使介を駛するの外なく其不便甚しきものあり。然るに歐米に於て夙に使用せらるるチツカ電機なるものは一個の送信機に對して多數受信機を連絡し、其送信符號を一定の文字に依り同時に受信機に印出する設備にして此種通信に恰適するを以て、明治四十三年東京株式取引所及附近仲買業者八十名を加入者として東京中央局より通信を實施し、翌年大阪にも施設せり。現加入者東京百名、大阪九十名を算せり。

氣象通知電報

は公衆の請求に基き、中央氣象臺又は測候所にて公示する氣象に關する事項を電信官署より電報にて通知する方法にして明治四十二年の制定に係れり。其料金は普通電報に比し著しく低減したるを以て蠶業・漁業其他氣象の豫知に重大なる關係を有する者は勿論、一般公衆の享くる利益亦尠なからざるものあり。

船舶通報の取扱は明治四十年船舶通報規則の制定に依り一般に開始したるものにして、其取扱に通過報及信號報の二あり。通過報は燈臺沿岸通過の船舶に對し船名及通過時分を

氣送管設備



東京中央電信局内信課に於ける氣送管室及氣送管埋設工事の狀況を示す

豫め請求ある海運業者等へ通知するものにして、信號報は船舶所有者と船長との間に於ける通信を陸上相互間は和文電報に依り、燈臺船舶間は航行の際信號にて通達するものなり。其取扱を爲す燈臺は犬吠崎・劍崎・金華山・鷲鑾鼻・絶影島等内地殖民地を通し十八ヶ所を算せり。

氣送管 電線に依る電報送受は同時に多數を處理する能はざるを以て、電報の一時に輻輳する大都市間各局相互の通信の如きは疏通の圓滿を期し難きものあり。一八五四年倫敦に於てラチマーク氏は空氣の厭搾作用に依る氣送管設備を考案して電報送受に利用して以來忽ち各國大都市に傳はり、電報のみならず郵便にも及ぼして所謂ロールポストの普及を見んとしつつあり。我國に於ても明治四十二年初めて電報送受の爲め東京中央電信局及神田郵便局間に布設し、次て東京中央電信局と東京株式取引所及東京米穀取引所間、大阪中央電信局と北濱株式取引所間等八ヶ所に之を設備し好成績を收めつつあり。

第三章 外國電信

第一節 萬國電信聯合

我國外國電信の創始 明治三年八月政府は丁抹大北電信會社に對して海底線布設に關する特許を與へ、翌年長崎より上海及浦鹽に達する海底線の竣工を見、次て我東京長崎線の開通するに及び備佛人ジブスケ氏を丁抹に派して彼我線路の接續料金計算方法等に就き協商せしむる所ありしか、而も海外信取扱の權能は擧げて會社の手に在り、料金の如きも其の決定に俟ち、我は唯長崎に於ける會社局と各地(主として横濱)に於ける發受人の媒介を爲したるに止まり、事務上將た行政上の支障少なからざるものあるを以て、更に其疏通に關し會社と協定する所あり。恰も明治十一年三月電信開業式を舉行するに際して外國電信の事は我電信官署に於て直接其取扱を爲し大北會社をして中繼のみに膺らしむることとし、茲に始めて名實共に外國電信業務實施の緒に就くに至り、次て翌年(一八七九年)には正式に

萬國電信聯合 に加盟し國際電信の一員として立つこととなれり。蓋し一八五〇年より一八七五年に至る二十五年間は歐米に於ける電線建設時代ともいふべく、各國競ふて電信設備の充實に努め、陸は國內を羅して各國の要地を聯ね、海は大洋を通して各大陸の連鎖成るに至る。而も電氣通信の事たる距離の遠近を論せず、邦疆の域を問はざるの效用に基き所在國際通信關係の續出を見るに至り、一八五〇年普塊の間に組織せる電信聯合を初とし、一八五二年巴里電信條約成立して佛、白、普、塊各國の一大團を組成するに至りたりと雖別に西歐諸國の電信條約あり、其間比隣交、相締約する等其關係多岐多端なるものあり。即ち之を統一して送受の連絡及料金の輕減を圖る上に就き大團結を形成するの輿論を喚起し、一八六五年(慶應元年)約二十を算する歐洲諸國の委員巴里に會合して國際電信條約の締結及巨細に關する處務方法の議定を見、之に關する事務を執行せしむる爲めに國際電信聯合總理局を瑞西ベルンに設置することとなれり。爾後

國際電信會議 は順次各國の主都に於て行ふこととし、一八六七年(明治元年)維也納に、一八七二年(明治五年)羅馬に開催せられ、羅馬會議には私立電信會社の委員

初めて參列せり。次て一八七五年(明治八年)聖彼得堡に於ける會議に於て條約の編制を改め、専ら國際電信の基礎事項となるものを萬國電信條約とし、事務的細則を規定せるものを附屬業務規則となせり。之れ前者は其規定事項恒久的のものなるか故に修正の必要生ずること稀なるも、後者に至りては學術の進歩及業務上の經驗等に依り時々交改を必要とすきへか故に、定期に開會すへき電信主管會議を以て容易に之を修正し得る様本條約を豫め區別し置くを利便とするか故にして、現行萬國電信條約は實に露都會議に於て締結せられたるものとす。爾後の電信會議には我國も亦參加して提案評決することとなり、最近華盛頓豫備會議迄既に七回に及び、比年學術の發達及社會の進運に適應せしめむか爲、序を逐ふて業務の規定及料金等に修正變改を加へたるもの尠なからず。而して當初聯合事務執行に關する經費負擔の上に六階級を設け、我國は最初第四等に班したるも日清戰爭後即ち明治二十九年より第一等に進むに至れり。今本邦委員の參加せる各會議の年次開催地及出席委員を示せば左の如し。

開催年次	開催地	出席本邦委員(遞信省關係)
一八七九年(明治十二年)	倫敦	芳川顯正
一八八五年(明治十八年)	伯林	石井忠亮
一八九〇年(明治廿三年)	巴里	栗野慎一郎
一八九六年(明治廿九年)	ブダペスト	田健二 松永武 町居重 棟喜九 中谷弘 二上兵治
一九〇三年(明治卅六年)	倫敦	同參事官
一九〇八年(明治四十一年)	里斯本	同參事官
一九二〇年(大正九年)	華盛頓(豫備會議)	遞信監察官 影山銑三郎

現在參加數 一九一八年末に於て國際電信聯合に加入し、又は之と連絡を持するもの左の如し。

- 一 締約國 四九
- 二 加入私立電信會社 一八
- 三 加入せざるも大體業務規則に準據し且總理局と定期の通信を爲す私立電信會社 一五

四前記會社の媒介に依り總理局と通信を爲す私立會社

五

第二節 外國電信に關する設備及制度

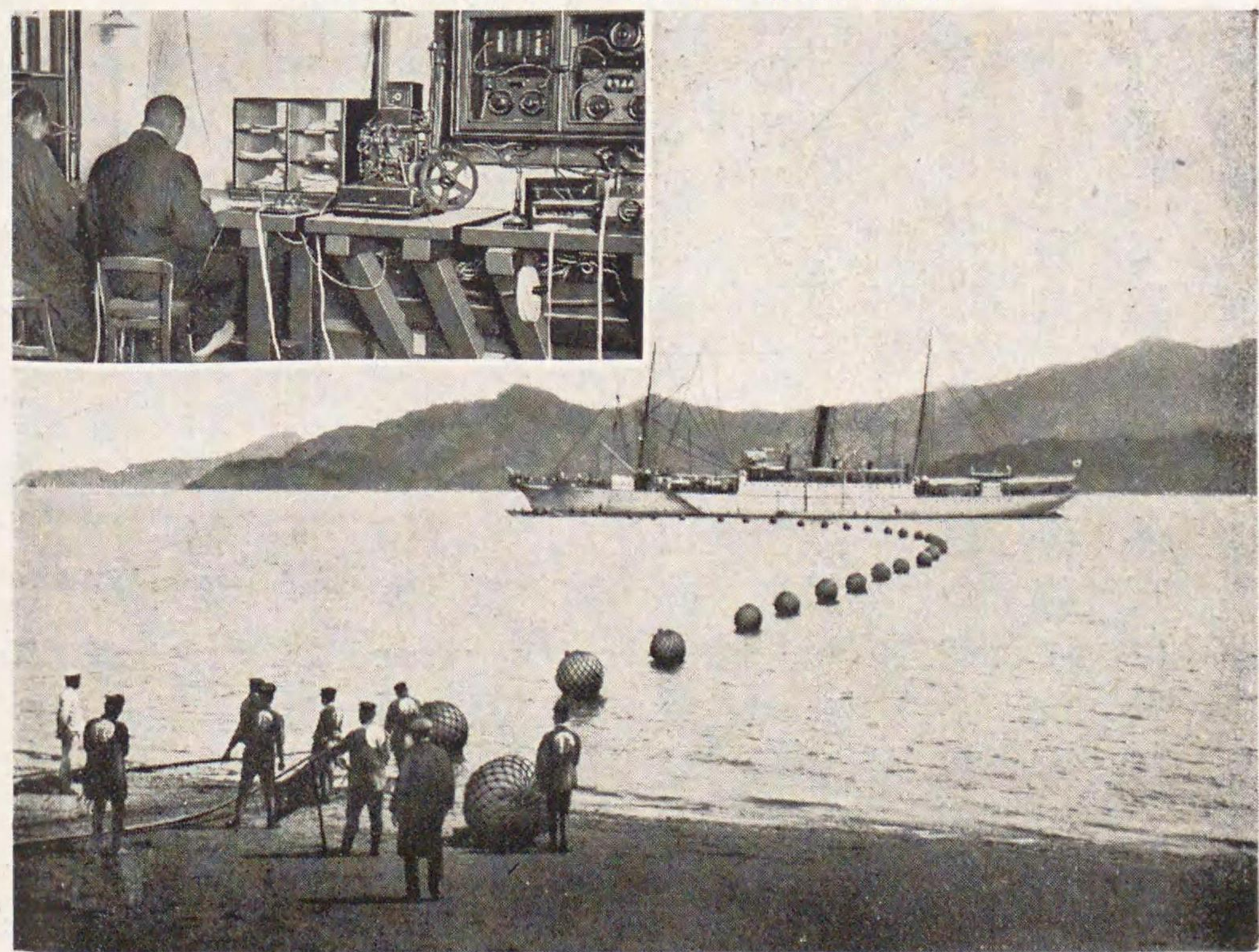
亞細亞大陸との海底線連絡 に就ては丁抹大北電信會社に對する特許に率由し、諸般の施設は之に資縁して釀成し來れり。即ち同會社は其布設線を経由して西比利亞及印度の兩線に依りて歐洲と連絡し、別に香港を経て南洋及濠洲に通ずるの線あり。爾來對外通信の増加するに及び、明治十五年浦鹽及長崎線各一條を増設せしめ、又翌年壹岐對馬を経て韓國に通ずるの線を政府及同會社に於て共同架設し、收入を等分することとせり。然るに其分配等に關し屢紛議を生し煩に堪へざるより、明治二十三年政府は長崎釜山線中長崎對馬間を買收し、後日露釁を開くに及び同線の輻輳極度に達せるも複線を布設するに途なく、國際法上之か買收を遂行することを得ず。固より軍用通信は別途の方法を執りたるか、次て我國の朝鮮を併合すると共に關東州等を通し大陸に我電信系を確立するに至りたるを以て、交渉の結果明治四十三年十一月一日を以て殘餘の對馬釜山線をも買收し、茲

に釜山線は全く我管理に歸することとなれり。而して同會社に與へたる特許中、獨占權に關する期間は、大正元年十二月二十七日を以て満了したるに依り、舊免許狀中右獨占權其他自然消滅となりたる事項を除き、一面新に協定したるものを加へ、大正二年八月二十三日附を以て更に修正免許狀を附與せり。政府は更に對外電信政策上大北、大東兩電信會社並支那と約定を締結し、之に依り長崎上海間帝國線布設に關する件を確定し、大正三年中之を完成せり。特に右上海線布設に依り日本文電報を取扱ふこととなりて以來、通信數の上に急激なる増加を見るに至れり。其他日清戰役後臺灣の我領土に歸したる結果淡水川石山線を買收し、日露戰役中佐世保大連線の新設、在滿洲日清電線の接續、大連芝罘間海底線の敷設等對外電信連絡益其歩を進めたる中に就き

日米海底線の連絡 は最も特筆に値するものなりとす。前述の如く我國と歐米各國との通信は大北電信會社に屬する長崎と浦鹽若くは上海線に依るの外なく、此二線にして不通となるときは通信忽ち杜絶して通商將た外交に及ぼす禍害測り難きものあり。現に日露開戰に方りて長崎浦鹽線は直ちに閉鎖せられ、殘る一

線のみ辛うして其用を充すに止まり、只管其故障なからんことを祈念する一方に於て他に新線を得るの急要を痛感し、茲に米國商業太平洋電信會社と交渉を開始せり。當時太平洋に於ける横斷海底線は英國の手に依りて明治三十五年本國加奈太より濠洲に及ぼしたるに始まり、後米國の比律賓を占領するに方り、商業太平洋電信會社をして桑港・馬尼拉間の直通線を布設せしむるに至る。其彼我の交渉點は東京・小笠原島間六百四十哩を我に於て布設し、彼は小笠原島・グワム島間九百哩を擔當することとして、明治三

海海底線と船設布線底海



東京は圖上してしに丸原笠小船設布線底海は圖下りな況狀の信通線島ムワグるけ於に局信電央中

十八年九月商議成ると共に豫て實測せる所に基き直ちに工事に著手し、翌年六月相互連絡して我 天皇陛下と米國大統領との間に交換したる祝電に其第一信を汲むに至る。依りて在來長崎より上海・香港・馬尼拉を経てグワムに至りし中繼路は、東京より直ちにグワムに通し、ミッドウエー・布哇・桑港に連絡することとなり、單に通信時間を短縮したるのみならず、電報料金の如きも約五割を減し得るに至れり。

外國電信制度

電報種類は官報事務局報私報及新聞電報の四種に分たれ、新聞電報は豫約の制を有せざる外内地と殆ど同一の方法に依りて取扱はる。特殊取扱としては至急返信料前納・照校・追尾・再送・受信報知・同文留置等ありて手續亦略相類せり。後廻及外國郵送の二制度は外國電報に特有の取扱にして、前者は夜間閑散の時を利用して送受し料金を半額に低減し、比較的急を要せざる電報に利用せられ、後者は外國支那本邦局所へ郵送すへき邦文電報を長崎・横濱等便宜の地迄電報にて送達し其著地局に於て之を郵便に付するものにして船便の都合に依り利便の場合多し。外國電報の用字は必ず羅馬字に限るを以て、普通語としては羅馬綴

の邦語に非されは歐州各國語又は羅甸語を用ゐざるへからず。但上海との間に發著するものは和文電報と爲すことを得へし。而して外國電報發信の場合に於て同一地方へ連絡すべき線路二以上ある場合には、其經過すべき線路の指定を要するものにして、之れ其線路に依り遲速及料金に差あるを以てなり。例へば歐羅巴へ通するには

香港線 (上海香港經由スエズ廻り)

浦鹽線 (長崎浦鹽間海底線廻り)

キヤクタ線 (上海經由キヤクタ廻り)

小笠原線 (グワム線經由米國廻り)

の何れかを指定すへきか如し。

第四章 無線電信

第一節 無線電信の發達

通信方法の極致に到達せるものとして無線電信を數ふへし。今や洋上の船

船は更なり、陸上大無線電信局は各國の要地を聯ねて大無線電信網を形成せんとし、其放散せらるる電波は縦横に坤輿を織りて、時刻を遷さざらんとす。邇て知る、日本海海戰に於て哨艦信濃丸船長より東郷提督に致したる「敵艦見ゆ」なる一片の信號は、嘗に勝敗分岐の託宣に類へ得るのみならず、實に無線電信の威力を世界的に表明したる貴重なる記録を成したることを。抑も

無線電信の權輿 は伊太利人マルコニー氏に在り。之か學理實驗に至りては既に幾度か學者の推究を閲みしたるも何れも試験の域を脱せず。恰も一八八七年獨逸カールスルーエ大學教授ヘルツがマックスエルの學說に基きて發見したる電波に啓示を得、之を實用に供すべき電波式無線電信法發明の功は實に氏の双肩に荷せざるを得ざる所にして、干時一八九五年(明治二十八年)其齡尙二十歳に過ぎず。翌年英國に涉りて特許を得、英國郵政廳の援助を得て漸次其研究を進め、マルコニー無線電信會社を組織し、一八九七年(明治三十年)英佛間三十二哩の通信に成功し、後益通信距離を延長するに至れり。此一大發見に駭目せる列國は競ふて

無線電信技術の研究 に著手し、其原理の探討技術の達成に一日の長を得んこ

とを期せり。蓋し無線電信は海上連絡等に於ける主一の通信方法たるのみならず、軍事上必須の設備として之か發達改良は國防關係に重要な意義を伴ふを以て、適當なる装置方式の發見は各國自衛の上に緊急とする所なればなり。即ち各獨特の發明改良を數ふる中に就き獨逸のテレフンケン式、米國のフェツセンデン式及ドフォーレー式、丁抹のパウルゼン式等其主なるものなりとす。我國も亦明治三十年マルコニー氏無線電信成績の報傳はると共に、直ちに遞信省に於て之か獨立研究に著手したるも、マ氏方式等の詳細に關しては素より秘密を嚴守するを以て、理論の調査機械器具の製造等に尠なからざる苦心を拂ひ、明治三十年末には品川臺場・月島間の通信試験に成功し、三十三年には津田沼・八幡間海上十哩船橋大津間三十四哩等の通信を遂行せり。其研究逐年著しく進捗し、従事員の考案發明を一括して所謂

遞信省式 なる一方式を樹立するに至れり。明治三十六年に至りては長崎臺灣間六百三十哩を隔てて長距離通信を遂行し、遞信省式の甚だ優秀にして世界の諸方式と拮抗するに足る事を確認せり。先之海軍省の依頼に應じ、其研究の結果

を遞信省技術者に依り實地に應用したるに成績良好にして、日露戰役中非常の効果を奏したるは周知の事實なりとす。此間マルコニー氏は幾多の實驗を経て一九〇一年(明治三十四年)十二月を以て英米間大西洋橫斷無線電信の實驗に著手し、遂に好成績を奏して二千哩の通信記録を作るに至れり。斯くして無線電信の實驗利用範圍の増大に伴ひ、各國民共通の利益保護等に關し國際規約を商議するの要切なるものあり。一九〇三年(明治三十六年)獨逸伯林に豫備會議を開き、次て一九〇六年(明治三十九年)第一回

國際無線電信會議 を同市に開催せり。參加國數二十七にして我國よりも

遞信

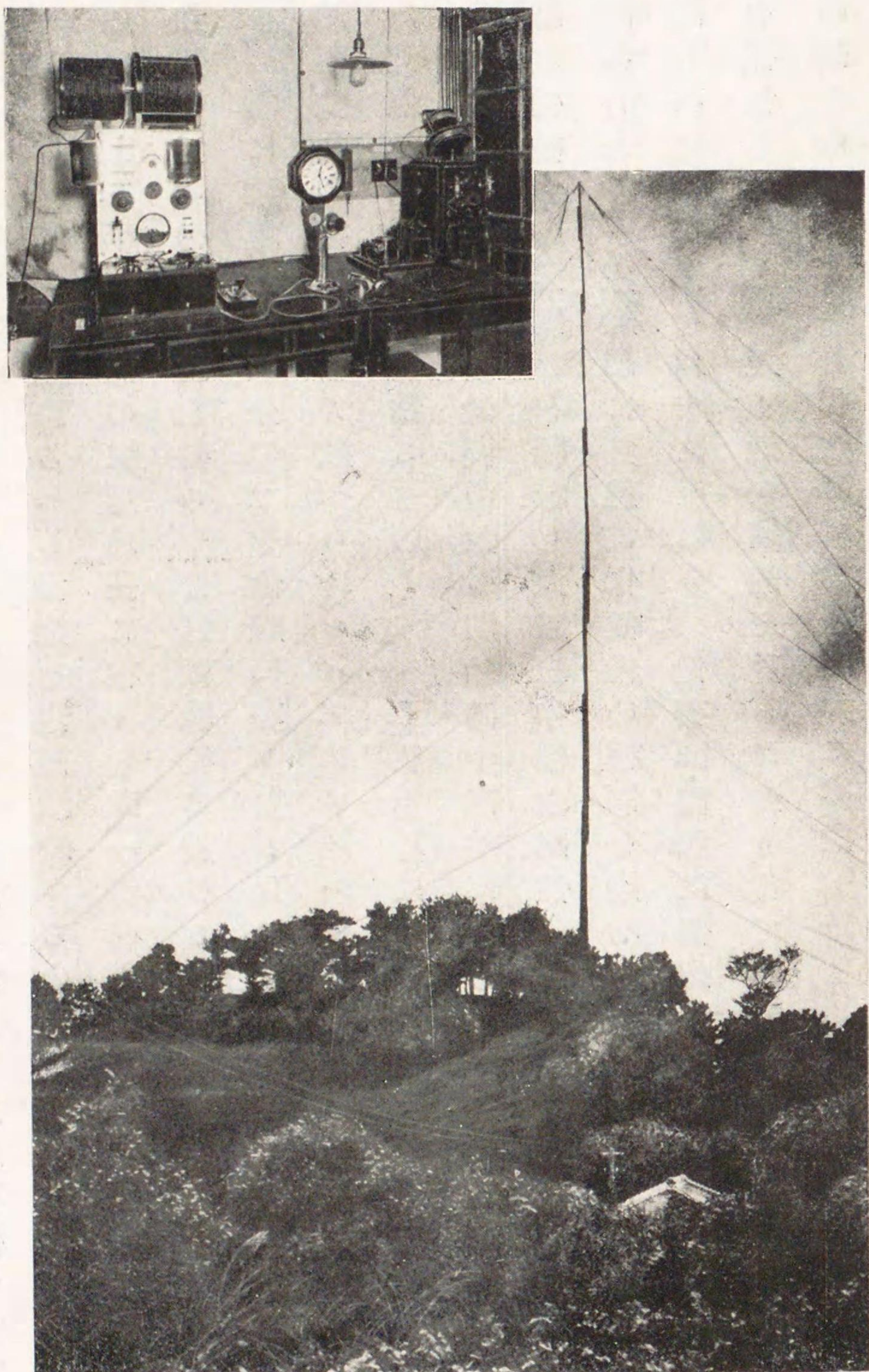
技師 淺野應輔、通事官 田中次郎兩氏(外に海軍省側よりも委員を出せり)を委員として列席せしめ、無線電信條約其他重要事項を協定せり。條約の要項は各國沿岸樞要の地點に無線電信局設置の方針を執ること、國の内外を問はず、方式の如何に論なく普ねく海上船舶と通信を交換し且互に他局の通信に妨害を及ぼさざる義務を負ふこと等にして、二十三條より成り、一九〇八年(明治四十一年)七月一日より之を實施せり。其後五年を経一九一二年(明治四十五年)倫敦に第二回本會議を開き曩

に議定せる條約及業務規則に修正を加ふる所あり、船舶局相互間に於ても方式の如何を問はず交信すること、使用電波長を定めたること等を主なるものとす。參加國數三十六にして、本邦よりは遞信管理局長 坂野鐵次郎・遞信技師 中山龍次兩氏委員として之に列せり海軍省側にも委員を。出したることに前に同じ。

第二節 無線電信に關する設備及制度

無線電信局の設備は明治四十一年中銚子角島大瀬崎の各海岸無線電信局並天洋丸丹後丸其他七隻に船舶無線電信局を開設して公衆通信を開始したるを始とし、以來逐年増加して船舶局は關東州のものを合して二百六十二局、陸上局は臺灣及關東州を合して十三局並取扱所一を算するに至り、就中最近設置せられたる磐城無線電信局は世界有數の設備として數へられ、遠く北米・加奈太との通信連絡を得るに至れり。凡そ無線電信は有線電信に比し通信の困難及混信の虞有ると共に通信の秘密を確保し難き缺點ありと雖、之を海陸に施して架線設備の煩なきのみならず

銚子無線電信局



明治十四年一月五日設立に於て我國最初の無線電信局なり
其開局當時の外景及内部を示す

海上通信 に於ける效用は獨特にして、浮動する船舶相互に連絡を保つと共に陸上と絶えず接觸を持し、恐るべき海難を豫防滅殺するの利益博大なるものあり。其目的は固より平和通商の保護助長に在りと雖、一朝有事に際し之を軍事に施用して如何に活殺の妙を致し得るやは、這回戦役に於ける幾多の實例之を證するものあり。曩に乗組船客三分の二を魚腹に葬りたる巨船タイタニックの慘禍は無線連絡不完全の犠牲として數へられ、レバブリックか全員を救助し得て剩さざりし功は無線設備の效績を飾るものとすべく、航運界に於ける這般の類例日と共に多きを加ふ。故に北米合衆國の如き明治四十四年率先して一定の船舶に

無線電信設備の強制 を斷行し、大正三年倫敦開催の海上生命保全に關する列國會議、亦普ねく一定船舶に無線電信設備の強制を議約し、之と前後して英國其他の諸國も亦之か立法を爲すに至れり。但英國濠洲は偶歐洲戦亂の影響に依り一時之を保留したりしか近く之か實施を見るに至り、從て本邦船舶の其適用を受くるもの尠なからざるへし。之れ其設備と共に多數

無線電信通信従事者 を要する所以なり。之か實務に従事すべき者は相當の

學術技能を要するを以て、遞信省に私立無線電信従事者資格檢定規則を設け銓衡又は試験に依りて之を檢定し、以て平常の通信は勿論事に臨みて無線通信の機能を遺憾なく發揮し、依りて萬一の事故に備ふるに於て遺漏なきを期せり。而して我國に於ける無線電信に關する規定に就ては大正四年十一月

無線電信法 の施行せらるるあり。在來電信法に依りつつありたるも、輓近無線電信設備の發達に伴ひ其利用顯著を加へ、一面歐米列強の陸續無線電信の強制を立法するあり、我國も亦之に順應するの要ある所以にして、本法の制定に依り私設無線の經營をも認むることとし以來、陸上六ヶ所船舶二百五十四隻の私設設備を見るに至れり。

無線電信利用の制度 に就ては陸上通信と多く異なる所なきも、唯其通信の可能なるか爲には一定の距離即ち通信圏陸上局と海上局冬季及晝間と夜間とに依り異なるも凡四〇〇哩乃至二〇〇〇哩を確實距離とす内に在ることを必要とし、其送受の活動は此圏内に入りたる時を以て始まる。其料金は陸上料金の外電報の經由する度數に應じて海岸局料金を必要とするも無線電信のみに依る場合は陸上料金を要せず。特殊取扱に就ては一般電報に同

しく、同文取扱の如き無線電信局相互間又は陸上電信局相互間に限り同文送受の方法あり。又船舶局の中繼に依り傳送を要する電報を陸上より發信する場合には船舶中繼電報とし、洋上より發信する場合深夜の配達を避け度きものは翌朝配達に付する等の方法あり。

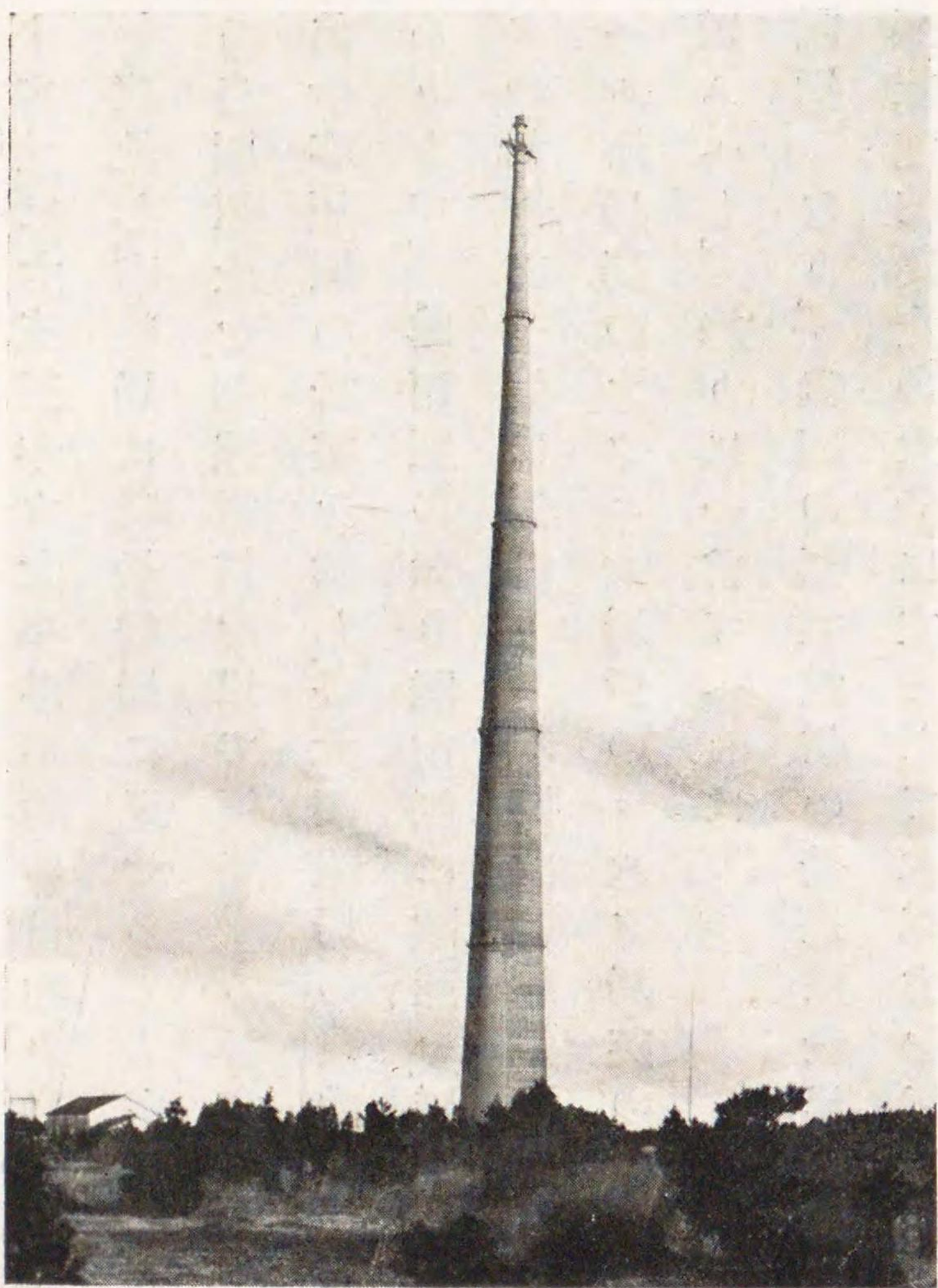
新聞無線電報 は船舶内に公示する目的を以て發するものにして、明治四十二年之か實施以來船舶内にては小冊子を發行して、之に陸上よりの通信を掲載し洋上船客の無聊を慰するの方法として非常に歡迎せらる。又無線に依る氣象通信に依りて危険の回避等航行上多大の利便を得、大正三年十二月より銚子・富貴角・大連灣各無線局をして中央氣象臺より發する暴風警報を英文にて發信せしむることとし、廣く各船舶にても無料にて其利便を享け得ることとせり。尙無線電信に依る

陸上相互間の連絡 に就ては海底線其他の障害の爲有線電信杜絶の場合、無線の便あるときは之を利用する方法に依り、大正元年十一月内地臺灣間海底線不通に際して此方法を開きたるを嚆矢とし、大正四年六月には南洋ラサ島に無線電

信局を設置し本邦無線電信局と連絡するに至り、亦落石局及露領勘察加のペトロパウルスク間常時一般公衆電報取扱の開始は我國際連絡通信の端緒にして、大正五年十一月

月船橋より布哇に
通し日米
通信の疏
通に寄與
したるこ
と多大な
るものあ
りしか、最

局 信 電 線 無 城 磐



大正九年五月の設立に於ては、磐城無線塔は福島縣原町の間に在り、布哇及米國の時立せし

近大正九年五月磐城無線電信局富岡町受信所完成と共に同所に於て日布間無線電信事務を

開始し、船橋と相俟て茲に日布間無線連絡二重通信の確立を見るに至れり。其通信の範圍は布哇・米國太平洋沿岸諸州及紐育市に及び、而も通信成績極めて良好に

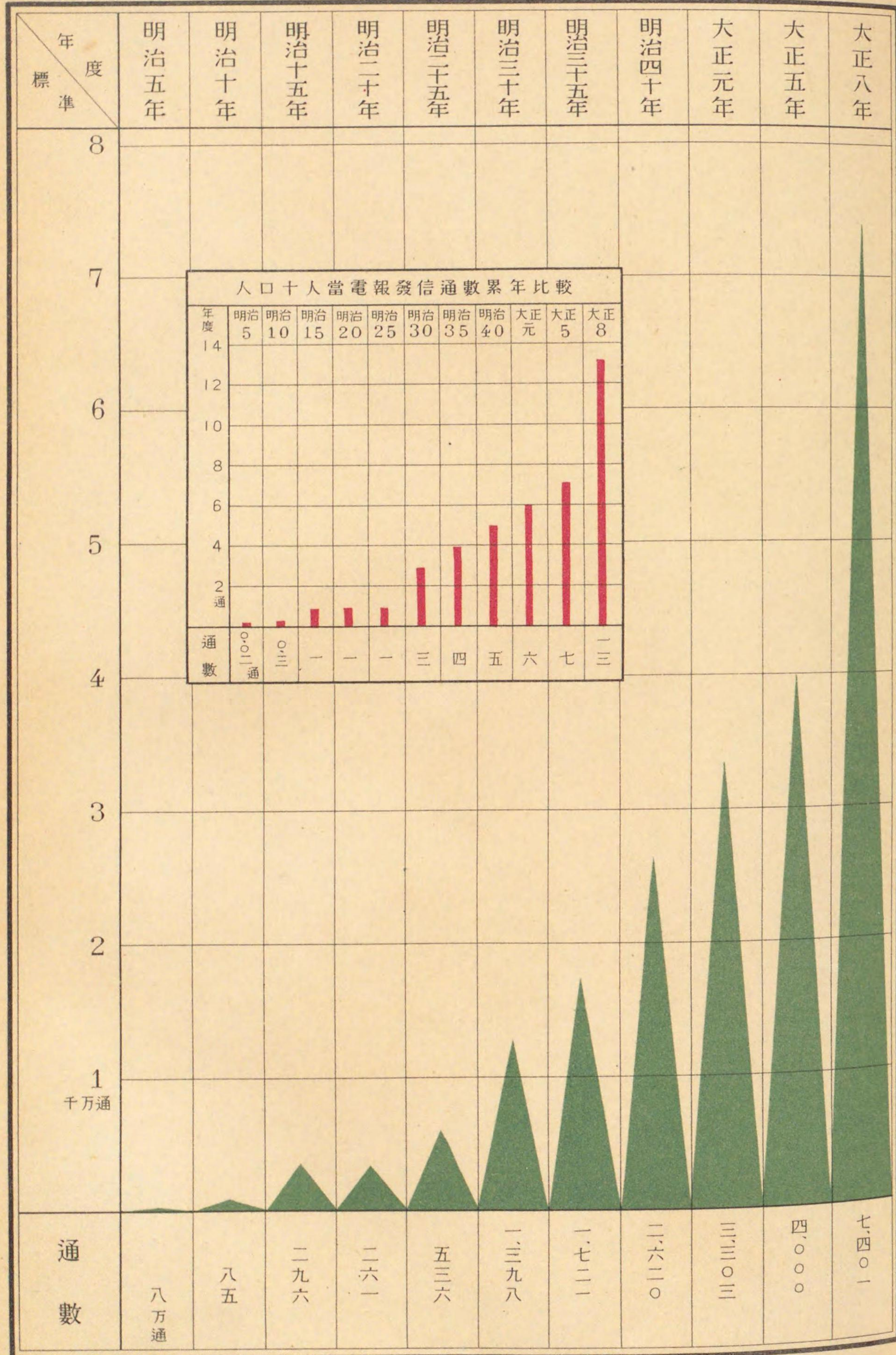
して取扱範圍も今後益張を見んとす。更に各國の陸上施設を見るに今や殆ど

世界的連絡 の域に達せんとするに至れり。曩に大西洋横斷無線電信に成せるマルコニー會社は、大正三年末太平洋横斷の目的を以て北米合衆國及布哇に大無線電信局を建設し、布哇局は我船橋局に通せること前述の如く、又英國政府は世界に存在せる自國領土を無線電信を以て連絡する計畫を樹て遠からず其完成を見るべく、獨佛伊亦類似の計畫を爲し、各大無線局の建設と長距離通信の成功とに熱中しつつありとす。露西亞の如き戰前既に歐亞を聯ね、我落石と連絡あるべトロパウロスクの如き其一端に係れり。現時大無線電信局として知らるるものに佛のエツフェル塔局、獨のナウエン局、伊のホルタ局、英のクリフデン局、米のアナポリス局等を數ふへし。終りに一言すへきは

今後の無線電信 なり。我國の無線電信の發達は世界の舞臺に立ち敢て遜色なしと雖、今や無線電信研究の大勢は主として大電力を以て長距離通信を行ふの傾向益顯著なるものあり。之れ平時は海底電線の代用として比較的少額の經費を以て通信を開始するを得、有事の際には海上通信權掌握を期するか故に外なら

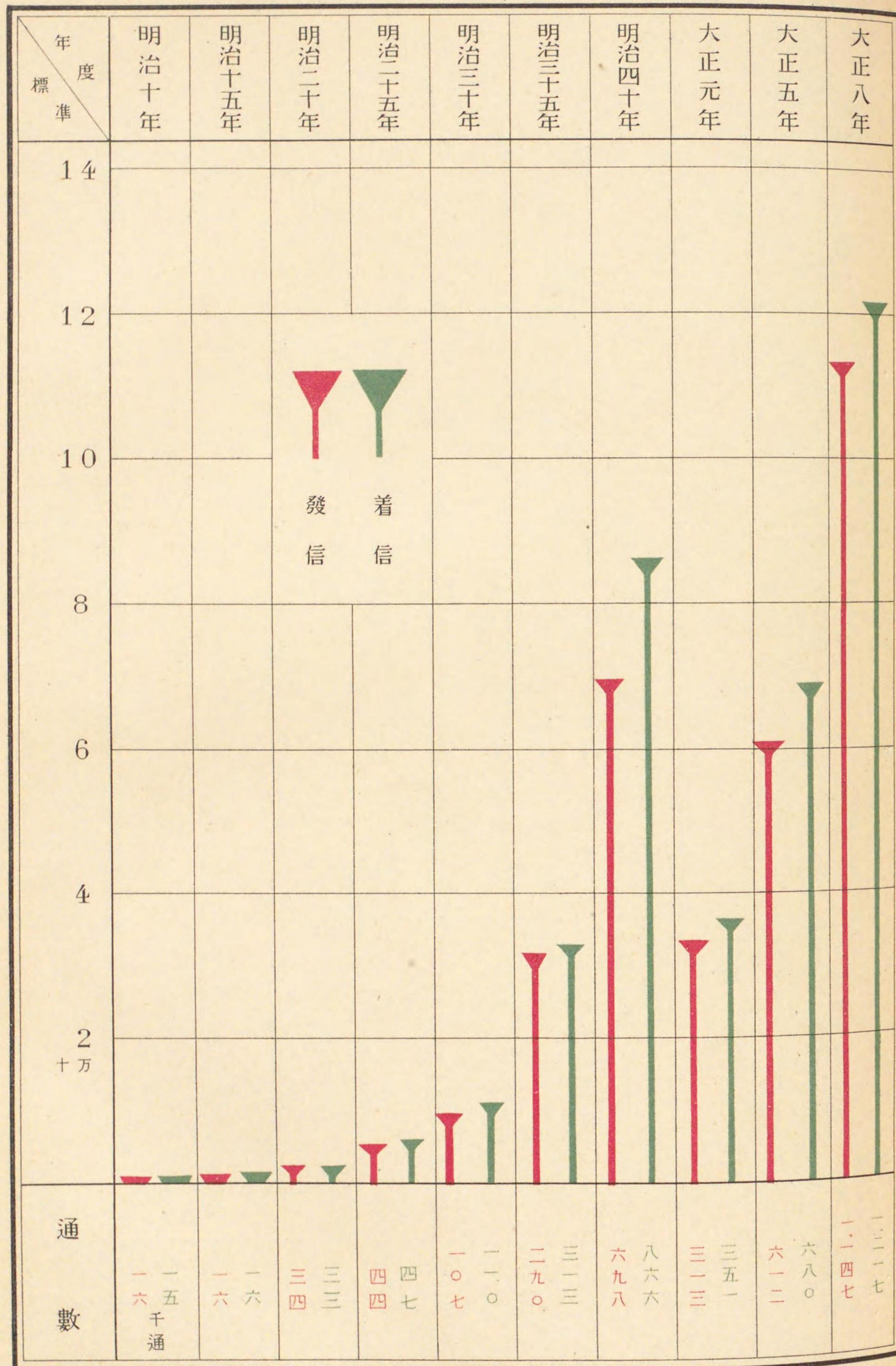
す。而して最近實用の域に達せる電弧式並發電機式等の持續電波は在來の火花式減幅電波に比し混信防遏能率増進其他の諸點に就て優秀なること明かとなりたるを以て各國競ふて大電力無線電信式を採用するに至れり。我國に於ても著々研究の歩を進め、其良好なる成績に徴し近く開局すへき磐城無線電信局原の町送信所には之等持續電波を用ふる大電力無線電信を裝置するに至れり。尙持續電波の進歩と相並んで真空球の研究は一日も忽にすへからざるものあり。蓋し真空球は電氣界の驚異にして、之か開拓の如何に依りては無線電信通信上にも至大の影響を及ぼすものあるを以て、我國に於ても極力之か研究に努力しつつありとす。其他攻究の急を要する事項一二にして足らず、相當設備を俟て之を達成するの洵に喫緊なるを見るなり。

内國電報發信通數累年比較



備考 二十年以前ハ曆年ナリ

外國電報發着通數累年比較



備考 大正元年度以降ニ於ケル減少ハ明治四十三年十一月日清電報制定ノ結果外國電報タリシモノヲ内國電報トシテ取扱フニ至リタルニヨル二十年以前ハ曆年ナリ

第四篇 電話

第一章 總說

第一節 電話事業の創始

至便なる通信方法 として電話の右に出づるものなかるへし。之れ其送受に何等記録送致の手續を要せず、座して隔地者と談話を交ふること猶面晤交揖に異なるなき、最も自然的なる通信手段たるの特色は太た現代文化生活の利器たるに適せり。故に其發明尙近代の事に係り、其我國に創始せられてより三十年に過ぎずと雖、急激なる一般の要求は増設に次ぐに増設を以てし、尙且足らずして現に三億餘萬圓の巨資を投して第三次擴張實施中に屬するあり。而も其普及の大勢に徴し前途尙遼遠にして、其窮極する、所家庭と業務とを問はず、日用必須の要具として治ねく之か使用を見るの日臻るべきを想はしむるものあり。乍併此通信機關の寵兒として迎へらるる電話も、嘗ては其草創に幾歲月を費したるのみならず、其

擴張改良共に幾多起伏を重ねたるあり。其間また時運の推移を窺ひ得るものなくんはあらず。抑此電話なるものは今より四十五年前米人

グラハム、ベル氏の創意に成りたるものなりと雖、其原理に至りては既に屢各國の學者に依りて考案實驗せられ、就中獨逸の小學教師フイリツプ、ライス氏が一八六一年一種の裝置に依る音樂傳送を試みてより益學者の視聽を惹き、遂に一八七六年ベル氏に依りて電氣裝置に依る音聲の傳達を完成し、米國政府の特許を得るに至れり。當時恰も開催中に係る費府博覽會に之を出品したるも未だ世人の注意を惹くに至らず、偶臨場中なる巴西皇帝に依りて其非凡なる價值を見出され、遂に優賞を受くるに至れり。後幾度か改良を加へて一八八七年ボストンに電話線を架設し、好良なる實驗の成績に依りて益好評を博せり。是に於て氏の岳父ハーパート氏は電話事業開設の事に志し、紐育電話會社を創設して此嶄新なる器械を江湖に紹介するや、翕然として其需要を喚起し、一八七九年には英國に傳はり、其翌年に至りては歐米主要都市を通し之か設備を見ざるなきに至れり。其初めて我國に移入せられたるは明治十年十一月、ベル氏發明の翌年に在り。即ち先

つ之を東京横濱間に試用し、次て工部宮内兩省間に裝置して通話に供したるは以て本邦電話器使用の濫觴となすへし。工部省は直ちに之か模造に着手し、又各種電話機を輸入し、之を試用して事業開設に備ふる所あり。乍併時人未だ深く之を顧みるものなく、唯官廳等に於て之を架設供用するものを散見するに止まれり。偶明治十六年五月時の工部省

電信局長石井忠亮氏 釜山海底電信線路測定として清國上海を經釜山浦へ出張の途次、上海に於て電話交換局の實況を目撃して其至便なる裝置の文明社會に缺くへからざることを感知し、歸來直ちに旨を具して工部卿に提議し、工部卿は之に本つきて太政大臣に對し電話交換の新設に關する閣議稟請書を致せり、曰く電話ノ義ハ石井電信局長過般上海ニ於テ目撃ノ景況復命書ニ開陳ノ如ク海外ニ於テ其使用實ニ盛大ニシテ日用水火ノ如ク缺クヘカラサル要具ト相成我國ニ於テハ未タ一般該機ノ設ナク商業ハ勿論其他事務繁多ノ今日依然舊慣ヲ固守シ使ヲ奔ラセ用辨ヲ爲シ往返ニ消費スル時間僅少ナラス迂遠極マレリ今茲ニ之ヲ布設シ府下各所ノ人ニ談話シ得ルコトニ致サハ公私一般ノ便益ト相成

候ニ付先ツ東京ニ布設シ漸ク西京大阪其他輻輳ノ地ニ及ホシ度候其設置ノ法ハ適宜ノ場所ニ中央局ヲ置キ依頼人ノ區劃ヲ定メテ架設シ其區中ノ依頼人ハ各自在ニ談話シ其線ノ接續ハ皆中央局ニテ取扱フ義ニ有之線路新築保守ノ費用ハ總テ官ニ於テ負擔シ依頼者ハ一年若干圓ヲ賦課スルコトニ相定メ度右費用差向五萬圓御下渡相成度尤モ即今費途御多端ノ際ニ付金額御下渡難相成候ハハ其半額ハ人民ヨリ募集ノ運ニ致シ可申哉或ハ官設御詮議難相成候ハハ都テ私會社ニ創立セシムヘキヤ御指令ヲ仰ク云々

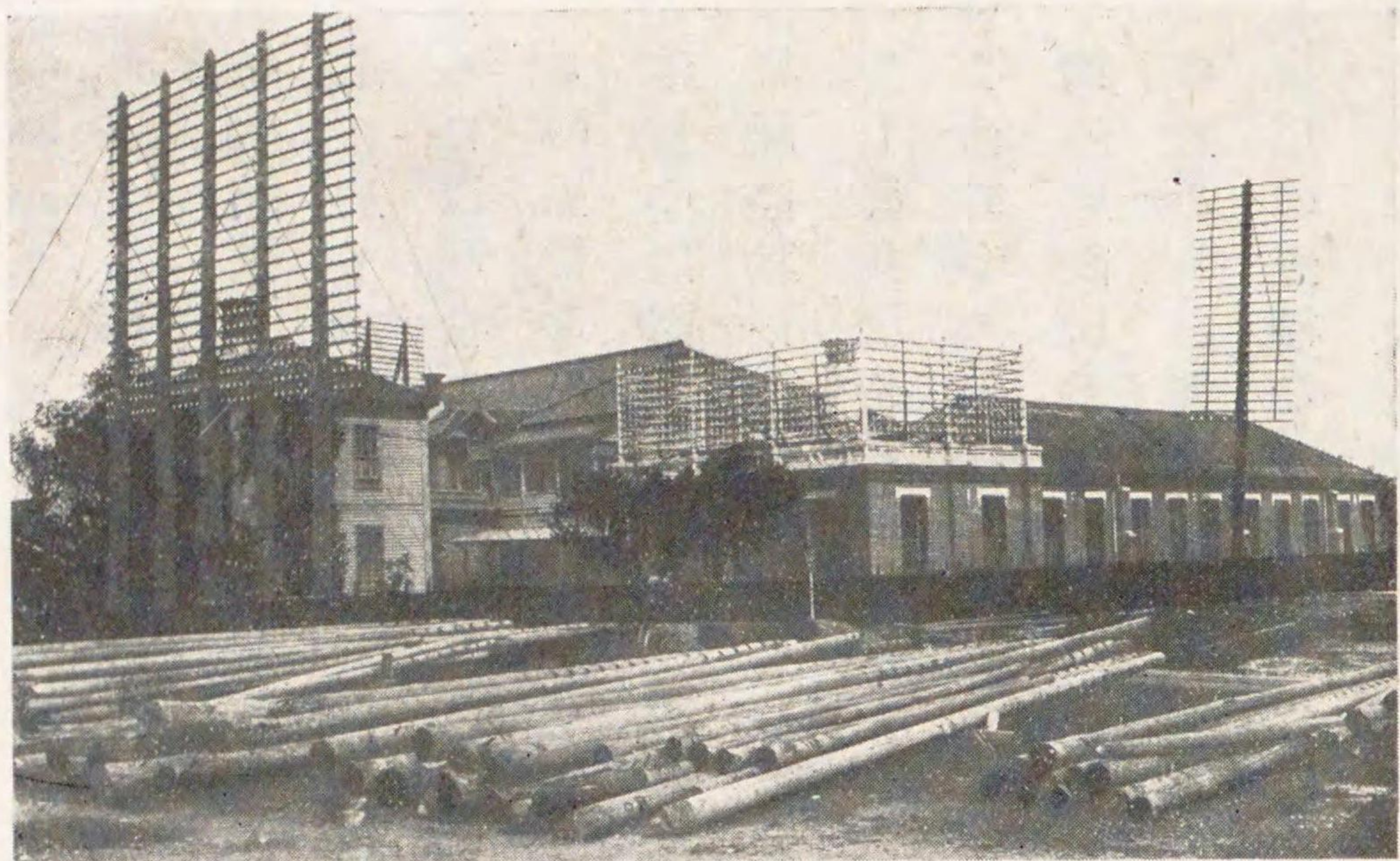
と。工部省の意蓋し官設を希望すと雖止むを得ずんは私設とするも其供用の機會を速むるに存したるものとすへし。之に對する同十二月太政官の指令は「伺之趣民設ノ積ヲ以テ方案取調更ニ可申出事」とあり。主務省及太政官の意嚮斯の如し。民營企劃は當時財政の都合に依るものなるべく、其の

官營の歸結 に到達する間に於て幾多曲折を重ねるに至りたるは亦止むを得ざる所なりとす。當時企業に銳意せる民間有力者の電話會社を發起し着々其準備を整へ、人を海外に派して之か研究を爲さしむるあり。而るに工部省は海外各

國に於て電話民營か漸次國營に移るの傾向を看取すると共に、我國の狀況に徴して官營の須急なるに鑑み、以降再次に及びて官設速進に關する稟議を試みたるも依然難及詮議旨の指令を付せらるるに止まれり。干時官制改革あり、太政官を廢して内閣を置き、工部省廢止と共に電信事業の郵便と合同して新設遞信省所管となるに及び、次官野村靖内信局長林董各氏は官設の急要を力説提言し、遞信大臣榎本武揚氏亦其利害得失を精査巧究し、曩の民營論を翻して官營説を執るに至り、省議一決して内閣に稟議すると共に、私設會社に交渉して其發起を取消さしめ、遞信技師大井才太郎氏を歐米に簡派して更に斯業の實狀を調査せしむる所あり。明治十九年後藤象二郎氏遞相の椅子に代るに及び亦官設の議を繼承して一に機熟するを俟つと共に、調査研究の結果を綜合し、一面電話機械の製作調整より線路布設の工作等に涉りて考査を盡くし、明治二十一年十二月長距離通話の試験として東京熱海間に一回線を架設實驗したるに好成绩を得、更に之を静岡に延長して再ひ之を試験せり。其結果本邦製電話器の能く歐米に行はるる數種の機械に卓越し、實用上毫も支障なきことを確かめ、電信交換規則を制定する等諸般の準備成

るを告ぐるに及び、明治二十三年十二月十六日を期し茲に我國
電話事業の開始 を見、東京横濱兩市に之を施設するに至れり。當時尙世人斯
 業に對する智識に乏しく之か勧誘に力を盡したるも、其豫定數東京三百横濱百を
 充たすに至らず。或は開始に先ち銀行集會所株式取引所等に電話交換機を假設
 して連日之か利用を供覽せしめ、加入勧誘狀を配布し、其申込者氏名を新聞紙に掲
 出する等百方手段を講じ、辛ふして東京二七一人^{内開通}横濱四八人^{内開通}計二八
 五人を得たるに過ぎず。時恰も虎疫流行後にして、人或は電話機の明瞭に談話を
 媒介するを見、流行病をも媒介すべしと危懼したるものありといふか如き以て其
 一班を知るへし。翌年東京横濱兩市に於ける加入者増設工事を施行し、超えて二
 十六年三月新に大阪神戸兩市に交換を開始したるは是亦大阪三七七人^{内開通}神
 戸一四二人^{内開通}の加入者を得たるに止まれり。乍併一度其利便の周知せらる
 るに及び、加入申込者漸を逐うて増加し、夙く既に擴張計劃の機運を胎むに至れ
 り。

局換交話電京東舊



第四篇 電話 第一章 總說



二三一

に景外其は圖上。るらせ置設に町樂永區町麴現ち即口の龍稱通
りな室換交部内は圖下てし

第二節 電話事業の發達

第一次擴張 電話施設後數年間其施設地は依然京阪四都市に限られ、明治二十六年末に於て加入者二千六百を算せりと雖、其過半は一東京市の占むる所にして、時恰も日清戰役に際會するあり、政費緊縮の結果電話施設の萌芽も姑らく之を掩蔽するの止むなきに至れり。乍併其利用程度に至りては駸々として進み、明治二十六年度の通話數七百萬に對し、翌年度は倍加して千三百萬に上り、市場電話賣買の價格既に數百金を値するに至る。戰役終局して鐵道製鐵、烟草等諸般官府の事業に對し事業公債に依りて資を求むるに及び、電話も亦其一として千二百八十萬圓を明治二十九年以降七ヶ年に亘りて擴張費に充つることとなせり。蓋し電話事業の施設に就きては一部一地方毎に其將來の需要に應すべき相當設備を講ずるの要あると共に、一面其工事物件の供給及操作に就き比較的長日月を要し、而も其費用の鉅額なる一般政費に則り難きものあり、之れ各國齊しく其資源を公債、借入金等に仰くと同時に、繼續事業として之か遂行を期する所以なりとす。而し

て第一次擴張の結果として既設都市に於ける施設を一層整備すると共に京都名古屋等二十ヶ所の樞要地に電話交換を開始し、一面特設電話制度を設けて民間資本の供出に依り官設電話交換を開始したるもの亦二十ヶ所に上り、自働電話を創めて新橋、上野等に設置し、東京と大阪及神戸間に於ける長距離電話を開設する等着々其施設を進め、其明治三十六年完成當時に於ける加入者三萬五千を算するに至れり。乍併社會の要求は更に其設備を駕し、當時尙二萬千餘名の未開通申込者を剩す狀況にして、再び擴張の要を見ると雖、時方に

日露戰役 に際會するあり、政府の財政事情は之を容るるに餘地なく、又姑く時機を待つの外なきに至る。然れども此戰役を機會として軍事の必要に基き臨時事件費を以て横須賀、佐世保、小倉、青森等軍衙要港所在地に電話交換を開始すると共に、本邦未曾有の長距離線たる東京、佐世保間直通線を架設し、其他戰後遞信省に於て引繼を受けたる、市外線亘長五百里に達せり。平和一度克復して所在産業の勃興するに伴ひ電話の需要更に急激を加へ、電話賣買の市價益昂騰し、地方電話期成運動の開始或は敷地物件を提供して開設を要望する等座視し難きものあるに

依り、明治三十九年度二百萬圓の豫算を得て甲府外八都市に電話交換を開始すると共に、更に

第二次擴張 案を計畫せり。其要綱は明治四十年乃至四十五年度に涉り、二千萬圓を投して主要地に遍ねく電話交換を開始すると共に、其相互の連絡を達成せんとするに在り、即ち明治三十九年度議會に提出して其協賛を得、之か實行に着手せり。然るに政府は明治四十一年度以降財政整理の必要に基き事業繰延を斷行したる結果、電話擴張も亦年割額に多額の削減を加へて後年に繰越すの止むなきに至れり。乍併斯の如きは此須急なる生産的施設の當面に應ずる所以に非ざるを以て種々劃策の末、至急開通制度の創設其他諸般新施設の實行等に依りて財源を捻出すると共に、一般豫算の増額を得て既定計畫の遂行を期し、結局工費二千六百七十萬圓を支出し、擴張期末に於ける加入者十八萬餘を算するに至れり。本計畫は斯業普及の根幹を劃成せるものにして、二流以下の都會地は勿論主要町村に至るまで交換又は通話の開始を見、既設地を通し其數三千有餘に達せり。技術上に於ても亦不斷歐米の新方式を採用し且幾多新機軸を出し、着々事業の面目を

刷新するの域に向へり。而も電話需要の夥しき、隨て増設すれば隨つて要求を招き期末約十二萬の申込者を剩す状況に在り。重ねて相當設備を講ずるの要に迫られたるも、大正二年度以降三年間に涉り政費節約及内閣更迭等に累せられて豫算不成立相踵き、年割額三百萬圓の外資源の供出を得難く、加ふるに歐洲戰亂の勃發に依る財界不振の伴ふあり、新規事業見合の止むを得ざるに至れり。然るに幾程もなく對外貿易活況を呈して社會の景氣隆々として騰るあり、財政上の餘裕を生し得るに至れるを機とし茲に

第三次擴張 として大正五年度以降九年度迄五ヶ年繼續事業として年額四百五十萬圓の支出を爲し得ることとなれり。乍併此計畫は一般財政の都合上著しく其規模を縮少せられたるものにして、需用の半數をも充す能はざるを以て、之か追加計畫を策したるも、成るに至らず。更に五年度以降九年繼續一億千五百萬圓を以て加入者二十二萬餘、市外線三萬二千里を架設するの計畫を樹て、大正六年臨時議會の協賛を得、其實行に着手せり。然るに急激なる物價勞銀の昂騰及社會景氣の昂上に伴ひ既定計畫變更の必要に迫まれ、大正八年度に於て年割額繰上

施行方に就き議會の協贊を経たりと雖、電話不足に伴ふ通話の支障特に市外線の輻輳甚しきものあり。更に之が根本的改良擴張の急要を感ずるに至り、三度ひ既定計畫を改定して繼續年限を大正十六年度に延長すると共に、更に二億二千五百五十萬圓を追加し、總額三億三千七百萬圓を以て加入者約四十六萬人、市外線約四萬四千里の架設を遂行する目的を以て大正九年臨時議會の協贊を経、今方に其實行の過程に在りとす。

第二章 有線電話

第一節 法令制度の改廢

電話交換規則 電話事業を官營專掌の施設に依らしむることは明治二十二年電信條例の中に之を包含したるに淵源し、翌二十三年四月電話交換規則の發布に依りて更に之を明截にせり。當時制度の單純なる僅に十八條の章程を以て一切を辨したりしか、業務實施後の狀況に應じて屢改正を加ふる所あり。超えて明治三十年十二月第一次擴張の進行して漸次其普及を見るに及び規則を改正し、各地

使用料を改め加入申込登記料及加入區域の制を設け、次て三十三年電信法の制定せらるるに及び電信と共に又電話を其一體様として認め、電話に關する法規を之に統一する所あり。同年新に自動電話を設け、三十六年三月電話交換局官制を廢して電話現業に關する事務は郵便電信と共に凡て通信官署に屬せしむることとせり。爾來事業の發達と共に制度漸く複雑を加ふるに及び更に之が整理の要を認め、明治三十九年六月新に

電話規則 を定めて電話交換規則に代ふることとし、從來の不備を補ひ幾多新規の規定を加ふるところあり。即ち共同線加入及連接加入の便を開き、加入申込の不正變更を嚴禁し、至急通話の途を開き、専用電話の制を認めて加入者に電話線専用を許可し、近距離電話料を低減したる等其主なるものとす。明治四十三年五月規則を改正して長距離電話料を大に低減し、夜間通話の制を開き、低額なる夜間通話料を定め、大正三年公署の加入區域外加入及短期豫約新聞電話の新方法を開き、又無線電話取締の爲電信法を無線電信に準用することとし、同年十月

電話通話規則 を制定して通話に關する制度に大改正を加へ、定時通話、通話取

消料等の新方法を設け、夜間通話の取扱を非加入者に及ぼす等電話利用の上に利便を増す所あり。電話規則に對しては大正八年三月の改正に依り區域外加入制度及増設電話施設の範圍を擴張し、私設電話接續取締の途を設け、近く大正九年三月に及びて各種料金の改正を行ひ、東京・大阪等六大都市に多年の懸案たる度數制を實施することとなせり。此間施設したる新聞電話取引所電話電話便等の制度に就ては別項述ふる所の如し。茲に

官廳用及私設電話 に関し一言を要するものあり。電話事業は電信に附隨して二十三年以降遞信省專掌に屬することとなりたるか、一面軍用電信及電話に就ては明治二十七年制定の軍用電信法に依り陸海軍大臣の管理に付せらるることとなり、其他の官廳用及私設電話は尙電信條例の範圍内に於て遞信大臣其専用を認許し來れり。然るに時勢の進運に伴ひ電氣を應用す各種事業の勃興を來すに及び之を監督保護すると共に業務の取締を一定にするの必要に基き、明治三十三年制定の電信法に於て電信と共に電話私設の範圍を定めて一私人鐵道業者官公署・公共團體・電報送受の爲めにする設備及電信電話の便なき地に於ける施設等に

限ることとし、同時に私設電信規則及官廳用電信電話規程を設けて其施行方法を明にする所あり。爾來大規模なる事業の興隆に伴ひ所在是等施設の増加を見、特に大都市に於ける私設電話の設備多きを加ふるに至れり。又明治四十五年四月 **市内専用電話** の制を設け、政府に於て施設せる線を個人に専用せしむることとし、其機械及回線設備並に維持に關する料金を徴し、獨占使用の利便を得せしむることとせり。之れ人家稠密なる市街地の如きは設備の上に不便多き場合あるのみならず、一面電信電燈電力電話等建柱林立せる場所に在りては電氣監督上可成是等の建柱を制限する方針に合致せしめ、且同一方式の電話線を重複に施設するの不經濟を避くるの趣旨に出づるものとす。尙一の特殊施設として明治三十八年制定に係る

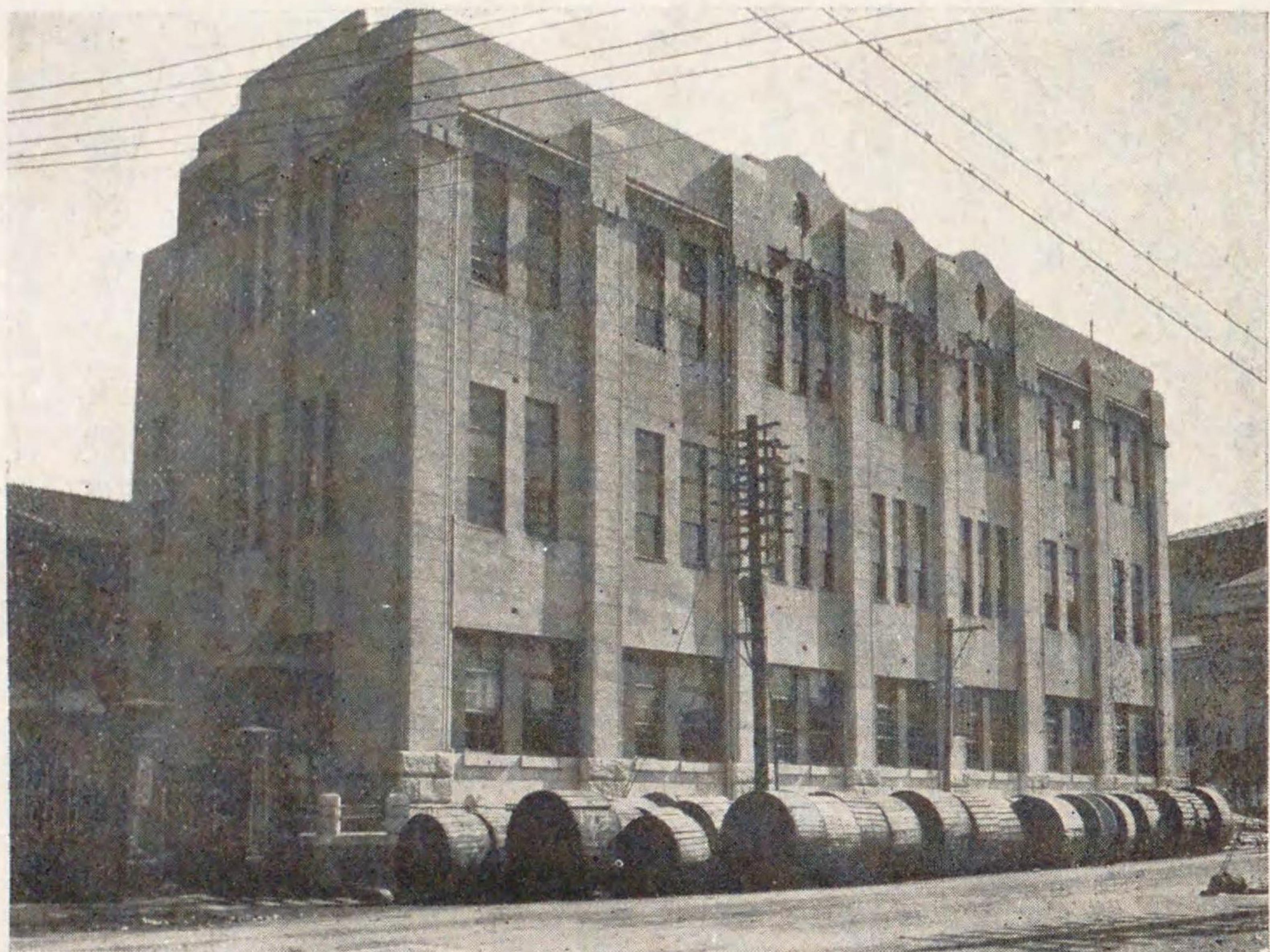
鑛業用特設電話 を數ふへし。蓋し鑛業は廣大なる地域に亘りて操業設備を有するを常とし、其相互連絡の上に電話の設備は最も必要とする所にして、宛然たる一小交換局を爲すもの尠なからすと雖、在來の如く私設電話の制に依るときは地域の限定其他嚴重なる制限を存し、充分利用の目的を達し難きものあり。之れ

本制度の必要ある所以にして、鑛業者の申請に依り鑛業及直接附帶事業の専用に供する爲施設し、逓信省の指示に従ひ鑛業者に於て其設備維持を爲すものとす。現時其電話所數二〇四電話機數七千餘を算せり。

第二節 電話に關する設備

電話交換局 は通話媒介の中樞にして加入者の増加及技術の發達に伴うて漸を逐ひ其設備を擴張改善せるものあり。之を東京の例に徴するに明治二十三年電話創業の際、通稱龍の口現麴町區有樂町二丁目に設置せられ、其外景圖第二三一頁に示す如く局舎架線共に仍舊式に成り、單式交換機三臺を以て加入者二百數十名を收容せり。明治二十六年同區錢瓶町に移轉して規模を擴め交換機を直列式に改め、二十九年に入りて其加入者二千を超ゆるに及び浪花分局を設けて一部加入者を分ちたりしか、事業の膨脹に伴ふ設備改善の必要に基き明治三十一年局舎を新營し、次て新橋番町及下谷分局を設くるの頃は、一般に磁石式並列複式交換機を裝置する方針なりしを以て、局舎も亦之に應ずるの設計を爲し、且永遠の安固を期し堅牢なる煉

瓦石造二階建として試験室・交換室・電力室・電池室・交換手休憩室・宿直室其他必要な所屬室を設備し、次て明治四十年年度以降相次て芝京橋本所・神田の分局を設け、何れも共電式交換機を採用し、其建築及諸般の裝置共に一段の改善



を加へ、照明・換氣の如き完全なる新式裝置を施すに至り、現就中第三次擴張に入りて新設せる高京輪濱町・淺草分局の如きは其設備更に一步を進めたるも電のあり。爾餘の大話都市に在りても亦加入者の増加に伴ひ分局の増設を見其設備漸を逐うて改善するに至る。

由來電話交換の事務は繊細巧緻にして、其設備の如何は業程に影響するもの特に著しきものあると共に、複雑なる諸般機械的装置を整理安排するの必要に基き、部室其他建築等の上に就き自ら他と趣を異にするものありとす。其交換装置たる**電話交換機**は加入者の多寡に依りて方式を異にするのみならず、技術の進歩と共に漸次新方式の考案供用せらるるあり。其採擇の標準及其大正八年度末に於ける設備數を示すときは左の如し。

加入者七百名迄の土地	單式交換機	二、〇六七臺
同 二千名迄の土地	直列複式交換機	一五三臺
同 五千名迄の土地	<small>磁石式並列複式又は監視信號附並列複式交換機</small>	三四一臺
同 五千名以上の土地	共電式交換機	五五七臺

前記各種交換機には

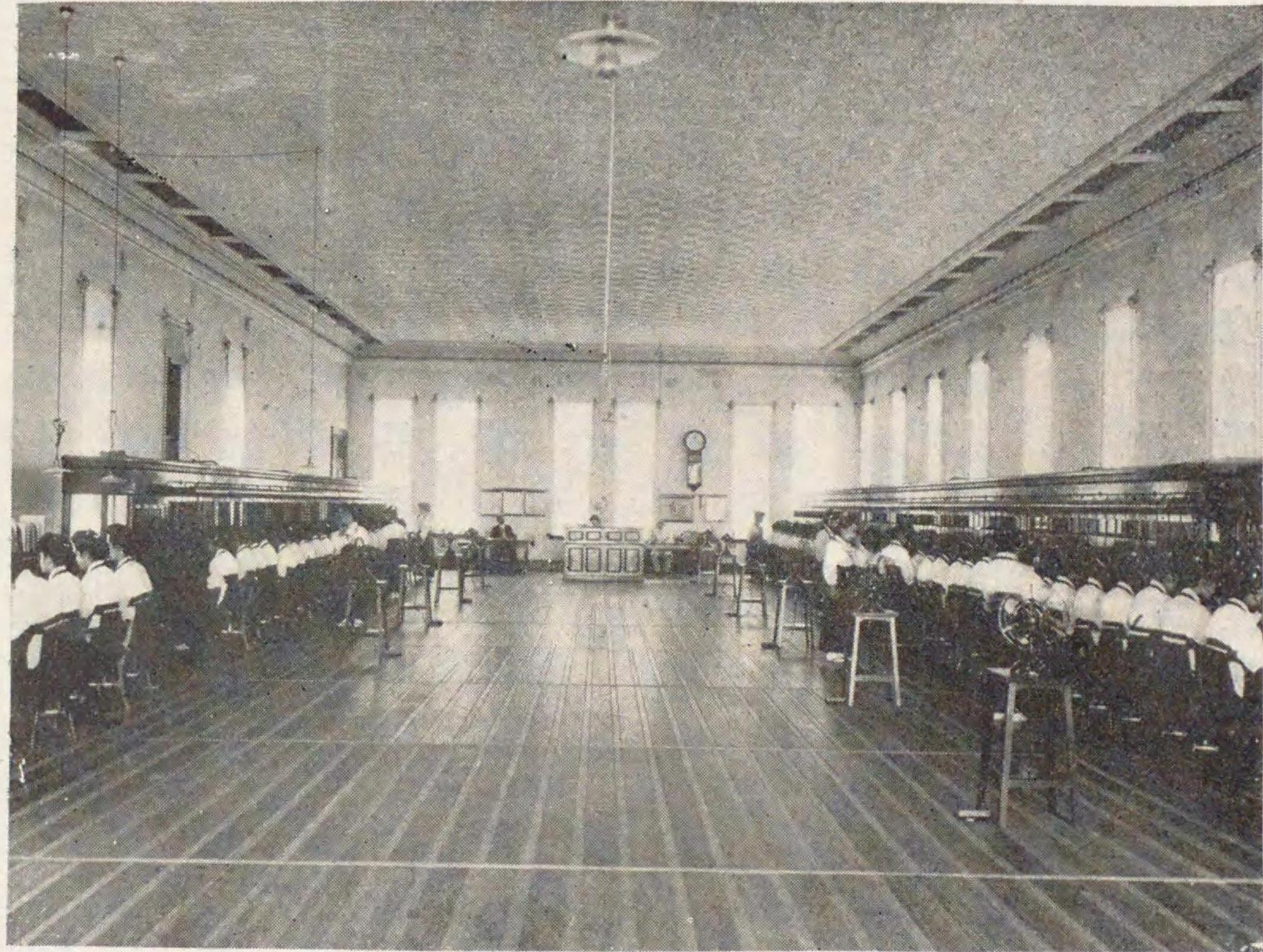
單式と**複式**との別あり。前者は加入者多からざる箇所在りては適當なるも、一臺の收容數概ね八十人を限度とするを以て、交換機三臺以上を装置する場合には隣接交換機外へ接続するとき、更に中繼接続を行はざるへからざるか

故に交換作業上澁滞を來すのみならず、交換手の勞務を過重ならしむる點あり、之れ加入者の稍多數なるものありては複式を採用する所以なり。即ち複式交換機は各交換機毎に、其局に屬する全體の加入者を、中繼手續を要することなく直に接続し得る装置を爲しあるか故に作業敏活なり得るものとす。然るに近時大都市に在りては、分局の増加に依る他局接続割合の遞増に伴ひ單式を便とするものあるを以て、斯る狀況の下に於ては又單式採用の傾向を見るに至れり。次に複式の内

直列と**並列**との異なる所は、前者に在りては加入者線が各交換機のジャック(接続口)を直列に通過するを以て屢障碍の原因となることあり。且此障碍は交換機の増置と共に劇増する嫌あるを以て、大交換局に對しては完全なる方式といふことを得ず、故に第一次擴張案の成立と共に東京・大阪・京都・神戸・横濱等何れも並列に變更せらるるに至れり、並列式は加入者線を並列の方法に依りジャックに接続する方法に外ならず。尙

共電式は交換局に装置する單一電源を以て全般の加入者に必要なる送話

新式設備に依る交換室

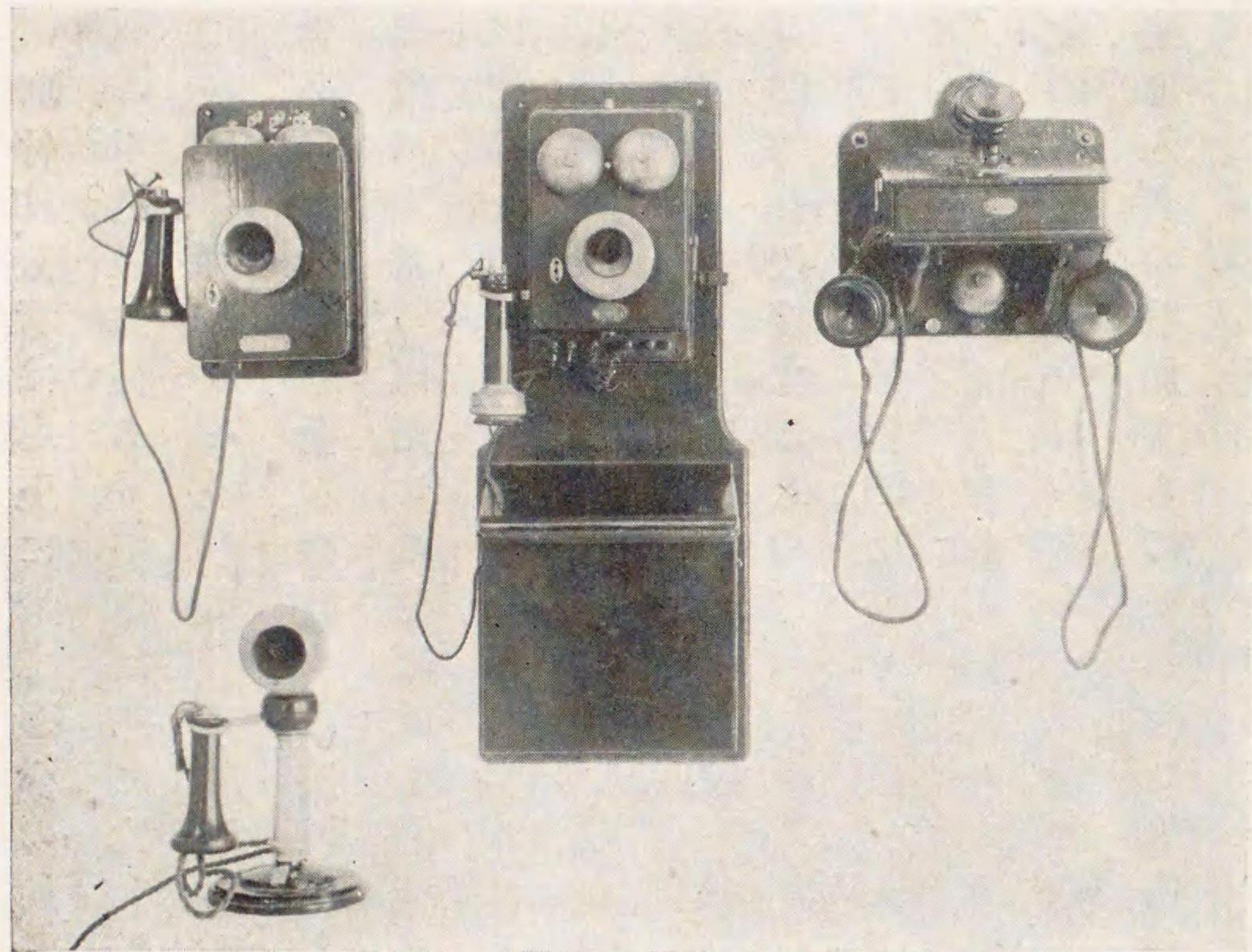


東京京橋分局の状況を示す

電流と信號電流とを供給し併せて加入者が對話者と應答したるや又は通話を終了したるやの状態を自動的に交換手に表示するの装置を有し、延て交換能率を増大するの利益あり。且加入者の利便甚大なるものあるか故に、一面其創業費不廉にして且線路機械の保守に多大の注意を要するの點あるも、殆ど理想に近き完全なる方法として歐米各國競うて本式を採用し、我國に於ても明治三十六年五月京都局に装置したるを始めとし、漸次主要都市に普及を見つつありとす。交換機に

對し加入者の屋内装置たる

電話機に就きては當初一般加入者用としてガワベル電話機を採用したるも、明治二十九年第一期擴張に着手すると同時に歐米に廣く行はるるデルビル及ソリッドバック電話機を採用する



右側は磁石壁掛電話機、左側上部は共電式壁掛機、中央はベル電話機の各部、右側は磁石壁掛電話機、左側上部は共電式壁掛機、中央はベル電話機の各部

こととなれり。前者は送話器の構造簡單にして維持容易なる爲め普通加入者用として使用せられ、後者は送話器の構造複雑なれども音聲明瞭にして長距離通信に適合する爲め長距離加入者用として使用せらる。而して加入者の電話機に普及及卓上の別あり、

前者は固定的に壁に取付け、後者は卓上に於て多少の異動を爲すことを得るものなり。又卓上電話機に甲乙の二種ありて、甲は乙に比し體裁可にして送話器と受話器とを一の把手に取り付けたるものとす。又電話加入者に非ざる一般公衆の電話使用に便する爲め、自働的に料金を徴收する装置を有する自働電話機を各所に設備せり。從來多數加入者の使用せる磁石式電話機は各個に電池を設け、通話を爲す毎に加入者は把手を廻し發電信號を爲す要あるも、前項に所謂共電式電話は其電源に就き電話局に於けるものを共用するを以て個々に電池の設備を要せず、且使用に際し把手の廻轉を俟たず直ちに受話器を耳にし得るの便ありとす。加入者と交換局相互間等を連接するものは

電話線條 なり。電話交換創始當時に在りては加入者用電話線は凡て單線式架空裸線としたるも、此式に依るときは相互通話の漏洩あるのみならず、他の電灯電力線等に依り電氣的妨害を受くるの虞あり。故に第一次電話擴張の頃より全部複線式に改め、其後加入者の増加するに伴ひ架設線條數多き箇所は架空ケーブルを併用することとしたるも、其著しく増嵩するに及び、電柱は多數電線の支持に

堪へざるものあり、故に架空線のみにては收用困難を告ぐると共に、一朝火災風雪等非常災害に遭遇するときは一時に多數加入者線を不通に歸せしむるの虞あるに依り、大都市に於ける主要幹線は漸を逐うて地下線に變更するに至れり。蓋し架空線は創業費に於て比較的廉なるも維持上不利益なるのみならず、常に暴風雨雪の被害に曝され、殊に都市設備の發達に伴ひ著しく其外觀を害ふるの失あり、故に線路の安全を期すると共に將來の進運に備ふる上に就き地下線の勝れるに若かさるものあるを以て、經費の許



地下電話線の敷設に於ける作業の状況

す限り之を地下式に改むることとせり。而して

市外電話回線 は明治二十三年十二月東京横濱間に電話通話を開始したるを
始めとし、明治三十二年二月東京大阪間百五十五里の連絡に及び始めて長距離電
話の開始を見、以來漸次各地に及ぼし、明治三十七八年戰役に際し東京佐世保間實
に三百八十餘里に亘る長距離回線を完成するに至り、今日にありては通話上密接
なる關係にある都市間は勿論、主要村落に至る迄遍ねく連絡を見るに至れり。尙
經濟上應急の設備として現用電信線二回線を利用し、電。信。電。話。双。信。法。とし、又は現
用電話二回線を利用し重。信。法。として活用の方法を講し、公衆の利便に資せる處尠
なからず。

第三節 加入制度

單獨加入 電話創業の際は素より加入の上に何等制限を存せず、何人も其申込
に依りて架設を受くることを得べく、其種別も所謂單獨加入のみに限られたるか、
其利便周知せられて需要増嵩するに及び相當制限の必要を見るに至り、明治三十

年電話交換規則の改正と共に加入登記料を徴して漫然申込を爲す者に備ふる所
あり。同時に工事經濟の必要に基きて加入區域を普通特別の二とし、前者は概ね
其地の行政區域に等しく、後者は連接町村等に對し必要に應じて特に指定するも
のにして其使用に對し附加料金を要するものとす。爾來電話は産業取引の發達
及社交の頻繁を加ふるに伴ひ益其需要を増加するを以て、比較的低廉なる電話使
用の利便を洽及する爲め、明治三十九年電話規則改正に方り

共同線加入及連接加入 の制度を採用し、兼ねて電話増設原資不充分の爲にす
る供給緩和の一端に資する所あり。前者は二加入者共同して一回線を使用する
をいひ、後者は單獨加入に連接して一加入を爲すものなり。其利用上に就き共同
線加入は兩加入者同時に通話することを得ず、連接加入は通話の都度本加入者に於
て接続を媒介するの煩ありと雖、本支相互通話の利便を有する特長あり。而して明
治四十年度に入りて第二次電話擴張の途に就けりと雖、豫定費額を以てしては到底
全国各地に於ける加入希望者を満足せしむべき見込なきを以て、明治四十年五月
寄附開通 制度を設け、加入申込者にして電話開通用物件を無償提供の場合は

申込順に依らず開通せしむることとなせり。然るに其出願漸く多きを加へ物件受理の煩雜且整理の困難なるに鑑み翌年五月電話規則を改正し、相互の不便を救済すると共に物品經濟の便益を圖らむ爲、寄附金を受領することとし以て寄附制度に一進轉を來すに至れり。右は東京大阪等六大都市を除きたる地に施行せるものにして、是等大都市の爲めには別に明治四十二年五月

至急開通 制度を布くこととなせり。即ち電話開通費の一部に相當する料金を納付する申込者に限り、其對償として開通順序の優先を認め、依りて至急開通の希望に副はしむると共に、傍ら普通電話の進捗に資することとせり。其實行後の成績良好なるものあるも、素と本制度に依り提供する金額は回線設備費の一部に過ぎずして、別に局舎の設備人員補充等の關係上申込の全部を受理することを得ずして常に其一半を剩すの状況を脱することを得ず、爲めに市場電話賣買價格の騰貴するに伴ひ、其申込を射利に供するものあるより取締法則を設けて之に備ふる所あり。大正五年度第三次擴張計畫に方り、六年間使用料を輕減することとし、て開通料金を著しく引上げたるも、申込毫も減退せずして豫定數に六倍するの狀

況を示すに依り、其選定及公平を期せんか爲め申請受理の方法を公益申込順抽籤の順に改め、翌八年度に於ては一般申込制限と共に加入申込なき者も至急開通の申請を爲し得ることとし、更に其受理方法を公益抽籤の二種とし、抽籤は必要の程度高きものより豫定數二倍以内を調査選定することとせり。一面物價昂騰に伴ひ料金を引上げ且開通數を倍加したるに拘はらず、申込は依然として約七倍の盛況を見つつありとす。尙電話加入の爲めには當該普通又は特別加入區域に在ることを要するも明治三十三年九月、別加入

區域外加入 の制を設け、當初官廳のみに對して之を認めたるも、其後公署にも之を及ぼせり。最近商工業發展に伴ひ都市郊外に諸工場を設くるもの漸次増加する實況に鑑み、大正八年二月其範圍を擴張して、電話局所より二里以内なるときは、加入區域に拘はらず工事支障なき限り一般に加入し得ることとし、特に其建設費を負担し及加入料金を附加することとせり。

電話使用料及加入登記料 等は電話の漸次小市町に普及すると、大都市の加入者増大に伴ひ次第に其金額別階級を増加し、明治三十九年電話規則制定前迄は

甲地 使用料年 六十六圓 乙地 同上 五十八圓 丙地 同上 四十八圓 なりしか、特設電話より普通電話に変更したるものを生したるを以て明治三十九年丁地 使用料年 三十六圓 を追加し、其後電話の普及するに伴ひ數次の改正を経て、大正八年四月電話規則改正に際し土地種別の標準は大體加入者數に依ることを明示し、其階級は甲地 從前 通 乃至己地 十年三 圓 の六階級とせり。然るに物價勞銀の著しき昇騰に依る一般料金改定の要あると、大都市に度數制を實施して事業の革新を圖る必要上、大正九年四月より土地種別を九階級とし使用料を改正すると同時に、其他の料金も之に準して變更する所あり。茲に電話事業發達の上に就き、國費に依りて其施設を遂行する所謂普通電話と並ひて重要なるものを

特設電話 とす。上來屢述へたる如く電話の設備は大都市に始まりて漸次主要都會地に及ぼしたりと雖、經費の關係上各地一齊に施設すること難く、一地域毎に一團として緩急序を踏まさるへからざる結果、其能く小都會地に及ぼし得るの日豫斷し難きものあり。而も各地本制度の施設を要望するもの相繼ぐに及ひ茲に特設電話加入規則を制定し、加入者に屬する通話の設備及維持費等を負擔す

ることを條件として、速に電話施設の機會を得せしむる方法を設くるに至れり。是れ明治三十五年七月にして、神奈川縣葉山に開始せるを嚆矢とし、次て宮の下湯本・鎌倉・日光・大磯等逐次之を施行せり。後明治四十一年九月電話擴張方針と時勢の進歩に基く必要とに依り特設電話規則を改正して加入區域を制定し、加入申請に對する認可を逓信大臣より地方監督局長に移して事務簡捷に資し及加入の設備を通信官署の名の下に執行することとせり。電話の廣く各地に普及したるは實に本制度に因ること多く、其施設局所千餘ヶ所を算するに至れり。乍併固と此方法は事業規模の小なるものに於ては可なるも、地況の發展に伴ひ加入者増加して複雑なる取扱を要するに至るときは不便の點尠なからざるを以て漸次之を普通電話に変更することとし、明治四十一年尾張一宮を始めとして明石・小田原・沼津等漸次普通電話に改め、近く施行に係る大擴張計劃の遂行と共に其益多きを加へて普通電話の本態に即かんとするの傾向に在りとす。尙特設電話に關聯して一言を要するは

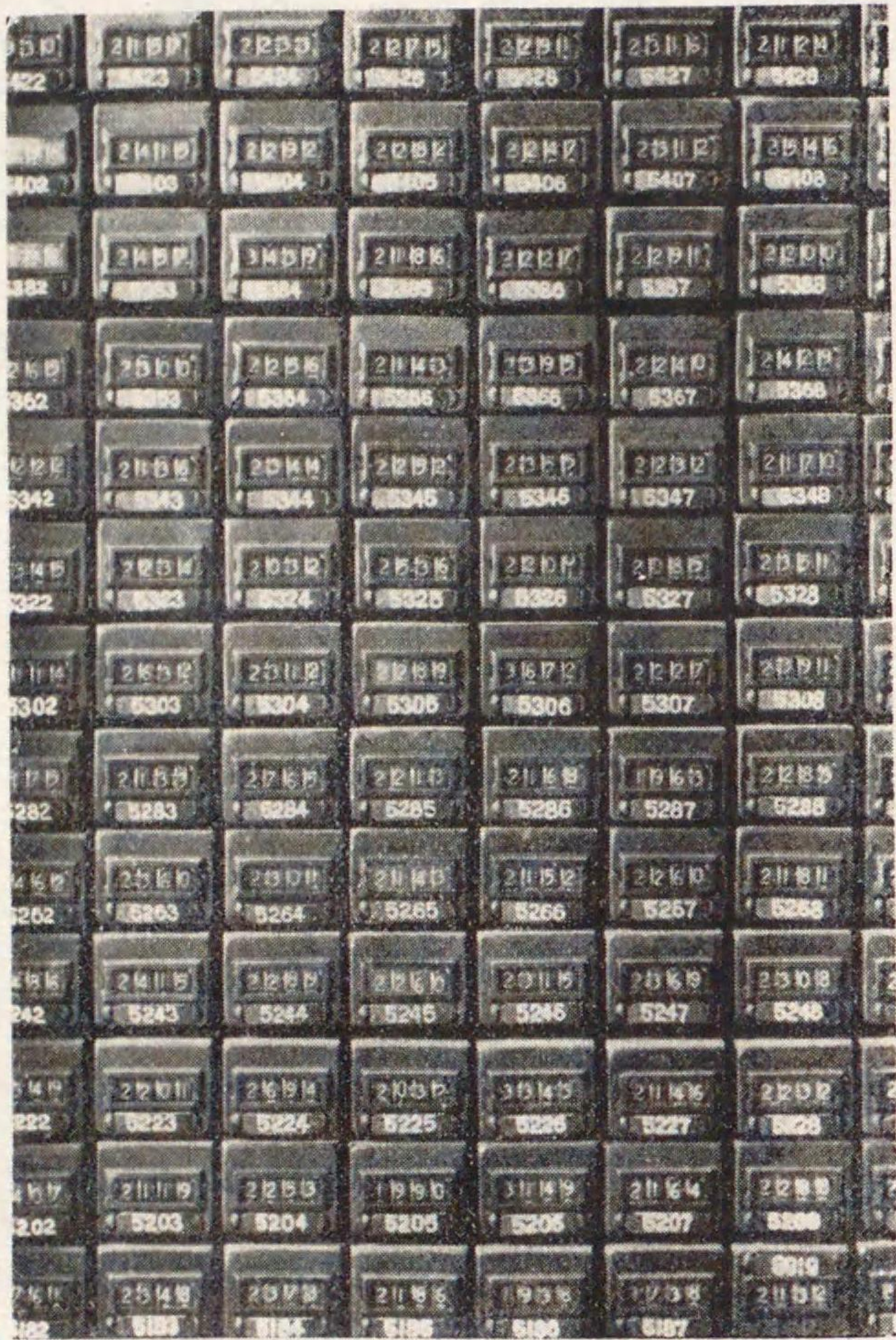
地方廳電話引繼 の關係なり。地方廳は其施政の必要に基き専用電話を開設

するもの多く、就中多數なるは警察用電話にして事務執行上の便宜を圖る爲め山間僻地にまで普及せるものあり。故に之を利用して公衆電話を開始し地方開發に資せんことを希望する向あり、當路亦事業經營上策の得たるものとして之に應ずることとし、明治四十二年島根縣の卒先して交渉ありたるを機として其引渡電話に依り同縣下十數ヶ所に特設電話を開始したるに始まり、爾來府縣以下公署に屬する私設電話の引渡を受け、之に對し通話料金半減及優先通話等の特典を與ふることとし、以て地方電話機關の普及を圖り、且地方電話建設物の統一を致すに努めたるもの尠なからず。此方法に依り交換を開始したる局數大正九年三月末に於て二百十七を算するに至れり。

第四節 通話制度

市内通話 の特色として、同一加入區域に屬する加入者相互間は、其度數料金制に依るものを除き定額使用料の下に任意に利用し得る點に在り。其加入者に非ざる者に對する通話は明治二十三年創業當時に於ては一通話時(每五分)五錢なり

度數計數器



圖は度數計數器の各部を示す。上部は度數計數器の各部を示す。下部は度數計數器の各部を示す。左側は度數計數器の各部を示す。右側は度數計數器の各部を示す。

しか、三十年加入料金の改正と共に之を十錢に変更し、三十三年八月呼出規程制定の際更に之を十五錢に改めたるも、一市内通話料として聊か高額に過ぐるあり、之が輕減の必要を認め、三十五年八月に至り現行の如く五錢に改正せり。右に所謂

度數料金制

は現に東京、大阪、京都、名古屋、横濱、神戸、各市に施行せられ、一定の定額使用料の外一通話毎に二錢の使用料を要するものとする。蓋し電話は通信機關として最も簡易利便なるを以て其業務と

社交とを問はず日夕供用するの極動もすれば其使用度を超え、殊に定額均一の料金制度に於ては期せずして濫用の弊に陥り易きものあり。之を東京市内の例に見るも一日一回たに使用せざるものある一方百數十回に上るあり、之を一律の料

金に取扱ふは負擔の衡平を得ざるのみならず、使用の増加に伴ひ話シ中等の機會を滋くし、延て交換能率を阻害する等相互の不利甚大なるものあり。故に其使用回数に應じて料金を賦課する度數制は、繁劇なる都市の電話に施すべき料金制度として夙に歐米に行はれ好成绩を收めつつあるあり。我國に於ても明治四十一年第二次電話擴張の際之を實施せんとしたるも遂に實現するに至らず、爾來電話の利用は日と共に増加し、特に最近通話の劇増に伴ひ利用上の不便甚しきを加ふるに及び、合理的なる料金制度實施の急務なると共に、物價勞銀の昂騰著しく加入料金増額の止むを得ざるものあるより、之を機として大正九年四月度數制を實施するに至れり。其成績太た良好にして東京市内の如き實施前加入者一日當通話數一九・二回なりしものか實施後六・二回に減し、其他の各市概ね之に類する狀況を示しつつありとす。次に

市外通話 を爲し得る爲には、其區域の指定せられたる範圍に於てせざるへからず。之れ電話回線設備には限りあり、無制限に各地に及ぼすとを得ざるを以て、各地域に於ける通信力の多寡、回線連絡の關係等に依り適當に之を指定するもの

とす。其通話料金に就き當初内規に基き個々に之を定めたるも、明治卅九年に至り里程の階級に應じて等級を付することとし、後屢之を低減する所あり。現時は一通話時五錢一里以内以上二圓七十五錢東京長崎間二圓七十五錢にして、其階級廿七種に分たる。

就中最も利用の多きは廿五錢以下の區域にして、全通話數の九割以上に當れり。通話區域は漸次擴張せられて最近三萬四千餘を算するに至り、中、遠距離にして最も通話の頻繁なるを東京大阪間とし、十一回線を以て一日平均七百通話時を取扱ひつつあり、而も回線不足の爲嘗て通話の競争激甚を極め、東京發信に於て通話申込の取消數一日五百に達したるも、取消料制度施行後其成績良好にして一日の取消約百五十に減するに至れり。而して電話利用の増加に依る通話の輻輳に伴ひ**至急通話**の利用夥しく、總數の約四割を占むる狀況にして、就中東京神戸間の如きは六割六分に達せり。本制度は普通々話に優先して取扱ふものにして明治三十九年六月制定せられ、其料金は普通の倍額なり。明治四十三年五月通話料の低減を行ふと同時に

夜間通話 の制を設け午後八時より翌朝午前七時迄通話料三十錢以上の區域

に對して之を行ふこととし、料金は一般に比し一通話五錢乃至一圓を低減せり。夜間は一般に通話少きを以て取扱敏速にして、且比較的通話明瞭なるの利あり、當初は加入者相互の通話に限られたるか、大正三年より加入者に非ざる者も之を利用し得ることとなれり。

定時通話 は至急通話に一步を進めたる制にして、加入者相互間の通話に對し直通回線を有する重要區間に就き之を爲し得るものとし、料金は普通の四倍とす。之亦通話の増加に伴ひ、重要區間の如き至急通話を以てするも希望時間に通話し得ざるか如き不便を來すに至りたるを以て、大正三年十二月之を施行し、現在三十區域を指定せり。通話時間の正確を期するに最も適當の方法として累年増加を見、最も多く仲買業者、新聞社、通信社等に利用せられつつあり。新聞社及通信社の爲めには別に

豫約新聞電話 の制あり。明治四十年八月より施行せられ、新聞掲載事項通信の爲め毎日一定の時間、二通話時以上の通話を爲すものに對して之を取扱ひ、假令他の通信輻輳するも時間を違へず使用することを得るを以て、新聞通信の爲めに

は至便なる方法なりとす。凡そ電話に於ける通信容量の大なるは電信の比に非ず。通話方法宜しきを得るときは一通話時能く千八百字を致し得ると稱せらるるを以て、回線利用の便なる限り電報に比し遙に有利にして、其料金の如き東京大阪間として電報の十分一内外にて足るものあり、其新聞事業の發達に資益する推して知るへし。現在豫約數二百五十二件、一日分豫約通話字數千九十三時を算せり。尙本制度は一年以上常時通話の爲めに取扱ふものなるか、大演習其他臨時短期間に於て至急通信の必要に應ずる爲め、大正三年五月短期豫約通話の方法を設け、以來大演習等の場合常例として之を施行し、好成績を收めつつありとす。

豫約取引所電話 も亦取引所又は取引所の指定せる者相互間に於て相手取引市場に公示すべき取引所市場の通信に便する爲め、毎日取引所定例休日を除く一定の時間に二通話時以上通話を爲す者の爲めに取扱ふものにして、大正三年十二月之を實施し、最近豫約數四三件、一日分豫約通話時數四四三時を算せり。

電話呼出 は電話加入者に非ざる相手方を電話取扱局に呼出し通話する方法にして、一定の呼出區域に在りて而も加入電話を有せざる者に對し直接談話の要

ある場合に至便の方法なり。明治三十三年創始以來亦漸次増加して通話取扱局所約三千を算し、最近一年間の呼出數百五十二萬回に上れり。

電話便 も亦電話加入者に非ざる者に對する通話の傳達を、電話に依り電話取扱局所に依頼する方法にして、大正五年三月東京大阪の兩地に之を施行し、別に返信取扱及封緘送達の方法あり、最近一年取扱數七萬餘通を算せり。

火災報知電話 は火災の場合消防官署に對し出火を報知する方法にして大正六年四月先づ之を東京市内に實施し、次で大阪・横濱・京都・名古屋及神戸の各都市に及ぼせり。其取扱方法は出火の際警鐘前に於て加入電話公衆電話又は自働電話に依り單に火事と告ぐれば交換局に於て直に便宜の消防署に接續通話せしむるものにして、何れの場合に於ても通話料を要せず。而して本制度實施以來消防措置極めて機敏なるを得、火事に至らざる前に出火を消防官署に報知したること甚た多く、其公共保安の上に及ぼせる効果は、左記の數字能く之を語るものありとす。

火災發見別

火災度數

全燒

半燒

即時消止

損害價格

燒失戸數

火災報知専用電話	一九二	二三	八一	一五七	八五、四一九
消防望樓	七五	三三三	一九三	二六	八六八、〇四八

(大正七年一月より十一月迄の分)

消防電話 出火の場合火災地附近に在りて活動する消防隊に於て、加入者回線を利用して應援派遣要求等緊急通話に就き其本部との連絡に便する制にして、大正八年十二月之を東京市内に實施せり。

第三章 無線電話

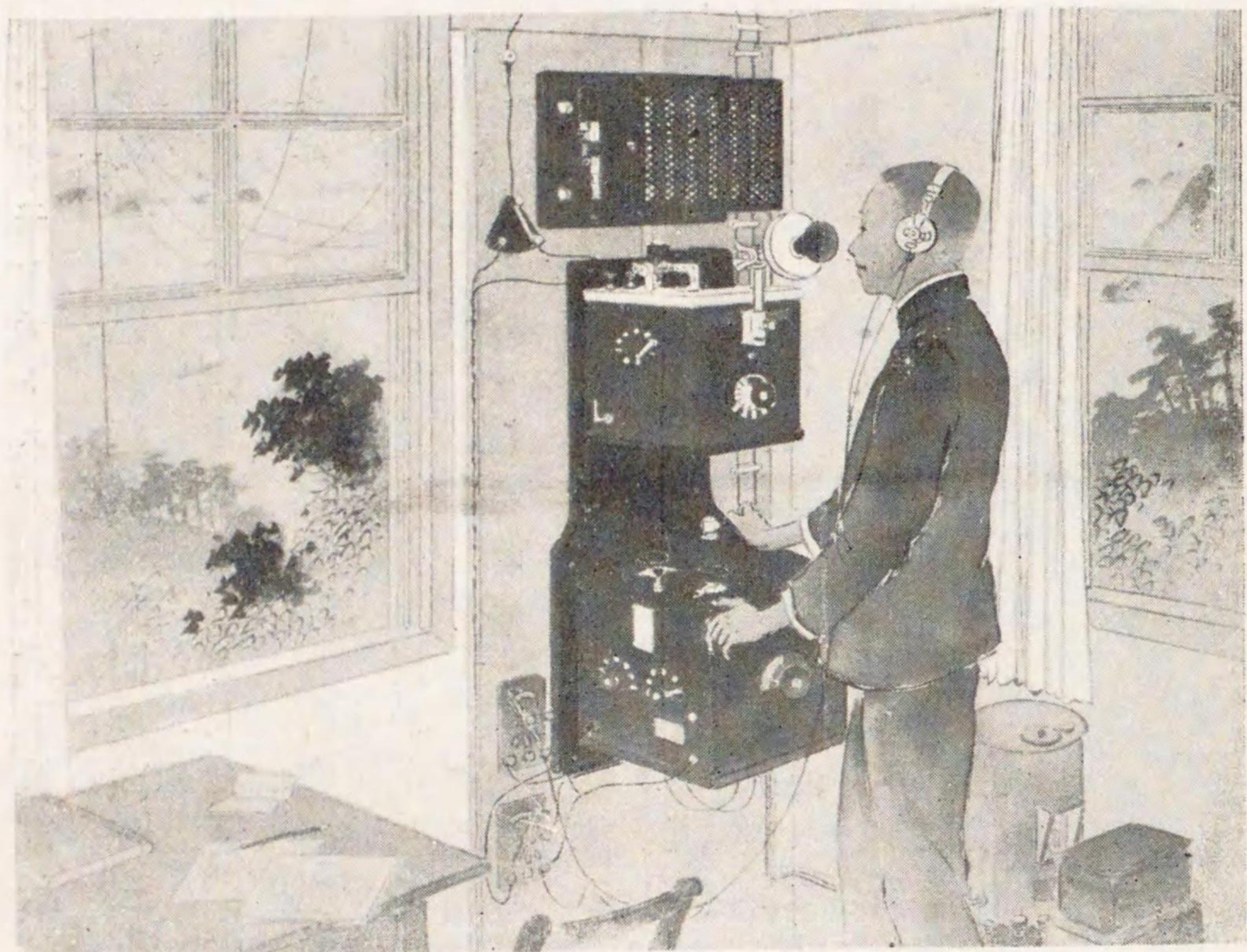
第一節 無線電話の研究

無線電話の端緒 は西曆一八七三年(明治六年)の頃英國人スミス氏か光線の光度に依りて電氣抵抗を變化するの事實を發見したるに在り。電話器の始祖グラハム、ベル氏も亦此現象を探討して所謂光線電話を創始するに至りたるも、其装置たる、物體に遮きられて傳達を制限さるるの失あり。次で英人プリース氏及ガイベー氏等の研究せる電磁誘導の方法に基く無線電話装置の實用に供せらるるを

傳ふと雖、其通信價值を大ならしむるの方法は、猶無線電信に於けるか如く電波^〇利^〇用の方式ならずんはあらず。之れ各國學者の齊しく苦心する所にして、爾來偶其實験の結果を傳へ、或は能く數千哩の遠距離に通し得たるを稱せらると雖未だ實用的に成功せるものを見るに至らず。蓋し無線電話の使用は商業上至大の效益あると同時に、軍事上重要な關係を有するを以て、其研究の真相に至りては何れも秘密を嚴守するありと雖、亦其方式装置の無線電信に於けるか如く簡單なることを得ずして幾多困難なる問題の介在せるに因るものなくんはあらず。然るに數年前より

眞空球研究 の發展に伴ひ、始めて多くの難問に對する解決に曙光を與へ、俄かに實用の域に到達せるあり。乍併其距離に於て尙限局せられ、其能く遠距離通話を達成するには今後若干の年月を要すべく、夫の大正四年末に行はれたる紐育と布哇間及巴里間の無線電話が非常なる仕掛にて試験せられたるも、特許關係其他種々の事情ありて未だ其實施を見るに至らず。最近マルコニー會社が大西洋横斷の無線電信電話を商業的に開始せんと企劃せるあり、其成否は世界の注視する

無線電話 = 鳥羽局の状況



(大禮奉賀獻納本日本交通繪卷の内)

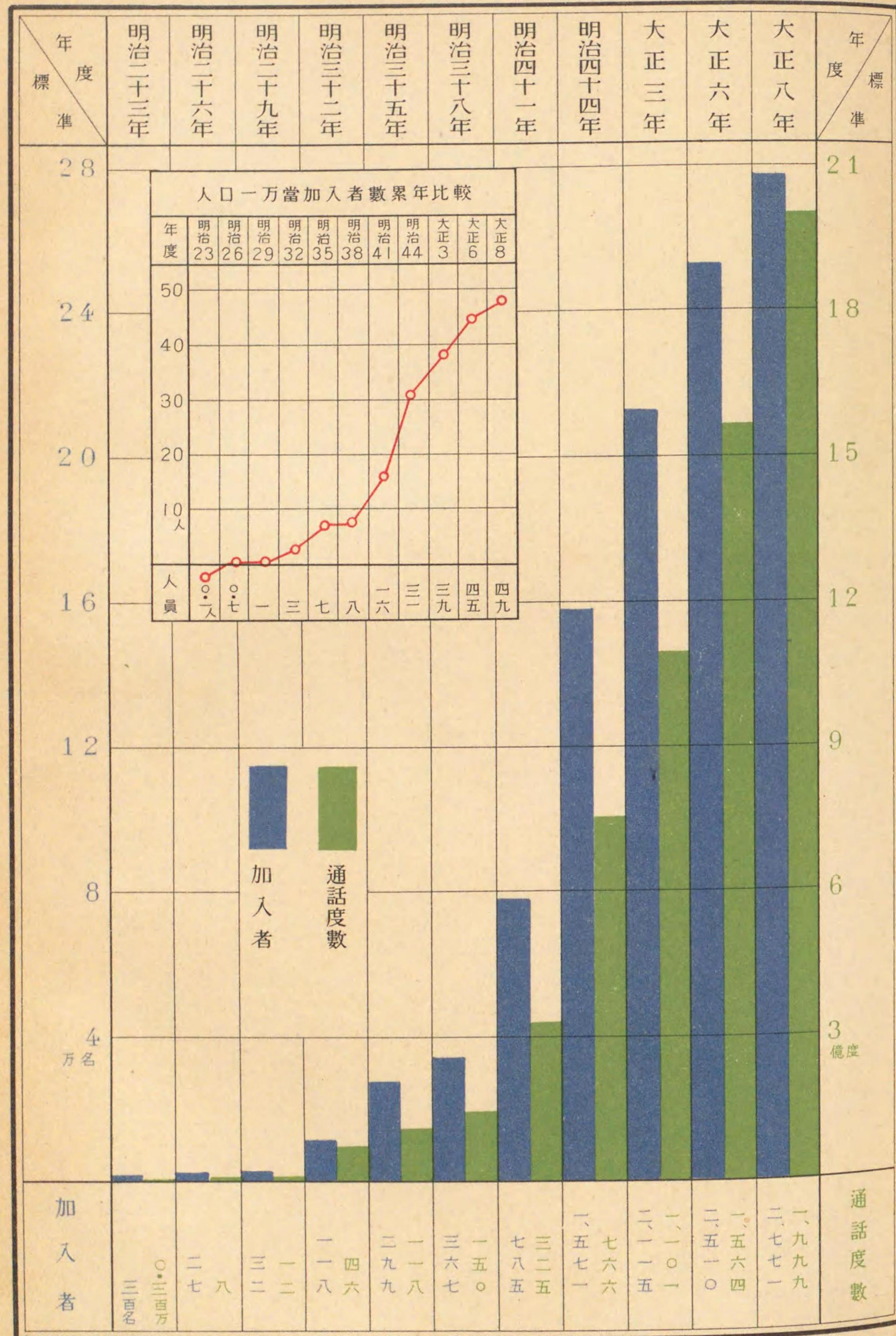
所にして今日の進歩の程度に徴し、必ずしも其無謀の計劃に非ざるを知るなり。

第二節 無線電話の利用

我國に於ける無線電話の發明

は明治四十五年一月に在り。先之明治三十九年獨逸伯林に於て開催せられたる第一回萬國無線電信會議に出席せる委員の海外實況を視察して歸朝するや、無線電話の研究忽諸に附すへからざるを認め、之か研究方針を定め苦心研鑽の結果、外國に於て未だ成果を收めざりし時

電話通話度數並加入者數累年比較



代に於てクエンチトスパーク式無線電話を發明し、之に依りて横濱神戸等に於て船舶陸上間の通話を試み、次て同年四月三重縣鳥羽神島及答志島に於て

公衆通信用 に供することとしたり。之れ無線電話に依る公衆通信取扱の嚆矢なりとす。其後前記真空球の研究發展せる結果、各國齊しく技術上の進歩を促され、我無線電話の研究も亦一層進展して海外の進歩に遅れさりしのみならず、或點に於ては却て之を凌ぎ、殊に一般有線電話と同様同時送受を完全に行ひ得るに至りたるは勿論、呼出装置を設けて從來の不便を除去し、更に進んで有線電話と無線電話との連絡通信に成功し、既に横濱神戸兩港に於て實驗を經、良好の成績を収むるに至れり。其他普通の電話線路に無線電話の原理を應用して多重の通信を行ふこと、並に發電所變電所間に於ては送電線を利用して通話を行ふこと等、就きても研究を重ね、何れも或程度迄實用の成績を擧ぐるに至れり。

第五篇 爲替貯金

第一章 總說

第一節 通信官署と普遍なる金融機關

通信官署一面の機能 として爲替貯金及之に附帶する現金取扱事務を擧ぐへし。前各章に於て縷述したる所は何れも通信機關本來の事務とも稱すべく、其郵便と電信・電話とを問はず、各通信傳達の媒介として社會民人の神經系統に中るものなりと雖、之か運用の爲めに全國に布置せられたる多數の通信官署は、亦國家が國民の爲めに營む備荒儲蓄及金員送受の爲めにする恰當の設備を爲すものとするへし。之れ各國通信機關か均しく是等金員取扱の施設に出づる所以にして、其國家の背景に立つか故に最も安固確實なり得ると共に、日常公衆に接觸し且間斷なく民戸を歴訪する業務組織は能く之か營爲に適して國民の經濟生活に寄與するものあるか爲に外ならず。我國に在りても郵便事業の創始後幾程もなく郵便爲

替貯金事務の開始を見、一般通信事業と相追隨して發達し、爾來幾多附帶業務を生み、尢然たる

一大金融機關を形成するに至れり。殊に其特色とする所は全國に基布せられたる多數の通信官署を同一系統の計算組織の下に包括し、相互疏通調節の妙を存する點にして、單り内地のみならず各殖民地及在外本邦郵便官署に涉り、特に爲替關係の如きは締盟各國と相交渉するに至る。其貯金に預拂あり、爲替に送受あり、各種附帶の業務亦各其受入及拂出より成ると雖、其一團として計理せらるる處納るを以て出つるを支へ、現金を動かすこと尠くして能く鉅額の受拂を決濟せり。從て之に包容せらるる諸般の業務は各其自體に於て一の豫備制度たり、金融設備たるの效用を有するに止まらず、交互に裨補融通せられて有無相濟ひ、一大經濟組織を達成する點に於て二重の效用を發揮しつつあるものあり。之れ其事務種目益多きを加へて、益其運用の效を適實ならしむる所以なりとす。

第二節 郵便爲替貯金及附帶業務の綱要

郵便爲替の開始は明治八年一月にして、當時創業の緒に就ける郵便業務の一體様として全國百餘ヶ所の郵便局に於て取扱ひ、其運轉資金三十餘萬圓を供出し、次て取扱局所を増加せり。其第一年に於ける取扱口數十一萬、此金額二百十二萬圓にして、恰も最近に於ける一日分の取扱に過ぎざるを顧みるときは、以て其業程の發達を推知し得べきなり。外國爲替は明治十二年香港との間に其送受を締約したるを初とし、其萬國郵便爲替約定に加入したるは明治十八年に在り。次に郵便貯金も亦其創始は明治八年にして郵便爲替より後ること四ヶ月なりとす。當時封建制度の下、安逸なる生活に馴れて未だ貯金の何物たるを解せざりし民人に對し、此制度を鼓吹して利用の機會に接着せしむるの困難なりしは、三年を経て尙預人員五千、其現在預金額十萬圓に過ぎざりしに之を徵すへし。今日二千三百萬人の預人と八億三千萬圓の預金とを包擁するに對比するときは、國力の發展、民力の振張を知る一面に於て、亦社會事相の變化と、國民思想の推移とを釋ね得るものなくんばあらざるなり。郵便貯金に附隨して

證券保管の制度はもと郵便貯金の制限超過額を國債證券に換へて保管する

の制に拘まり、後預け人の所有する證券をも保管することとなり、次て其購入、賣却をも取扱ふに至り、從來一部資産階級又は營業者の間に局限せられたる國債證券等の播布を媒介したるの效果大なるものあり。其後明治三十九年に至り

郵便振替貯金



貯金局廳舎

事業創始せられて通信官署の現金取扱事務に一生面を劃するに至る。蓋し振替貯金は最も進化したる送金手段として各種取引上に活用せられ、之か加入者は恰も一の計算組織を享有するに等しく、之に送受の關係を有つ者亦其手續簡易確實にして、殊に其口

座現在額は貯金として保管利殖せらるるの得あり。而して振替貯金口座を中心として計算關係を集注決濟し得る作用は、之を應用する幾多附帶制度の發達を促し、市公金府縣稅特殊銀行委託事務集金郵便等何れも廣く其效用を發揮しつつあるあり。其後通信官署の手に移されたる現金出納に關する事務を

年金恩給 金の支拂となす。日露戰役後、是等受給者激増し、而も全國五百數十ヶ所に過ぎざる地方廳又は金庫の支給に俟つときは、其受領の爲めに勞費を徒消し不便甚たしきものあり。之れ明治四十三年行政整理を機會として、其支給事務を地方廳より通信官署の手に移したる所以にして、爾來受給者の利便は勿論關係官署の事務簡捷に資したること尠少ならざるものあり。更に大正四年

國庫金 受拂の制度を設け、各種國庫歲入金の收納及歲出金の支拂に就き通信官署經由の手續を設くるに至れり。其未だ國庫金の全部に及ぶに至らずと雖、少數なる金庫の取扱に俟つ場合に比し遙に利便なる方法として好成績を收めつつありとす。而して是等業務を通して計理する

現金出納の規模 に徴するに、郵便局窓口に於て公衆に對して受拂する金額、大

正八年度の實績に於て五十八億圓を算し、之に郵便局相互に受授する運用資金を加ふるときは其受拂總額實に七十八億圓に上るに至れり。而して出と納とは通信官署と公衆との間に經緯せられて交々相調節するものにして、之を一團として見たる現金疏通の實體に於て、貯金に於ける預拂殘存額か貯蓄の發達と共に漸を逐うて集積せらるるの外、各其受拂の均衡を制し得るの理なりと雖、各其一部局に於ける現金の出入は必ずしも緩急一ならず、其過剩あるものは漸次之を中央に致すと共に、不足あるときは補給を受け、其送受に金庫銀行を介在せしめ、或は現金を送受し、刻々の需要に應じて苟くも阻滯なからしむる一方、多額の資金を擁し通貨死藏の弊なからしむるを期せり。這般

資金の運轉 關しては其由來一朝に在らず。明治三十三年度以前は各局資金及過超金は通運會社に托して月二回に交付及納付し、尙各局に一定の資金を据置くの制を執りたるも、三十四年度に至り通運會社の請負を解除し、郵便機關を利用し所謂現金遞送便を開始する等運用方法に幾多改善を加へて其敏活簡捷を期圖せる結果、其取扱高の増嵩する反對に郵便官署の手に存する資金は却て減し、管

に郵便貯金のみならず、郵便爲替等受拂金の一部をも預金部に廻收し得るに至れり。現時郵便貯金は大藏省預金部の管理する所にして、同部保管金の大部分は郵便貯金之を占め、一團として國家公共の費途に供用せられつつありとす。

第一章 郵便爲替

第一節 内國爲替

爲替の起源 に就きては遠く十二世紀の末葉伊太利に行はれたるを始めとし、其後十六世紀の交歐洲各地定期市場の開催せらるること盛なるに及び、爲替手形の流通益多きものあり。蓋し爲替の事たる通商交易の發達に伴ひ、通貨送受の煩に代ふるに相互の信用を基礎とする代用證券を用ひて之か決済に充つるの方法なるか故に、其創始は又商取引の進歩に促さるるものあればなり。支那唐代の飛錢。又之に該るものと稱せらる。我國は鎌倉時代に於て爲替の行はれたる跡ありと雖、其史上に明なるは南北朝の末葉大和下市に於て近郷相集ひて定期に開催する市場取引の爲めに切手を使用したるを以て嚆矢とすへし。其後徳川時代に入

り商業の中心地たる大阪に於て最も廣く爲替の行はるるを見、其組織亦完備せり。寛文三年石丸石見守意を手形流通に用ひ、十人爲替なるものを置きて帶刀を許し組合に行司を命じ、其下に二十二組の中、小兩替を置き相連絡して手形流通の發達を來すに至る。當時諸大名か用金を江戸に遞送するに勞費多きを以て金員を爲替に託すること行はれ、幕府亦用金遞送の爲めに兩替商を介せる如き、何れも是等設備の利用に外ならざるなり。爲替の由來に就きては以上述ふる所の如しと雖其の郵便機關を利用する

郵便爲替の創始 に至りては亦泰西各國を推さざるを得ず。即ち西曆一六二〇年代佛國に其端緒を見、其後英國和蘭等に行はれたるも、當初郵便吏員か私的業務として營みたるに過ぎず。其後郵便事業の發達に伴ひ之を附帶業務として兼營するの風潮を見るに至り、佛國は一八一七年英國は一八三八年普魯西は一八四八年何れも之を郵便制度の上に加ふるあり、幾何もなくして各國に擴まり、郵便事業の在る所亦郵便爲替を營まざるものなきに至れり。其

我國に實施 せられたるは明治八年一月に在りとす。當時郵便創業以來日尙

淺く諸事匆忙に際すと雖、事の國利民福に至大の關係あるに鑑み、能く紛糾を排して之が實施の機會を失せざりし點に就ては、亦時の驛遞頭前島密氏か淬勵の功を推すへし。其企劃の際に在りては民間未だ一銀行の在るなく、上司の這般金錢計理の成否を危ふみ創業資金を糜するを慮りたるか如きは止むを得ず、國幣亦多端にして運用原資として三萬千五百圓を頼ちたるに過ぎず、之を一局當三百圓乃至五百圓宛配付せりと雖、能く其運用の機能を效すに就きては相當補充方法を講ずるの要あるに鑑み

一郵便取扱役をして資金若干を貸上の爲準備せしむる事

二大藏省より各府縣に廻付さるる金圓を驛遞寮に於て送付の任に當り之を便宜振替融通せしむる事

三府縣廳より其管内郵便局へ拂渡金の取換を爲さしむる事

の三項を定めて之に備ふる所あり。爾來各地の希望に應じて陸續爲替業務を開始するに及び、引續き三回に亘りて二十八萬圓を追加するに至れり。而して此資金は郵便爲替貯金特別會計の原資として今尙存續すと雖、日々數千萬圓を吞吐す

而して明治三十九年創始に係はる振替貯金は送金手段として爲替に類する爲め幾分影響を被りたるも幾程もなく其遞増の勢を挽回し、大正九年概算に於ける受拂口數六千九百萬・金額十七億圓を算するに至れり。郵便爲替業務方法に就きては爲替の種類を分つて

通常爲替電信爲替小爲替 の三とし、前二者は何れも通知式の爲替にして手續鄭重なるも、小爲替は差出人に於て豫め受取人及拂渡局を指定することなく持參人拂となすことを得る簡易なる小額爲替とす。各證書一枚の制限金額亦屢改正あり、殊に明治三十三年郵便爲替法制定前までは同一差出入より同一受取人に宛てたる一日の振出高に制限ありたる爲、送受上に不便多き場合ありしか、之か撤廢と共に大に利用の範圍を擴むるに至れり。現時實用の最も多きは小爲替にして、總口數の六割四分を占め、通常爲替三割電信爲替六分に當れり。更に近く大正九年八月證書一枚の金額制限を高めて通常爲替三百圓電信爲替五百圓・小爲替二百圓とし、各従前に比し遙に擴大したるを以て、今後の利用狀況自ら其面目を新ならしむものあるへし。次に郵便爲替に關する

特殊取扱 に就きては各其利用の機會に應じ、簡易敏速にして且確實ならしむべく幾多の方法を存せり。即ち僅少の料金を以て差出人の爲めに通常爲替證書を安全に送達する證書送達あり。爲替金受取人の居宅に就き拂渡を爲す居宅拂あり。證書の裏面に線引して銀行に讓渡す途あると共に、其手形交換所組合銀行宛のものは交換拂に付し得るの制度あり。又證書面拂渡局の如何に係はらす豫め請求して利便なる局に於て拂渡を受くる便宜拂の方法あり。差出人に於て爲替金拂渡濟否を知らんとせば豫め其請求を爲し、又事後に於て其取調を受くることを得べく、其他電信爲替を至急扱にし、又其證書を別配達にして各其速達を期し、電信爲替を局留置にして旅行者に便する等の方法を存せり。嘗て布米爲替の制ありて布哇出稼人の送金に便したるも、之か取扱を爲せる正金銀行に於て振替貯金に加入して以來其實用なきに至れり。尙郵便爲替の一體様とも見做すへき既往の制度に郵便取立金あり、明治二十九年代金引換郵便創始に方り其取立金送付の爲めに設けられ、其後證券取立等に及ぼし取扱亦多額に上りたるか、大正五年取立金の送付を郵便爲替の方法に依ることとしたる結果廢止せらるるに至れり。

第三節 外國爲替

萬國郵便爲替條約 は大別して萬國郵便聯合爲替約定及特別爲替條約の二とすることを得へく、前者は萬國郵便聯合條約の附屬約定にして多數郵便聯合國は又爲替約定に加入せり。其初めて締結せられたるは西曆一八七四年ベルン郵便會議の時に在りて、我國は一八八五年(明治十八年)里斯本會議の時加入せり。爾後郵便會議の都度爲替約定の改定を見、現行制度は一九〇六年(明治三十九年)羅馬會議の結果に基くものにして羅馬約定と稱せらる。特別爲替條約は萬國聯合約定に加入せざる諸國相互間又は加入國と非加入國間各別に締約するものにして、其本邦との間に於けるものは明治十二年香港との締約を嚆矢とし、次て英國佛國は萬國郵便爲替約定加入國なるを以て我國が加入すると共に必要なに至る米國加那太墨西哥露西亞と條約を交換せり。是等締結國とは何れも直接に爲替を送受することを得へく、其未だ條約なき國に對しては締結國の媒介に依り爲替を交換し得るの途を開きあるを以て、現時殆ど世界の凡てを通し爲替送金の便を得ざるなきに至れり。

外國爲替業務

に就きては、爲替の種類に郵便爲替及電信爲替の二種あるも、電信爲替の送受は特に其協約ある國に限らる。一口の制限金額は聯合國は一千法(凡四百圓)米國は百弗凡二百圓等各相異なり、其受拂に際しては爲替相場に依り時價換算を要するものあり、爲替料金亦一様ならず。而して爲替證書は多くは差出人に交付することなく郵便局相互間に於て送受し、振宛郵便局より受取人に送達して拂渡を爲し、聯合約定に依るものに在りては差出人に於て爲替券に通信文を記載することを得へし。特殊取扱に就きては其對手國の如何に依り爲替の別配達拂渡通知宛變更等を請求することを得へし。

第三章 郵便貯金と證券保管

第一節 郵便貯金の創始と其發達

零碎の資金 を得るに従ふて保管利殖するの機會を興へ、依りて多數薄資者に勤儉貯蓄の精神を鼓吹するの制度は、社會問題の漸く擡頭せる十八世紀の末葉歐洲各國に於て、公共慈善の趣旨に胚胎して其端緒を見るに至り、獨逸漢堡の貯金所

移入の一相として見るべく、當時民間未だ貯蓄銀行の行はるるものなく全然新規の施設にして、夫の歐洲各國か郵便貯金に就く以前に於て幾多民設機關の爲めに苦かき經驗を嘗め、將た既に民營の礎地存するか爲めに之か創設に際して曲折を重ねたるか如き轍を覆むに至らず、事を草創に起して此社會的施設に第一步を投するに至る。其草拓の績に就ては亦時の驛遞頭前島密氏の名を牢記せざるへからざるを見るなり。而して其業務組織の結構に就ては之を措くも、當時尙封建の遺風脱せずして隣保の共濟に馴れ、金錢を輕視し貨殖を卑しみて恬淡之れ風としたる時人に對し、此幾多社會的試練の產物たる本制度を了得せしむる上に就き、扶掖提擲の勞一朝に非ざりしを知るものあり。創業に際して本制度の趣旨を宣明せる

告知文 の如き亦能く當時の状態を語るものありとす。曰く

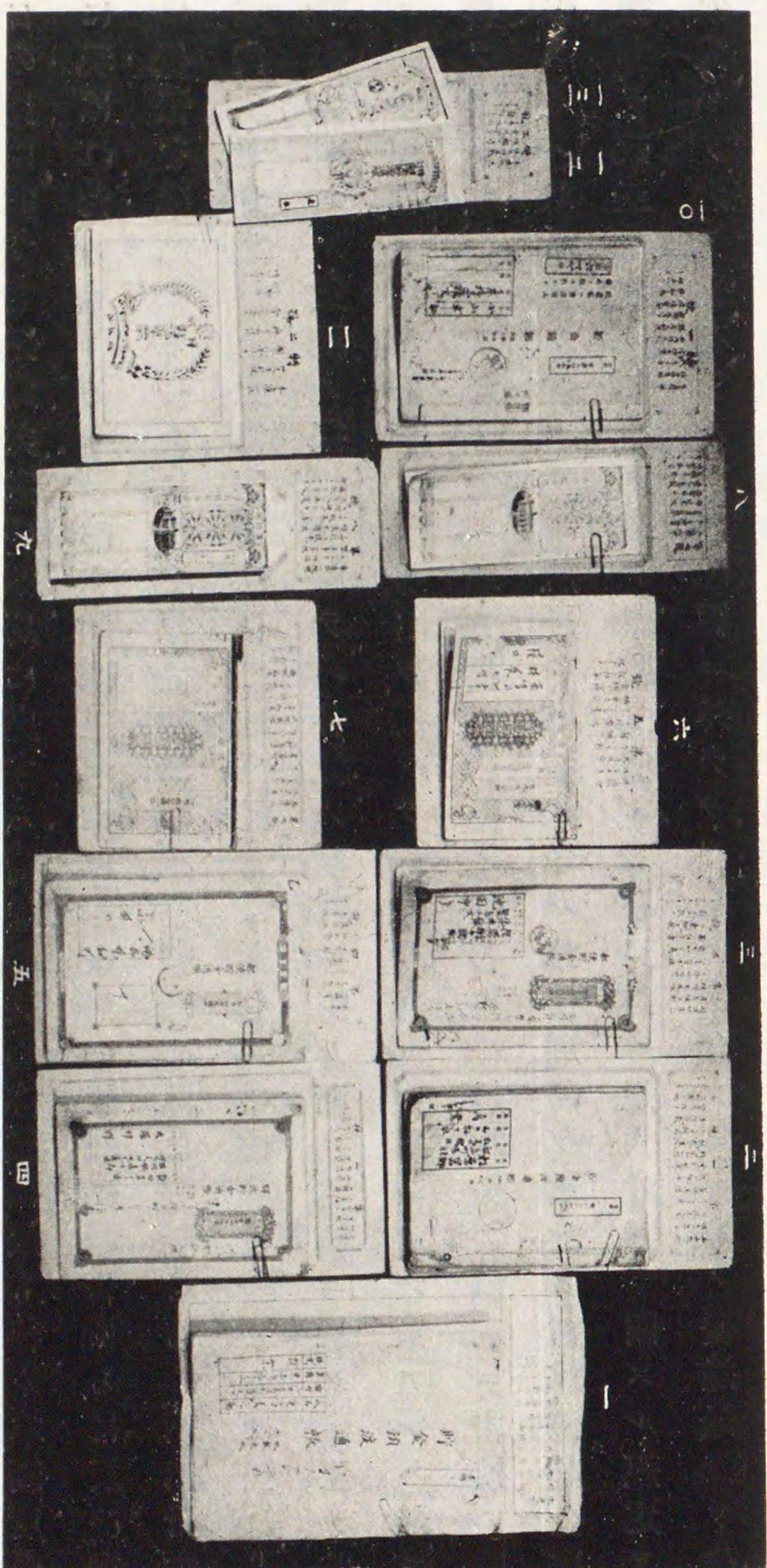
凡ソ窮巷陋衢ニ住スル小民モ皆萬物ノ靈トシテ之ヲ尊ム所以ノ者ハ健康ニシテ豫メ疾病ノ患ヲ防キ壯時ニ方リ老後ヲ慮リ能ク其生計ヲ經營シ吾獨立ノ權ヲ保存スルヲ以テナリ然ルニ下等一般ノ民人朝ニ在テ夕ヲ謀ラス得レハ即チ

之ヲ費シ甚シキハ節儉貯積ヲ以テ耻ト爲スノ風アルニ至レリ故ニ一旦病ニ罹リ或ハ老テ親族ナケレハ妻子ヲ餒シ其身ヲ凍シ自ラ窮阨ノ極ニ陥リ竟ニ他人ノ累ヲ爲ス實ニ歎息ノ至リナラスヤ豈萬物ノ靈タルヘケンヤ因テ今般小民ノ爲メ貯金預局ヲ設ケラレ此民人ヲシテ能ク節儉ノ風ヲ興シ餘金アラハ之ヲ貯蓄シ其健時壯時ニ在テ凍餒ノ難ヲ防キ兼テ產業資本ヲ堅フシ其獨立ノ生ヲ畢ヘ人ノ靈タル所以ノモノヲ大ニ満足セシメンタメ老少男女何人ニ限ラス金拾錢以上ハ預ケ得ヘク且其元利共増殖スヘク又何時ニテモ請取得ヘキ最モ自由ニシテ安全ナル規則方法ヲ御制定内務卿ノ保證ヲ以テ驛遞頭之ヲ掌リ差向月日ヨリ左ニ記ス郵便役所ニ於テ事務ヲ開キ漸次京都大阪ヨリ各地ニ廣ク施行スヘシ請フ區戸長教員及ヒ傭主タル者篤ク此舉ノ盛意ヲ戴キ能ク此規則ヲ辨了シ小民徒弟僕婢ヲ教諭シ以テ恆産アラシメ以テ風俗ヲ厚フセンコトヲと、即ち能く新制度の趣旨を衍義説述して餘蘊なしと雖、其實際に現はれたる所を見るに創始第一年に於て二千百四十八人の預人と二萬五百五十九圓の預金額とを得たるに過ぎず。以降

發達の狀況 に徴するに、其現在預ケ人の十萬を超えたるは創始後十年を經過したる明治十七年にして、貯金現在額一千萬圓に上りたるは十九年に在り。明治二十六年に至つて預人百萬に達し、貯金額の五千萬圓を算するに至りたるは日露戦役の終了したる明治三十八年にして、此前後より貯金の増進漸く破竹の勢あり、明治四十一年には一億圓に進み、四十三年には預人一千萬を突破するに至る。固より時に消長なかりしに非すと雖概して健實なる發達を示し、特に大正五年以降歐洲戦亂の影響に依る財界の好況に伴ひ其増加特に顯著にして、即ち同年末預人員千五百萬、貯金額約三億萬圓なりしものか最近大正九年末(概算)に於ては預人約二千四百萬、金額八億二千萬圓を算するに至る。而して此數字的推移の一面に於て社會事情の變遷、民力の伸暢特に國民思想の啓發を數へ得へしと雖、其能く茲に至らしむる上に就き當路者が一貫したる

貯金の獎勵 に関する各般の施設は亦其要諦に居るなくんはあらず。前島密氏は更に明治十年「貯金預法論告の大意」を作りて廣く頒布し、十二年八月附を以て各當務者に「貯金預所要旨」を布達し、東西の事例を引證細説して只管其貯蓄思想喚

明治の帳通金貯便郵



(七・六)分の正改年七十三治明、わしりな(五りよ一)形大め始、く如の圖とくるため改な式様來以業創は帳通金貯預はもの(九)式子冊に別、しと(八)式疊折てしに正改の年五十四治明はもの用現。りせ便に帶携てし少縮りよ改物建限制上屋及線火防内市京東年五十四治明は(〇一)ち即てしに帳通別特は側左。りせ用便を之に帳通度再き多拂役戰年四三正大同は(二一)、帳通念和賞行役戰年八七十三治明は(一一)、のもるたし行發に特爲の勵獎金備準の修りな帳通管保券證別特其は(三一)、てしに分の

起の要を説き、其後十六年貯金規則の要領並利息表を頒布し之か周知に努むる所あり。爾來貯金の奨励は郵便官署に於ける間斷不息の行事を爲せる中に就き最も重要な關係を有したるを日露戰役となす。當時我國民の貯金に對する觀念亦曩日の比に非すと雖、此邦家の難局に處する國民の決心亦誠は最も善く本制度の上に見はれたるものあり。即ち明治三十六年末東洋の風雲急を告ぐるに及び、國民の覺悟を喚起する一面に於て勤儉貯蓄の必要朝野の間に提唱せられ、明治卅六年末内務大藏遞信三大臣連署を以て地方長官に對し左の内訓を發するに至れり。勤儉ニ關スル氣風ノ振作ニ就テハ各位ノ奨励ニ依リ漸ク其緒ニ就クニ至リ特ニ組合規約ニ依ル貯蓄ノ狀勢日ヲ逐フテ好況ヲ呈セントスルノ徵アルハ最も喜フヘキ現象タリ此ノ如キ地方共同自營ノ貯蓄カ一般地方ノ福利ニ密接ノ關係アルハ敢テ言フ俟タサル所政府カ從來年々郵便局所ヲ増設シ尙郵便貯金取扱方ヲ改正シ之カ預金拂戻ノ手續ヲ簡ニシ今又茲ニ規約貯蓄ニ關スル規定ヲ制定シテ之ヲ發布セル亦此趣旨ニ外ナラサルナリ念フニ民業ノ發達最急ヲ告クルノ時ニ際シ其餘力ヲ蘊蓄シ進テ積極ノ經營ニ資スルハ世運ノ進歩ニ應ス

ル必要ノ方途タリ現時我國ノ狀勢之ヲ歐米各國ニ比シテ國民ノ資力並ニ事業ノ經營ニ於テ著シク徑庭ノ存スルヲ觀ルハ頗ル遺憾トスル處各位固ヨリ深ク茲ニ留意シ平素實力ノ蘊蓄民業ノ振興ニ努メラル所アリト雖モ殊ニ本年秋收ノ如キ各地概シテ稀ニ見ル所ノ豐饒ナルヲ以テ之ヲ好機トシ此際更ニ一層ノ奨励ヲ加ヘ以テ充分其實效ヲ擧ケラレントヲ望ム

干戈一度動いて戰局の進展するに伴ひ。郵便貯金も亦累月増進し、三十七年二月開戰當時を取りて平和克復せる三十八年十月末に比するときは預人員に於て六割強、金額に於て七割弱の増進を示すに至れり。之れ蓋し時局に處したる國民努力の結晶なりとすべく、加ふるに戰後論功行賞の發表せらるるに方り、一時に莫大なる金額を民間に散布するの危険と受給者の利便とを慮り、恩賜金の下賜に本制度を介したることは亦斯業の普及發達に資すること大なるものありとす。次

て明治四十一年 戊申詔書 の喚發せらるるあり。之れ戰時中涵養せられたる勤儉貯蓄の美風を保持し、戰後國本の培養を效さしむるに在るものにして、能く上下響應して茲に

力を致すと共に、一面經濟界の好況に伴ひ貯蓄の實績は隆々として擧り年々二千萬圓内外の増加を來し、大正元年十二月の交現在高二億萬圓を摩するに至れり。其後財界の不況に伴ひ一高一低を重ねたるも大正四年の比より再ひ常調に復し、加ふるに同年十一月御大禮紀念貯金の爲急激なる人員の増加を示し、人口百人に對し約二十五人の現在預金人員を見るに至る。次て

歐洲戰亂の突發するあり、其當初に方りては財界の打撃に伴ひ稍増進の歩武を紊したるも、幾程もなく諸般産業の活況を呈するに及びて其増加特に目醒ましきものあり。乍併社會一時の好況に狃れて將來の計を逸するなく、豫め戦後の經營に處するの必要に基き、大正六年五月内務大藏農商務遞信四大臣連署を以て貯金奨勵に關し各地方長官に訓示する所あり。是か實行に就き幾多の方策を講ずると共に、一般資力の増進及貯蓄心の浸漸に伴ひ、毎年預人員は百萬金額は億を單位とする増進歩合を示すに至れり。以上貯金奨勵の經過に就き些か絮説を試みたるもの亦本制度が社會的に重要な意義を伴ふ一方に於て國民思想の變化著しきものあると共に、普遍なる郵便官署を其執行機關とすること並當務者の間斷

不息の努力が其達成に與て力ある所以を明にせんとするものに外ならざるなり。

第二節 郵便貯金制度

法令制度の改廢に就ては明治七年八月英國に於ける郵便貯金制度を參酌して貯金預規則を制定し、翌八年五月より實施せり。初め單に貯金と稱したるか、十三年一月驛遞局貯金と改め、二十年四月に至りて郵便貯金と改稱せり。貯金預規則は十二年十二月郵便規則に編入せられ、十五年十二月郵便條例の制定せらるるも依然其一部に屬したるも、二十三年八月に至り之を分離して新に郵便貯金條例を制定せり。在來貯金の方法は現金に限られしか貯金奨勵に資する爲め明治三十三年切手貯金の制を開き、翌年證券貯金の方法を設け及在外邦人の貯金に便する爲め特別郵便貯金規則を制定し、日露戰役に際して規約貯金及据置貯金の方法を定め、郵便集配人取集貯金を實施して預入に便する所あり。明治三十八年郵便貯金法を發布し、同時に郵便貯金規則を制定して在來の法規を統一整理し制度の結構頗る整へるものあり。爾來預拂に關する條件及手續等に關し屢改正を加へ

て今日に至る。貯金の

制限金額 は當初一人總額五百圓・一日の預入額五十圓を限度としたるか、明治十四年に至り一度總額の制限を解き二十四年舊制に復せり。其後民度の向上に伴ひ金額の制限寡少に過ぐるを認むるに至りたるを以て、明治三十八年郵便貯金法の制定に方り最高限を千圓に高むると共に、一日の預入金に對する制限を撤廢し、且公共團體・社寺・學校其他特殊のものに對しては特に貯金總額に制限を付せざることにし、大正九年八月更に最高限度を二千圓に高めて時勢の要求に副はしむることとせり。

利子歩合 に就きても幾度か變更あり、之を表示するときは左の如し。

明治八年五月(創始)年三分	明治九年三月	明治十一年一月	明治十八年一月	明治十九年九月	明治三十七年八月	大正元年十一月
五分	四分	四分	四分	四分	五分四毛(朝鮮)	五分四毛(朝鮮)
明治十年一月	明治十年四月	明治十一年一月	明治十八年一月	明治十九年九月	明治三十七年八月	大正元年十一月
五分	七分二厘	四分	四分	四分	五分四毛(朝鮮)	五分四毛(朝鮮)
明治十四年四月	明治十九年五月	明治十九年九月	明治十九年九月	明治十九年九月	明治三十七年八月	大正元年十一月
五分	五分四厘	四分	四分	四分	五分四毛(朝鮮)	五分四毛(朝鮮)
明治三十九年五月	明治四十三年二月	大正四年三月				
五分	四分二厘	四分八厘				
明治三十九年五月	明治四十三年二月	大正四年三月				
五分	四分二厘	四分八厘				
明治三十九年五月	明治四十三年二月	大正四年三月				
五分	四分二厘	四分八厘				
明治三十九年五月	明治四十三年二月	大正四年三月				
五分	四分二厘	四分八厘				

(朝鮮・臺灣・關東五分四毛。尙九年四月より樺太・青島地方南洋群島・支那に於ける分も五分四毛とす)

事務競技會



貯金局は郵便貯金の普及を期し、事務員を養成し、事務の進歩に資する。是れ事務員養成の場である。明治三十三年三月、郵便貯金の普及を期し、事務員を養成し、事務の進歩に資する。是れ事務員養成の場である。明治三十三年三月、郵便貯金の普及を期し、事務員を養成し、事務の進歩に資する。是れ事務員養成の場である。

郵便貯金の預入 は郵便局窓口

に就きてするを普通とするも官廳又は多數預け人あるものの利便を圖り期日を定めて郵便局より吏員を派出する出張貯金の方法あり(明治三十二年五月創始)。又郵便局所に遠隔せる預入者の利便を圖り郵便集配人をして貯金を取集せしむる集配人取集貯金の制を設く(明治三十七年八月)。貯金の預入に郵便切手を以てする切手貯金は西曆一八八〇年(明治十三年)英人フオーセット氏の考案に基き同國に創始して以來各國に行はれ、我國は明治三十三年三月之を採用し貯金實行

の階梯を形造る制度として主に學童貯金に利用せらる、其大正八年度に於ける預入口數四百五十萬を算せり。證券貯金は支拂期の到達したる證券又は其利札を郵便貯金に預入する方法にして、勸業貯蓄、拓殖、興業各銀行債券利札等に對して其利用を見たるも、大正元年振替貯金に依る元利金支拂の制を設けて以來是等は同制度に赴くに至り、現時證券貯金を利用するものは各府縣債及市債のみなるを以て、八年度の取扱高五萬口を出てさるも尙漸次増加の傾向を示しつつありとす。

貯金の實行は克己自制に源由すと雖、何人も知つて行ひ難きは亦其通態とする所にして、之に備ふべく特殊の方法を設けたるものあり、

規約貯金据置貯金 の如きは即ち之にして、前者は組合組織を以て多數者互に一致して勤儉貯蓄を勵行せんとするに便し、官衙學校、町村殊に青年團等に多く行はれ、明治三十六年十二月開始以來漸次増加して現に團體數二萬有餘、預入人二百三十萬あり。後者は或期間内拂戻さざる決意を以て實行する貯金に適する爲め一定の据置期間を置く方法にして、翌三十七年十一月實施し、現在三十二萬の預入と約千四百萬圓の据置預金とを有せり。据置期間は三年乃至十年にして、就中十年

を擇ぶ者最も多く、期満ちて更新するを妨げず。尙特殊貯金の一種たる共同貯金は多數者共同の目的を以て遂行する爲之か資金を蓄積するに便する制度にして、嘗て水雷艇貯金等の名の下に江湖に喧傳せられたるものあり、現預入人七千餘人なるも名義人以外關係預入者は更に多數に上る。外に海外貯金の制ありて、明治三十四年十月實施せられ、海外出稼人をして其贏ち得たる資金を故國郵便貯金に預入する便に供せり。

郵便貯金の拂戻 には通常拂即時拂等各種の方法ありて、貯金一面の機能を充足する爲屢次改良を加へて實用に便する所あり。通常拂の方法は預入人の請求に依り貯金局原簿に依りて證書を發行し、之に依り郵便局に於て現金拂渡を爲すものにして、創業以來行はれ最も確實なる拂戻方法なりと雖、手續上相當日時を要し、急需を充すに適せざるを以て、明治十七年七月即時拂の制を設くる所あり。然るに此方法は其利便に伴ひ詐取騙奪の危険あるを以て、開始當時は其請求を預入局に爲さしむると共に保證人を立てしめ、且一日一回二十圓以内の制限を設け、一度は更に之を十圓に低めたることありしも、其後貯金制度の發達に伴ひ漸次其制

限金額を高め且條件を寛にする所あり。現行の方法に依れば、即時拂は貯金通帳中現在高證明を付したる金額及自局預入の金額に對しては拂戻高及回数に何等制限なく拂戻請求に應ずるのみならず、他局預入に對しても一日三十圓一月百圓を限り特に本人たるの確證を得れば之か拂戻請求に應ずることとなせるを以て拂戻の大部は此制を利用するに至れり。其他局待拂の制は明治三十七年十二月施行せられ、貯金本局所管の預入の爲めに同局と隣接する遞信省構内郵便局に就き即時に金額に制限なく拂戻を受けしむる方法にして特に東京市民に便し、又非常拂と稱し火災・水害等の事故に際し預け人の急需に應せしむる爲特に駿速の取扱を爲す方法を設け明治二十六年十月より之を施行せり。

第三節 證券保管

證券保管制度 は明治二十四年一月之か創始を見たるも、單に貯金預け人の請求に依り其郵便貯金を以て證券を購入し同時に保管したるに止まるを以て其利用少なく明治三十七年末現在數二千四百人を算するに過ぎざりしか、明治三十八

年郵便貯金法の實施と共に預人の現に所有する證券も亦保管し得ることとなり、其取扱證券の種類も多少の變遷を経て現時各種内國債(賣出中のもの)・勸業債券(同上)・貯蓄債券・拓殖債券・興業債券を算するに至れり。曩に保管と共に其證券の交付を受くる外他に途なかりしを改めて新に償還並賣却に關する制を設くる等擴張改善の結果、證券の賣却に在りては郵便官署に於て其保管證券に對し媒介の取扱を爲し又償還に在りては期限到來等に依る償還及割増金當籤の場合に其現金を受取り、各其金額を預け人の貯金に組入れ又希望に依り直ちに其拂戻を爲すの方法を設く。

證券保管事業發達の機會を爲したるものは明治三十九年日露戰役の論功行賞に際し之か賜金の大部分を、現金は郵便貯金通帳に依ると共に證券は證券保管通帳を以てすることとしたるに在り。當時其賜金巨額に上りたるを以て證券保管事務に一大膨脹を來すに至り、同年末現在人員二十八萬、保管證券四十五萬枚、額面金額三千六百餘萬圓の巨額に達せり。乍併其受領證券を永く保管する者少く交付・賣却の請求續出したる爲爾後二三年間は減少を免れざりしか、一面之に依り

貯金局證券課



中央の列には到着郵便物封の證券取揃等事務を扱ひ、左方は該證券類を計理爲すつりあ、當課従事員五百名を算す

證券保管制度を一般に周知せしめたるものあり。爾來取扱證券の種類増加及其普及に伴ひ著しく其増進を見るに至り、更に大正五年日獨戰役後の論功行賞に際しても前例に依り郵便貯金として交付し、八年七月より郵便局に於て國債證券の賣出を取扱ふと共に、其賣出中の國債證券も亦郵便貯金に依り購入保管し得ることとなり最近大正九年末に於ける現在人員百萬に垂んとし、證券枚數五百八十萬券面金額一億千五百萬圓を算するに至れり。本制度が各種證券の民衆化に對する恰當の制度たるは如上の數字

之を證して餘りありとす。

第四章 郵便振替貯金及附帶業務

第一節 郵便振替貯金

振替貯金の機能 は振替貯金口座の名に依りて夙に周知せらるるものありと雖、其作用を略述するときは口座所管廳「貯金局」に加入者の口座を設け、之に對する拂込金の受入を爲し、加入者の請求に依り現金の拂出又は口座相互間の振替計算を爲し、以て日々其受拂高を加入者に通知する方法に依るものなり。故に其法制の系統郵便貯金法に屬するも、一種の送金機關として郵便爲替と其作用を同うし、特に計算手段として現金を用ひす極めて簡易確實なるのみならず、制度の性質甚た利用の範圍廣き結果附帶業務の簇出を見、一として可ならざるなきの狀況に在り。今本制度

創始及發達の由來を繹ぬるに西曆一八八三年(明治十六年)奧太利に於て郵便小切手及振替計算制度として創められ、其利便なる組織に依りて當初其施設に反

對したる銀行業者及在來信用の便を缺ける小事業家の如き争うて加入し、且之を諸官廳に於ける計算組織に利用するに至れり。此嶄新なる制度は直ちに各國の認むる所となりたる中に就き、我國は又埃、匈國及瑞西に次きて明治三十九年（一九〇六年）之を實施し、爾來業務の改善を加ふる一面に於て之か利用鼓吹に努めたる結果加入者累年激増し、其口座所管廳の如きも東京を始めとし大阪・福岡・小樽・下關・金澤・仙臺・名古屋及殖民地として京城・臺北・大連の十一ヶ所を數ふるに至り、交互計算連絡の關係を有ちて制度利用の上に益敏活を加ふるに至れり。

振替貯金制度 は利用方法の甚だ簡單にして其加入者に對する拂込には拂込書用紙に相當事項及通信文を記入し現金に少額の手數料を添へて最寄郵便局に申出つれば是るべく、尙拂込に郵便爲替證書振替貯金拂出證書等を供用するの途あり、又其料金を加入者に於て負擔する方法を存せり。其加入者が自己又は他人を受取人に指定する現金の拂出、又は他の加入者と計算の爲めにする口座振替に就ては拂出書を直接其受持口座所管廳に送付するときは、之に依り拂出證書を發行して受取人に送付し、指定郵便局にて拂渡を受くべく、口座振替に就ては日々

之を計理して入者に通知すること前述の如し。而して其拂出證書は線引讓渡及交換拂に付し得ること猶郵便爲替證書に於けるか如く、銀行加入者は又指定銀行の當座勘定口に其振替を爲し依りて手形交換所に於ける交換尻の決濟に充て若は之を任意に運用することを得るの利便あり。所謂指定銀行は當初日本銀行に限りたるも、其後手形交換所所在地に於ける各決濟銀行の當座勘定口に對しても亦之を認めらるることとなれり。又即時に拂出を要するものの爲めに局待拂の制あり。受取人の居宅に現金を送達する居宅拂及代金引換郵便物引換代金を直ちに振替貯金口座に拂込む方法を存せり。

第二節 各種附帶業務

市公金の受拂 は市制施行の都會地に於ける多數郵便局を利用して租稅其他公課の收納事務を取扱ひ、之を振替貯金に加入せる市の口座に集注し、市は適宜之を拂出す方法にして明治四十二年大阪市に始めて實施して良好なる成績を得、以來京都・横濱・神戸・東京・札幌等十七市二區に行はれ、郵便局取扱高は漸次市役所直接

取扱高を凌駕し、最近に於ては總數に對する郵便局取扱高、口數に於て六割二分金額に於て五割一分を占むるに至れり。

府縣稅納入 市町村の納入する府縣稅は從來收入役自ら現金を携帯して府縣金庫に拂込むを例とせるも、金庫は全國五百有餘に過ぎざるを以て之に遠距離なる町村は尠なからざる不便を感せり。仍て明治四十五年一月其納入に振替貯金制度を利用するの途を開きたるも、其未だ國稅に及はざりし爲之を利用する府縣尠なかりしか、大正四年三月國庫金受拂事務の開始に伴ひ國稅收納金も亦郵便局へ拂込を爲し得ることとなり、本制度と利便相俟つに至りし爲俄かに實施府縣の増加を見、最初加入せる熊本、愛媛、新潟等を始として最近京都府に至るまで三十府縣を算するに至れり。而して金庫に近き町村は概ね直接納入し、本制度を利用するは主として遠距離の町村なるを以て、其取扱高は總額に對し口數一割六分、金額二割三分に過ぎずと雖、尙毎年開始府縣の増加と共に取扱の増進を見つつありとす。

特殊銀行委託事務

全國都鄙に普及せる郵便局は夙に現金の計理に慣熟せる

は勿論有價證券の取扱に關しても現に證券保管制度に於て優良なる成績を示し、又曾て日露戰役に際し國債證券募集事務の取扱を爲せるあり、其他勸業債券貯蓄債券等に對しては數年來之か賣買の媒介に與かれるか如き其經驗淺からざるものあり。故に郵便局に於て特殊銀行の爲に其發行に係る債券の募集事務を取扱ひ又其債券の元利金支拂を爲し、尙進んで銀行對公衆の貸付金の媒介を開始するは、郵便官署と銀行とをして金融機關としての接觸を爲さしむる一面に於て、公衆に多大の利便を與ふる機宜の方法たるに鑑み、明治四十五年五月是等各種の事業を振替貯金に依りて取扱ふ制度を設くるに至れり。其實施に伴ひ各特殊銀行は競うて之か取扱を申請し來り、公衆も亦盛に之を利用し、以來數年にして既に全國特殊銀行の大半は本制度に關聯を有するに至れり。今其取扱種別を逐ふときは、**債券募集** には賣出募集及通常募集の二ありて、前者は概ね小額の債券を現金と引換に直ちに交付するものにして、後者は一旦應募申込と共に證據金を受理し、募入の如何を決定の上現金を拂込まして債券を交附するものなり。之か取扱を認可せる銀行は日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行を始めと

して各府縣農工銀行を通し三十行を算し、各其債券募集の都度之か取扱を爲し其成績良好にして大正八年度中の取扱を見るに賣出募集に於ける債券賣渡枚數百四十萬金額千四百萬圓にして賣出總額の三割八分に居り、通常募集に在りても亦應募枚數五萬募入金額九百餘萬圓にして總額の二割三分に當れり。

債券元金支拂は償還に係る債券元金及支拂期の到達せる利札に對し郵便局に於て直ちに支拂を爲す方法にして、債券の頒布廣きに涉れる今日、一般公衆の利便尠なからさると共に、銀行も亦債券の流行を助成するの利益あり。是亦勸業興業及拓殖銀行各府縣農工銀行等二十九にして、別に利金のみの支拂を認可せるもの一行あり。大正八年度中に於ける取扱口數四百萬金額七百餘萬圓を算せり。

農工銀行貸付 事務は農工銀行より資金を借受けんとするもの爲めに郵便局に於て申込を受理し之を銀行に媒介するものにして、其取扱を認可せるは静岡農工銀行を始めとし十三行を算し、申込に對し銀行に於て相當調査貸付を爲すものなり。大正八年度の貸付件數八十一金額八萬千餘圓にして其利用者

の範圍狹少なる爲め未だ他事業の如く顯著なる發達を見るに至らざるなり。

小切手拂込 振替貯金の利用者には商工業者最も多く、是等加入者の取扱に便する爲、手形交換所組合銀行又は代理交換委託銀行を支拂人とし、且當該組合銀行の所在地を支拂地とする持參人拂の小切手は、特に指定せられたる郵便局に限り之を振替貯金の拂込に充用し得る制度を設け、明治四十三年七月より實施せり。其施行地は東京大阪名古屋小樽等十九市區にして其大正八年度中の受入口數四千二百金額千二百餘萬圓を算せり。

集金郵便振替貯金拂込 集金郵便は振替貯金制度の利用によりて頓に其發達を致したる點に就きては曩に之を述べたり。蓋し此方法に依るときは其委託の手續簡易なるのみならず、其集金は直ちに口座に拂込むと、共に其料金は加入者の口座より徴収する等甚だ利便簡捷の方法に屬するを以て實施以來毎年著しき増進を示し、大正八年度委託高四百六十萬口金額三千四百餘萬圓にして、内口數に於て八割三分金額に於て六割八分の取立を算するに至れり。

國債募集支拂 曩に日露戰役に際し郵便局に於て國債の募集を取扱ひ好成績

を收めたるか、大正七年七月外國貿易の爲にする爲替資金調達に際し政府に於て國債證券募集の議あるや、前例に鑑み之か募集事務を郵便官署に於て取扱はしむるの極めて便宜なるを以て、新に之か手續を制定し、同年八月實施せり。然るに其手續稍煩瑣にして其取扱局を一二等局に制限せるのみならず、未だ元利金の支拂を取扱はざる爲め國債の民衆化を期する上に就き遺憾の點なしとせざるを以て、特殊銀行委託の制に倣ひ、大正八年七月之を改正して廣く各郵便局に及ぼし且元利金支拂事務をも加ふることとしたる結果其成績頓に昂り、毎回募集額の大部分は郵便官署を經、元利金支拂高も亦事業の周知と共に漸次増加の趨勢を示しつつありとす。

第五章 年金恩給の支拂

年金恩給制度 は明治八年制定の陸軍武官瘍瘡扶助規則、海軍退隱令並明治十年制定の勳章年金令に淵源し、之か支給事務は始め内務省所管に屬し、後大藏省に移り、地方廳は其委任を受けて引續き之か支拂を爲し、適宜支給手續を定め自廳所

在地の受給者には概して直拂を爲すも、其他の地方在住者には金庫を經由せるを以て、其手續簡易ならざるのみならず、金庫は其所在少數なるに依り受給者の不便鮮少ならざるものあり。故に之か支給方法改正の宿論に基き、明治四十三年行政整理に際して之を遞信省の所管に變更し、各郵便局に於て之か支給を取扱ふと共に、之を郵便貯金に聯絡して貯金勵行に便することとし、以來其利便亦曩日の比に非ざるものあるに至れり。今年年金恩給に關する

事業發達 の迹を見るに明治八年本制創始の當時は受給者僅かに百五十八人にして、明治十年勳章年金受給者を生したるも尙三百二十二人に過ぎざりしか、爾來年と共に増加し、明治十七年に至りて文官恩給受給者を生し、爾後更に學校職員退隱料及巡查看手退隱料受給者之に加はり、次て日清・日露の二大戦役に依りて異常の膨脹を來し、以來遞増して大正八年度末に於ては受給者總數三十五萬、年額三千九百餘萬圓を算するに至れり。更に近く九年八月末に於て一般年金恩給支給額の増加せるあり、特に其金額に於て劇増を見たるものありとす。其の

支給手續 に就きては遞信省所管に歸すると共に極めて簡易利便なる方法に